平成３０年度改訂版

組織向け

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の活動の手引き



滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

平成30年5月

はじめに

農村地域には、私たちが生きていくために必要なお米や野菜が作られている田んぼや畑があります。

そして、たくさんの生きものや美しい景観、豊作に感謝する伝統文化が育まれています。

しかし、**今、農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持することが難しく**なりつつあります。

そこでみんながいきいきと暮らし、**農家や地域のおとなから子どもたちまでがチカラをあわせて**行う、農地や農業用水などを維持保全する活動、田んぼや水路の生きもの調査、きれいな花を植えたりする**活動などを応援するために、『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（滋賀県の呼称）』（多面的機能支払交付金：国の呼称）が県内各地で取り組まれています。**

この手引きは、地域のみなさんが「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活用して、このような活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

※本対策は平成27年4月から法律（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）に基づく制度になりました。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例


農地法面の草刈り


水路の泥上げ


ため池の草刈り


農道の路面維持

地域資源の質的向上を図る共同活動の例


水路のひび割れ補修


農道の窪みの補修


植栽活動


水田魚道の設置

施設の長寿命化のための活動の例


水路の補修


老朽化した水路壁の
コーティング


不同沈下を修正するための
既設水路の再敷設

多面的機能支払交付金

- 農地維持支払交付金
- 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）
- 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

目　次

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の概要

１　交付金の構成と交付単価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）農地維持支払交付金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（２）資源向上支払交付金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　活動の手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

３　手続きの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅰ　組織の設立

１　対象地域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

２　構成員の取りまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３　規約（案）の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

４　活動計画（案）の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

５　事業計画（案）の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

６　総会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

Ⅱ　事業計画の認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

Ⅲ　交付金及び概算払の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

Ⅳ　活動の実施・記録

１　活動記録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

２　金銭出納簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

３　財産管理台帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41

４　点検・機能診断チェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

５　用水路（開水路）機能診断結果表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

６　透視度等調査結果表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　50

７　日当整理帳および支払報告書（確定申告用）　・・・・・・・・・・・・　52

目 次

８　その他
（１）資源向上支払交付金（共同）「環境保全型」「防災減災型」
「生態系保全型」の取組要件　・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
（２）交付金の積立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
（３）交付金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
（４）活動実施の注意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

Ⅴ　活動の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
１　実施状況報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
２　活動報告確認票（複数集落から構成される活動組織）　・・・・ 82

Ⅵ　参考資料
１　活動指針
（１）農地維持活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
（２）資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）　・・・ 93
（３）資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）　・・・・・・・117
２　末端用水路（開水路）の劣化度判定基準　・・・・・・・・・・・123
３　市町別農業地域類型＆地域振興立法８法該当一覧　・・・・・・125
４　地域資源保全管理構想（記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・131
５　活動記録（記入例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
６　組織の広域化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150

Ⅶ　様式集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151

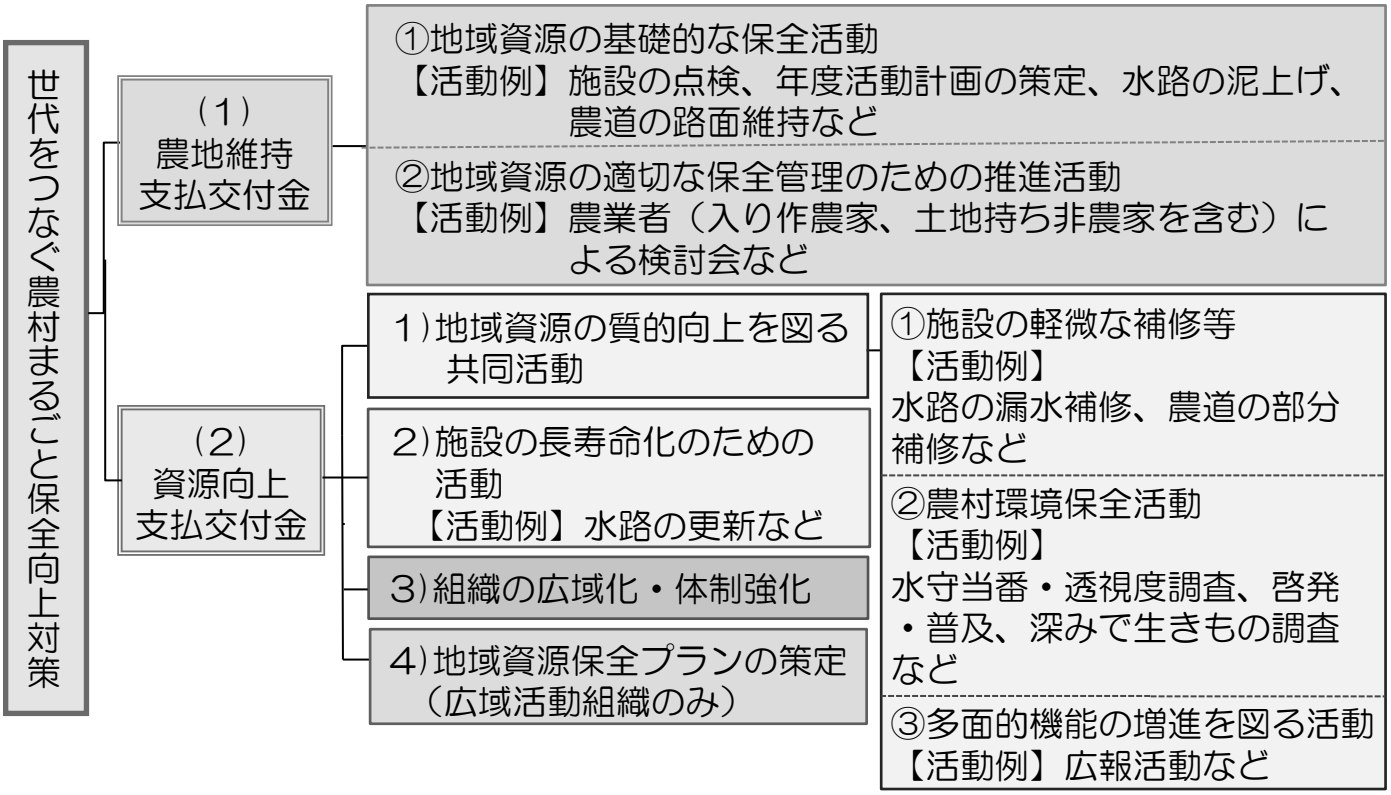
○　世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関するＱ＆Ａ　・・・195
○　お問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の概要

1. 交付金の構成と交付単価

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

※活動項目や内容の詳細は『活動指針』（84ページ～）をご覧ください。



【交付単価】　　単位：円/10a

地目	(1)農地維持支払交付金 ※1	(2) 1) 資源向上支払交付金（共同）				(2) 2) 資源向上支払交付金（長寿命化） ※3 【上限単価】
		標準型	環境保全型 ※2	防災減災型 ※2	生態系保全型 ※2	
田	2,200	1,300	1,800	1,800	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	800	2,000
草地	180	120	180	120	120	400

(2) 3)組織の広域化・体制強化 ：40万円/組織

(2) 4)地域資源保全プランの策定：50万円/組織

※1 事業計画期間中に地目を田から畑に変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用します。（平成29年度以降）

※2 「特定の取組の対象となる農用地」以外の農用地は「標準型」となります。
また、環境保全型、防災減災型、生態系保全型については実施していない市町があります。

※3 1集落当たりの資源向上支払交付金（長寿命化）の上限は200万円とします。
（平成28年度以降に市町の認定（新規・変更）を受ける活動組織のみ（広域活動組織を除く））

【対象となる農用地】

(1)農地維持支払交付金	(2) 1) 資源向上支払交付金(共同)	(2) 2) 資源向上支払交付金(長寿命化)
原則として、農振農用地区域内の農用地(※4)	農振農用地区域内の農用地	農振農用地区域内の農用地

※4 市町によっては、以下の農振農用地区域外の農用地を含めることができます。
・農振農用地区域内の農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地

(1) 農地維持支払交付金の概要

地域共同による農用地、水路、農道などの**地域資源の基礎的な保全活動（①）**と、**地域資源の適切な保全管理のための推進活動（②）**に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道などについて、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断）

点検・計画策定


施設の点検


年度活動計画の策定

研修（例）


組織運営に関する研修

※研修は、活動期間中に１回以上受講

実践活動(例)


農地法面の草刈り


水路の泥上げ


ため池の草刈り


農道の路面維持

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した保全管理の目標の設定 → 保全管理の内容や方向の設定 → 推進活動※1の実践 → 地域資源保全管理構想※2の策定

※１　推進活動の例（毎年度実施）
・農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
・不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
・地域住民等との意見交換、ワークショップ、交流会　など

※２　地域資源の適切な保全管理に向けた推進活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。活動期間中に本構想を策定することが必要です。

（2）資源向上支払交付金の概要

1）地域資源の質的向上を図る共同活動

【標準型】
水路、農道等の**施設の軽微な補修（①）、農村環境保全活動（②）**および**多面的機能の増進を図る活動（③）**に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

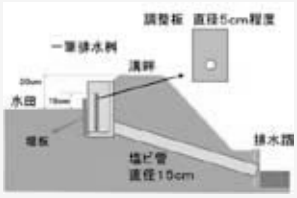
【環境保全型】
【標準型】にプラスして、「水質浄化池の機能維持活動」に対し支援します。
（詳細は57ページ参照）


浄化池の泥上げ

【生態系保全型】
【標準型】にプラスして、魚道の設置や水田内水路の設置など、生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための整備に対し支援します。（詳細は59ページ参照）


水路魚道の設置
（堰上式）

【防災減災型】
【標準型】にプラスして、まとまった農地で行う排水調整板の設置管理など、田んぼの貯留機能等を高める「田んぼダム」の活動に対し支援します。（詳細は57ページ参照）



田んぼダムの概要

①施設の軽微な補修
年度活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道などの機能診断や補修などが対象です。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定


年度活動計画の策定

機能診断


施設の機能診断

実践活動(例)


水路のひび割れ補修


農道の部分補修

研修(例)


補修に関する研修

※研修は、活動期間中に１回以上受講

②農村環境保全活動
水質保全や生態系保全などの農村環境の保全を図るための活動が対象です。
「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。
「実践活動」のうち水質保全と生態系保全は必須の取組となります。

計画策定


実践活動の計画策定

啓発・普及(例)


地域住民との交流活動

実践活動(例)


透視度調査


生きもの調査


植　栽

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいて行われる下記の活動が対象です。

- 遊休農地の有効活用
- 農地周りの共同活動の強化
- 地域住民による直営施工
- 防災・減災力の強化
- 農村環境保全活動の幅広い展開　※1
- 医療・福祉との連携
- 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

※１　滋賀県では、農村環境保全活動（②）で水質保全および生態系保全が必須活動であるため、「農村環境保全活動の幅広い展開」に自動的に該当します。

平成２９年度以降に新たに資源向上支払（共同）に取り組む場合は、水質保全活動、生態系保全活動、多面的機能の増進を図る活動のいずれかに関する下記の広報活動を実施する必要があります。※2、※3

- チラシやパンフレットの配布や掲示
- 看板やポスター等の設置・掲示
- ホームページの開設・更新
- 行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- 各種イベント等での活動内容等の紹介　など

※２　農村環境保全活動（②）の啓発・普及で「広報活動」に取り組む場合、上記の広報活動とは別の活動に取り組んでください。
※３　中山間地域等において活動する活動組織は対象外です。

2)施設の長寿命化のための活動

A）資源向上支払交付金（長寿命化）で行う施設の長寿命化のための活動

整備後３０年以上が経過し、老朽化が進む農地周りの水路の長寿命化のための補修・更新の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援します。

水路整備　用水路（開水路）

整備後３０年以上経過した用水路（附帯施設を含む開水路）のうち、機能診断（施設の状況をA，B，Cの３段階評価する用水路の劣化度判定）を実施したうえで、最も劣化の進行しているC判定の割合の多い用水路を補修、更新する活動が対象です。


用水路の更新

水路整備　生物多様性保全水路（排水路）

整備後３０年以上経過した排水路の補修、更新のうち、生きものが生息できる場所を確保する（生息・生育環境の確保）ための施設や、水田と排水路と河川等を魚道などでつなげる（移動経路の確保）ための施設などを、整備する活動が対象です。


排水路の補修


魚道を遡上するコイ

B）農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）で行う施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む用排水路（開水路・パイプライン）、農道、ため池（※１）の長寿命化のための補修・更新の活動を、農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）を活用して取り組むことができます。

※１　それぞれの附帯施設を含む

【取り組むための条件】

- 農地維持または資源向上活動（共同）を確実に実施する（量および質の維持）
- 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置づける
- 水路整備を優先的に行う

3)組織の広域化・体制強化　／　4)地域資源保全プランの策定

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をＮＰＯ化したい」「施設の長寿命化に取り組むための計画を作りたい」という場合には以下の活動が実施できます。

組織の広域化・体制強化

① 広域活動組織の設立
② 組織の特定非営利活動法人化を支援します。

地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する施設の長寿命化対策の計画的な推進などを図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。

◆広域活動組織の規模

- 昭和２５年２月１日時点の市区町村区域程度
- 事業計画の対象とする区域内の農用地面積が２００ｈａ以上　※2

※２　中山間地域等の条件不利地域では５０ｈａ以上または３集落以上

取組パターン

◆農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）の両方に取り組むことが原則ですが、やむを得ない場合は農地維持支払交付金のみの取組でも可能です。資源向上支払交付金（共同）のみの取組はできません。

◆資源向上支払交付金（長寿命化）に取り組む場合、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）の両方に取り組む必要があります。

◆中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる場合、どの交付金も重複して取り組むことが可能で、資源向上支払交付金（長寿命化）のみの取組も可能です。

注：P19およびP195のQ&AのQ4を参照

※それぞれの交付金で取り組むことができる活動（活動計画書に位置づけが必要）

交付金 ＼ 活動	農地維持活動	資源向上活動(共同)	資源向上活動(長寿命化)
農地維持支払交付金	○	○	○
資源向上支払交付金(共同)	○	○	○
資源向上支払交付金(長寿命化)	×	×	○

2. 活動の手順

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動は、以下の手順で実施します。

Ⅰ 組織の設立



活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。
事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

Ⅰ-1 対象地域の設定 →8ページへ
Ⅰ-2 構成員の取りまとめ →9ページへ
Ⅰ-3 規約（案）の作成 →10ページへ
Ⅰ-4 活動計画（案）の作成 →15ページへ
Ⅰ-5 事業計画（案）の作成 →25ページへ
Ⅰ-6 総会の開催 →28ページへ

Ⅱ 事業計画の認定



市町長に事業計画書を提出します。事業計画が認定されると市町長から認定通知書が送付されます。 →29ページへ

Ⅲ 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町長に申請します。
市町長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。 →31ページへ

Ⅳ 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。 →32ページへ

Ⅴ 活動の報告

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町長に提出します。 →76ページへ

3. 手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

活動組織

①規約等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な規約などの案を作成します。

➢ **規約** ･･･P.10

②活動計画書の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。

➢ **活動計画書** ･･･P.15

③事業計画書の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。

➢ **事業計画書** ･･･P.25

④設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の案について組織構成員の合意を得ます。 ･･･P.28

⑤事業計画の申請

市町長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行います。 ･･･P.29

⑥事業計画の認定の通知

市町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

交付金の交付申請から報告まで

活動組織

①交付金の申請

市町長に交付申請書を提出します。 ･･･P.31

➢ **交付申請書 ･･･各市町にお問合せ**

②交付決定・支払

市町長から交付決定の通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。

➢ **活動記録** ･･･P.32
➢ **金銭出納簿** ･･･P.35
➢ **財産管理台帳** ･･･P.41

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭出納簿を集計し、実施状況報告書を作成します。 ･･･P.76

➢ **実施状況報告書** ･･･P.77
➢ **添付書類** ･･･P.76

⑤実施状況報告

市町長に実施状況報告書（実績報告書）などを提出します。

⑥確認通知の送付

市町長から実施状況確認通知書が送付されます。

Ⅰ 組織の設立

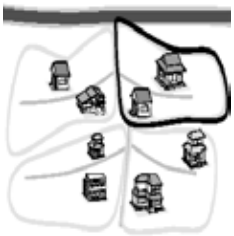
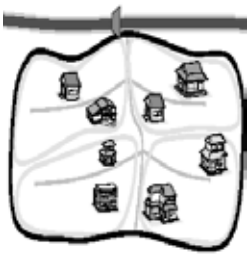
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1. 対象地域の設定

- 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- 地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- 合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。

※　活動の対象となる区域が旧市町等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や体制強化が図られるほか、資源向上支払交付金（長寿命化）の交付単価のメリット措置の適用が受けられます。組織の広域化については、150ページを参照して下さい。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
	
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
	
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

2. 構成員の取りまとめ

(1)構成員

活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加して下さい。

(2)構成員の範囲

農業者の方は、原則として、**活動を実施する農用地の中で面積の多少にかかわらず農業を営んでいる方**とします。

農業者以外の構成員は、地域の資源を守る共同活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

農地維持支払交付金

以下の①又は②の組織が支援の対象です。

① **農業者のみ**で構成される活動組織

② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

資源向上支払交付金

○地域資源の質的向上を図る共同活動

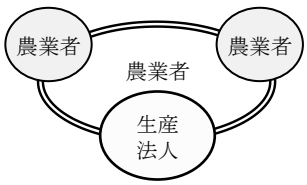
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化

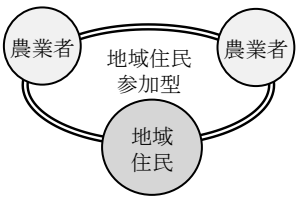
農地維持支払交付金と同様の活動組織

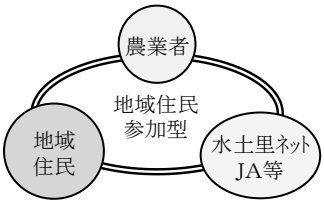
活動組織の構成例

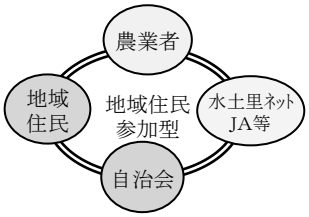
①農業者のみで構成

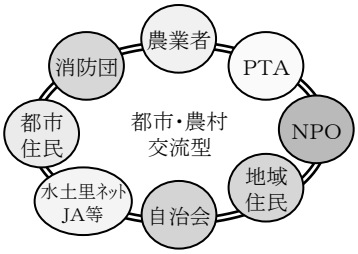


②農業者及びその他の者で構成









3. 規約（案）の作成

（1）規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

（2）規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。（多面的機能支払交付金実施要領別記６－１）

（別記６－１）

このページは規約の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

〇〇地域資源保全会 規約

平成〇〇年〇月〇日制定

総会で本規約が制定された日付を記入します。

第１章　総則

（名称）
第１条　この活動組織は、〇〇地域資源保全会（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）
第２条　活動組織は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

（目的）
第３条　活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動（共同）を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動（長寿命化）を実施する場合のみ記載します。

第２章　構成員等

（構成員）
第４条　活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第３章　役員等

（役員の定数及び選任）
第５条　活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。
代表等役員は別紙のとおりとする。
2　代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
3　代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
4　副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
5　書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
6　会計は、責任者として事業の会計を行う。
7　監査役は、責任者として会計の監査を行う。

（役員の任期）
第６条　役員の任期は、〇年とする。
2　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第４章　総会

（総会の開催）
第７条　通常総会は、毎年度1回以上開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
一　構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
二　監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
三　その他代表が必要と認めたとき。
3　前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
4　総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

取組を行う活動内容に応じて選択して記載します。

（総会の権能）
第８条　総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
一　農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
二　資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
三　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
四　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
五　活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
六　その他活動組織の運営に関する重要な事項。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載します。

（総会の議決方法等）
第９条　総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
2　総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
3　総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
5　総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。
3　総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別議決事項）
第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
一 活動組織規約の変更
二 活動組織の解散
三 構成員の除名
四 役員の解任

第５章 事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）
第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
一 活動組織規約
二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
四 その他代表が必要と認めた書類

（書類の保存）
第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

（事業及び会計年度）
第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月１日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資金）
第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する場合で、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金」と記載します。

（事務経費支弁の方法等）
第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）
第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

（資金の支出）
第17条 資金の支出者は、代表とする。

（資金の流用）
第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）
第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）
第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）
第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加して下さい。
（財産の管理）
第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

（物品の管理）
第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

（決算及び監査）
第23条 活動組織の決算については、代表は金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、事業終了後当該会計年度末までの間に速やかに監査役に提出しなければならない。
2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、事業終了後当該会計年度末までの間に監査報告書を作成し、代表に報告しなければならない。
3 代表は毎会計年度の監査について、総会の承認を受けなければならない。

第６章　活動組織規約の変更

（規約の変更）
第24条 この規約を変更した場合は、市町長に報告をしなければならない。

第７章　雑則

（細則）
第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附　則
1 この規約は、平成○○年○月○日から施行する。
2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。
3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

（別紙）

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

平成〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会参加同意書

以下3．の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1．2．のとおり定めます。

1．代表

住所は番地まで記載して下さい。

役職名	氏名	住所	備考
代表	農林太郎	〇〇〇	〇〇自治会会長

2．役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	鈴木一郎	〇〇〇	〇〇集落代表
書記	中村次郎	〇〇〇	水土里ネット〇〇
会計	渡辺三郎	〇〇〇	〇〇集落
監査役	小林花子	〇〇〇	△△集落

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

所属する集落や団体名を記載します。

（1） 農業者[注1]

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考
副代表	鈴木一郎	〇〇〇	〇〇集落代表
－	・・・・・・・	〇〇〇	

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考
会計	渡辺三郎	〇〇〇	〇〇集落
－	・・・・・・・	〇〇〇	

役員が団体に所属する場合は、役員の備考欄に3の（3）と同じ団体名を記載します。

（2） 〇〇集落

① 農業者

役職名	氏名	住所	備考
－	高橋五郎	〇〇〇	△△集落代表
－	・・・・・・・	〇〇〇	

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考
監査役	小林花子	〇〇〇	△△集落
－	・・・・・・・	〇〇〇	

（3） 団体[注2]

役職名	氏名	住所	団体名
－	理事長　村山六郎	〇〇〇	水土里ネット〇〇
－	理事長　斎藤七郎	〇〇〇	JA〇〇
－	保護者代表　伊藤八郎	〇〇〇	〇〇こども会

・「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。
・「役職名」欄には、活動組織における役職名を記載します。

4．構成員人数[注3]

計	農業者	農業者以外
177　人	56　人	121　人

・3の（1）及び（2）の個人並びに（3）の団体に所属する者の合計の人数について、農業者と農業者以外に区分して記載します。
・団体に所属する者は、その団体に所属する全ての人数ではなく、共同活動に参加する人数を記載します。
・複数の団体に所属する者がいるなど、共同活動に参加する人数の正確な把握が困難な場合は、概ねの人数を記載して頂いて構いません。

注1：「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農
注2：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表
注3：構成員人数には、3の（1）、（2）の個人及び（3）の団

(3)参加同意書への構成員の記名について

◆参加同意書には、①農業者と②農業者以外に分けて記名をお願いします。
①農業者
・活動を実施する農用地（認定農用地）の中で面積の多少に関わらず農業を営む方
②農業者以外
・活動を実施する農用地（認定農用地）を所有している方（土地持ち非農家）
・上記以外で活動に参加する方

◆日当整理帳に記載された人が構成員であるか否かを確認する際などのために、自治会などの団体の構成員として活動に参加される場合においても原則、個人名（世帯主）の記載が必要です。

◆現在活動中の活動組織は、協定期間の満了に伴い更新（再認定）の手続きを行う際に、各種団体の構成員であるか否かに拘わらず原則、個人名（世帯主）を記載してください。

◆個人名の記載に代えて既存の名簿等を別紙として添付することも可能です。

4. 活動計画(案)の作成

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の対象となる活動は、活動計画に基づき実施し、その様式は、様式第１－３号又は、様式第６－７号【共通様式】のどちらかを使用します。

※市町により対応が異なる場合がありますので、詳しくは市町にご確認ください。

以下に示す記載例は様式第１－３号です。様式第６－７号を使用する場合にもこの例を参考として記載してください。

Ⅰ. 地区の概要

(1)活動期間

活動の実施期間を設定します。

・活動期間は、原則として５年間とします。

・農地維持支払交付金にのみ取り組まれている場合、途中から新たに資源向上支払交付金（共同）に取り組むことが可能で、その場合の活動期間は下記のとおりとなります。
①「農地維持支払交付金の開始から５年間」が基本です。
②「資源向上支払交付金（共同）の開始から５年間」とすることもできます。
③②の場合、下記の点に注意する必要があります。
◎農地維持支払交付金の遡及返還の対象期間も延長となります。
◎地域資源保全管理構想の策定期限および既遊休農地の解消期限は延長とはならず、「農地維持支払交付金の開始から５年間」に実施する必要があります。

・農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）に取り組まれている場合、途中から新たに資源向上支払交付金（長寿命化）に取り組むことができます。

Ⅰ. 地区の概要

1. 活動期間

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記載しないで下さい。

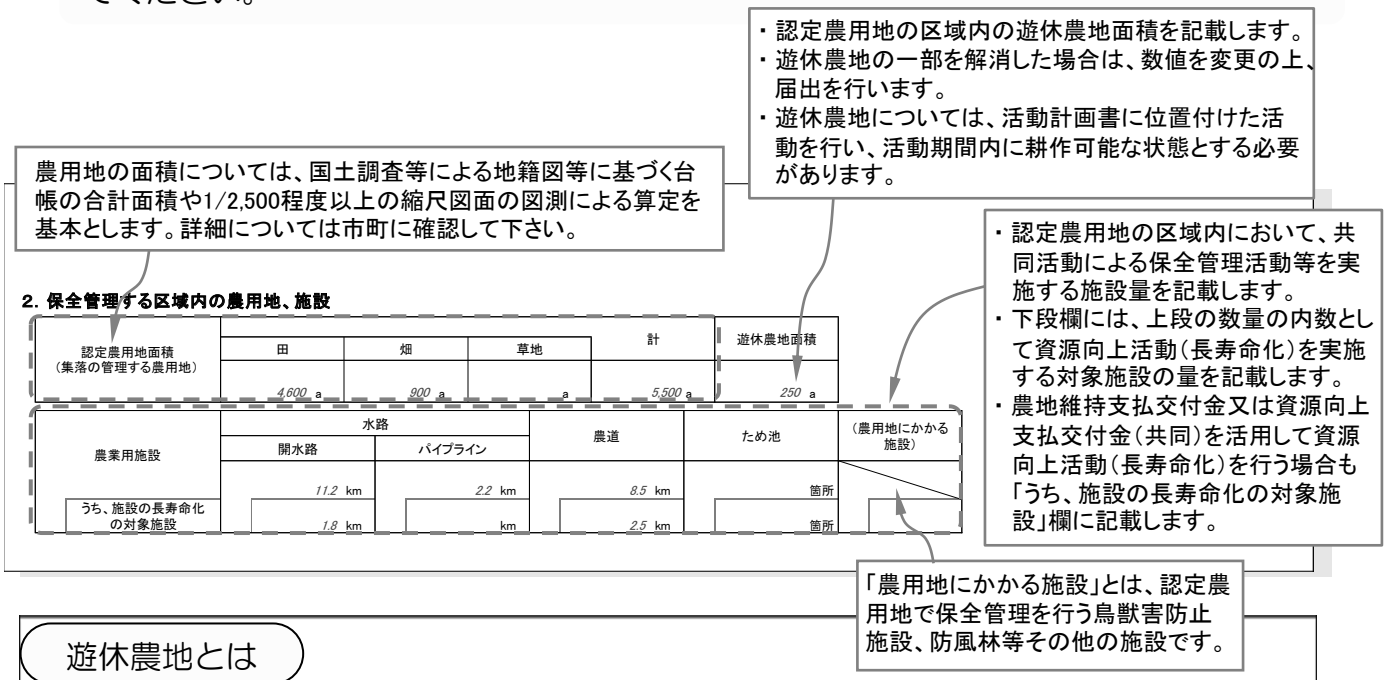
		活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払		平成 29 年度	平成 33 年度	5 年
資源向上支払	共同活動	平成 29 年度	平成 33 年度	5 年
	施設の長寿命化	平成 29 年度	平成 33 年度	5 年

(2)保全管理する区域内の農用地、施設

保全管理する区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※　認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
　　対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

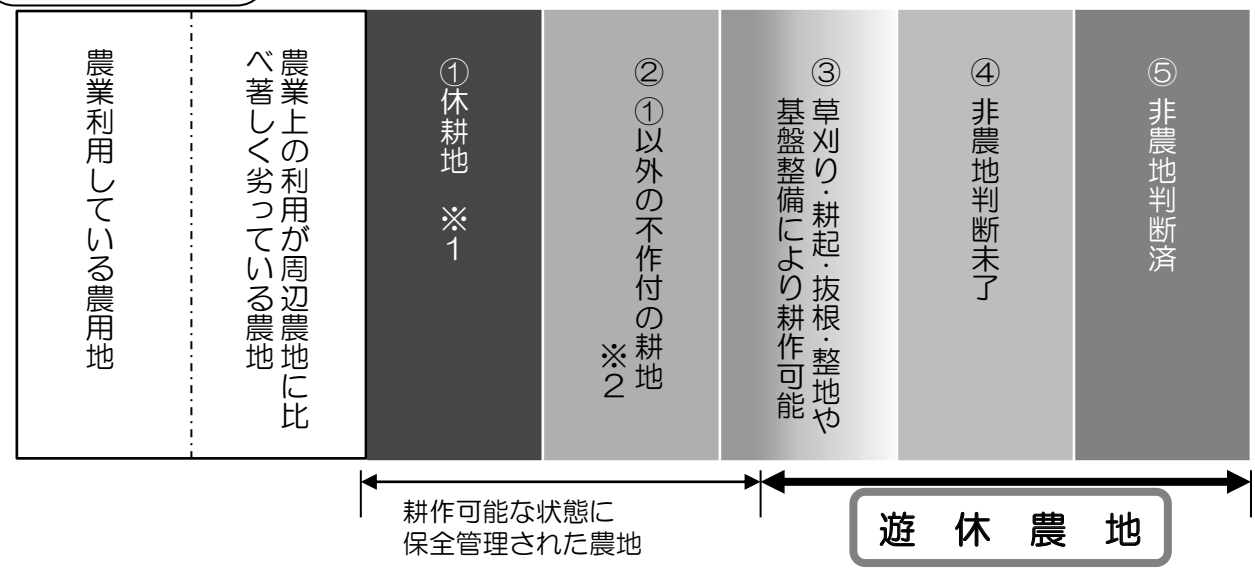
公共用施設は、市町等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町に確認してください。



遊休農地とは

荒廃農地に該当する農地のうち、人力･農業用機械で農業生産が再開できない土地
（一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地）

農用地概念図

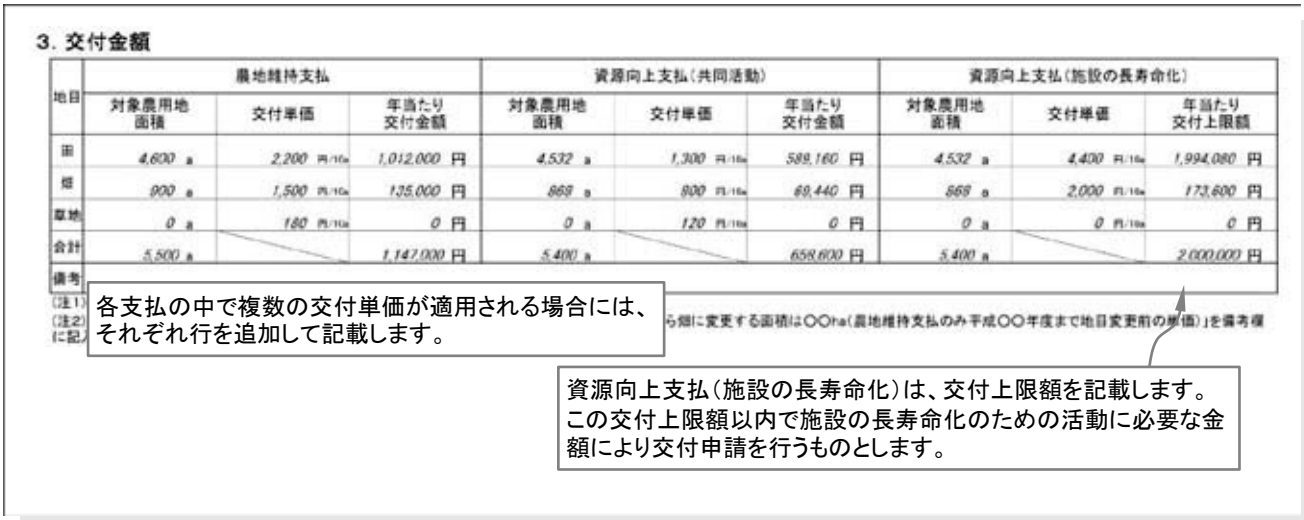


※1　休耕地：　農林業センサスにおいて、調査日以前１年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地

※2　不作付の耕地：　農林業センサスで把握している耕作放棄地のうち、何らかの管理がされており耕作可能ではあるが、管理水準が低いと考えられるもの

（3）交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。



3．交付金額

地目	農地維持支払			資源向上支払（共同活動）			資源向上支払（施設の長寿命化）		
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,600 a	2,200 円/10a	1,012,000 円	4,532 a	1,300 円/10a	589,160 円	4,532 a	4,400 円/10a	1,994,080 円
畑	900 a	1,500 円/10a	135,000 円	868 a	800 円/10a	69,440 円	868 a	2,000 円/10a	173,600 円
草地	0 a	180 円/10a	0 円	0 a	120 円/10a	0 円	0 a	0 円/10a	0 円
合計	5,500 a		1,147,000 円	5,400 a		658,600 円	5,400 a		2,000,000 円
備考									

（注1）
（注2）
に記入

ら畑に変更する面積は○○ha（農地維持支払のみ平成○○年度まで地目変更前の単価）」を備考欄

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記載します。

資源向上支払（施設の長寿命化）は、交付上限額を記載します。この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

交付額の算定

【交付額の算出方法】

（1） 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

（算定例）

対象農用地面積　田：4,600.4a、畑：900.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：4,600.4a → 4,600a（小数第一位切り捨て）

畑：900.6a → 900a（小数第一位切り捨て）

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：4,600a×2,200 円/10a＝1,012,000 円

畑：900a×1,500 円/10a＝ 135,000 円

計：1,147,000 円

（2）資源向上支払交付金（長寿命化）について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。（H28以降に新たに長寿命化活動に取り組む活動組織に限ります。）

a. 上限単価もしくは、上限単価に5/6を乗じた額に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

（算定例）

対象農用地面積6,000a （=60ha）（田）で、直営施工を実施する1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金（長寿命化）の交付上限額の算出

a. 6,000a×4,400 円/10a＝2,640,000 円

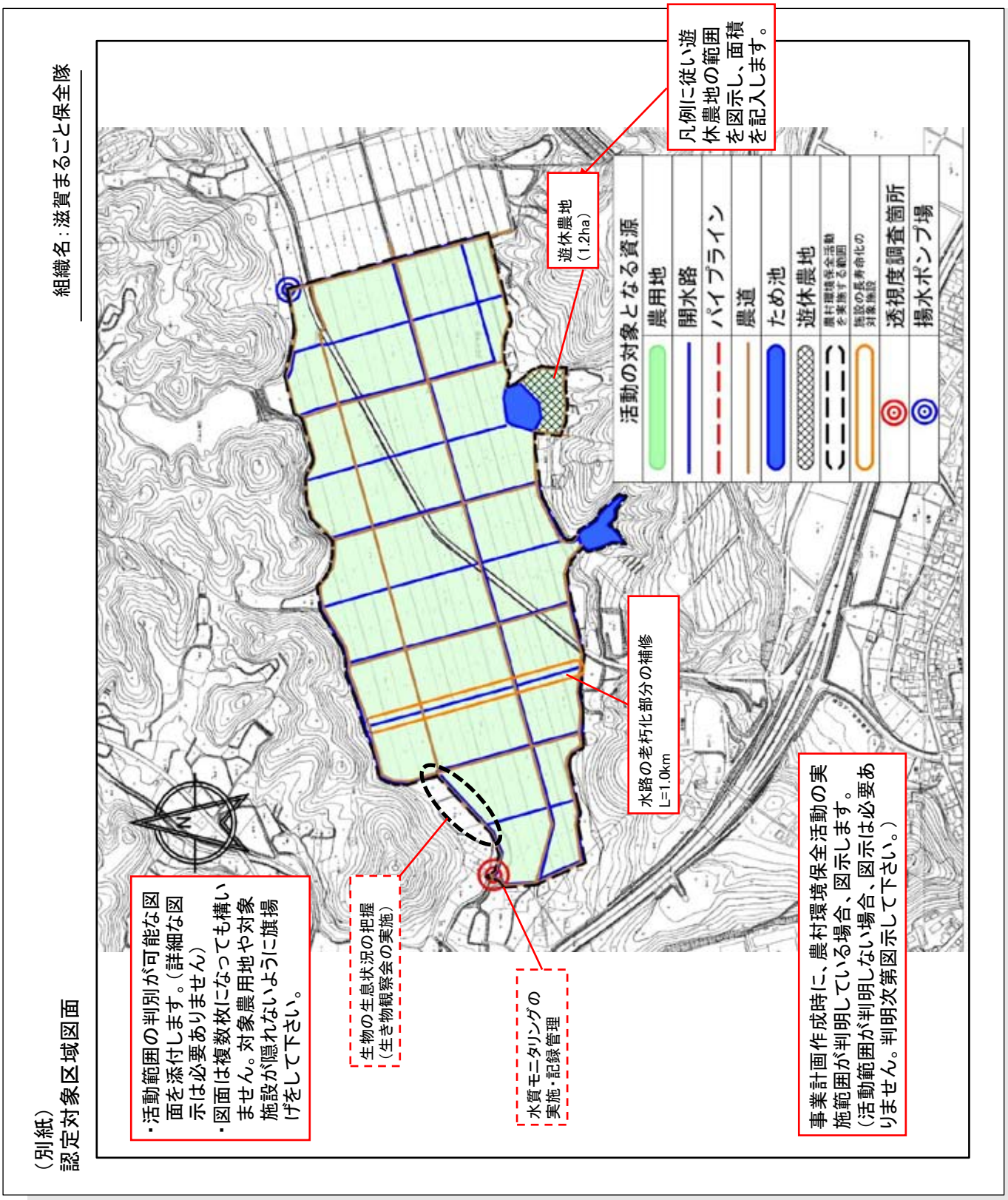
b. 1集落×2,000,000 円＝2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とします。

（4）位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。（この図面に記載の無い、農道や水路等については、本交付金の使用はできません。）

また、「（２）保全管理する農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



(5)保全管理する区域内に存在する集落数

認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。

ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落（定義：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう）とします。

(6)中山間地域等直接支払交付金との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように次のことに注意してください。

① 重複する区域における活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払交付金により行います。

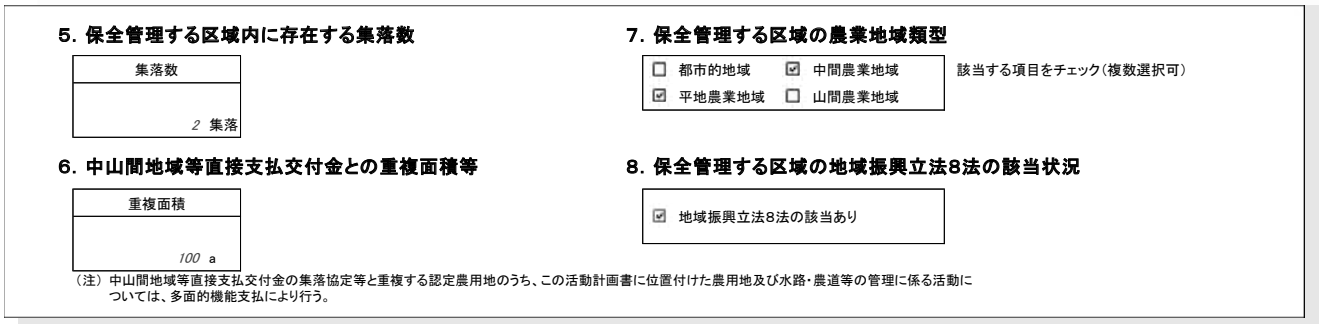
② 資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

(7)保全管理する区域の農業地域類型

「市町別農業地域類型＆地域振興立法８法該当一覧」（125ページ）を確認し、対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てにチェック印を記載します。

(8)保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

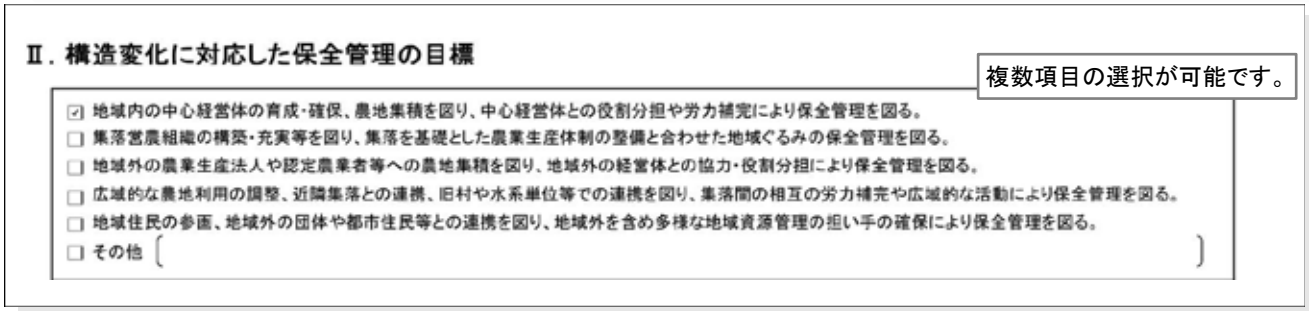
「市町別農業地域類型＆地域振興立法８法該当一覧」（125ページ）を確認し、対象農用地の区域が地域振興立法８法のいずれかの指定地域に該当している場合は、チェック印を記載します。



Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。

この目標に即して取り組む活動などについては、「Ⅲ. 活動の計画（１）農地維持支払 ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の欄に記載することになります。（21ページ参照）



Ⅲ. 活動の計画

（1）農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動 （活動指針P84～P91参照）

地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定・研修」と「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。対象となる施設が存在しない活動項目は除外（実施時期を斜線で消す）します。

毎年度全ての活動項目を実施します。
（研修、異常気象時の対応を除きます）

Ⅲ. 活動の計画

1. 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目			取組	実施時期	
点検・計画策定・研修		点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。 必須	☑ 農用地：毎年 4 月 ☑ 水路：毎年 4 月 ☑ 農道：毎年 4 月 ☐ ため池：毎年 月	
		年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。 必須	毎年 4 月	
		事務・組織運営等の研修	事務（書類作成、申請事務等）や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。 必須	平成30年度	
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。 必須	毎年 2 回（6月、9月）	
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。 必須	毎年 2 回（6月、9月）	
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定	・鳥獣害防護柵 ・防風ネット 上記がない場合は斜線を引いてください
	水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設（ポンプ場、調整施設等）やその周辺部の草刈りを実施する。 必須	毎年 2 回（6月、9月）	
		水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。 必須（泥の堆積がなければ不要）	毎年 6 月	
		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定	
	農道	路肩、法面の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。 必須	毎年 2 回（6月、9月）	
		側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。		農業用の用水路・排水路でない、農道の雨水を流すための水路があれば記載してください
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定	
	ため池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。 （ある場合）必須		ため池がない場合は斜線を引いてください
		ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。		
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。		
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	施設等への被害が想定されるような異常気象の発生後	

（注）「実施時期」欄内にチェックボックス「☐」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

※『農道の側溝』とは、農道の雨水を流すための水路であり、農業用の用水路でも、排水路でもない水路を指します。

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 （活動指針P92参照）

「Ⅱ．構造変化に対応した保全管理の目標」に記載した目標（19ページ参照）に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※ 地域資源保全管理構想について
（P131～P137参照）

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

～地域資源保全管理構想の項目について～
（1）地域で保全管理していく農用地及び施設
（2）地域の共同活動で行う保全管理活動
（3）地域の共同活動の実施体制
（4）地域農業の担い手の育成・確保
（5）適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策



農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期
	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容 （1項目以上選択） ☑ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 ☐ その他（ ）	取組方向 （1項目以上選択） ☐ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☑ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 ☐ その他（ ）
推進活動	（1項目以上選択） ☑ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 ☐ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 ☐ その他（ ）	毎年 1 回 （1月） 毎年 1回 以上

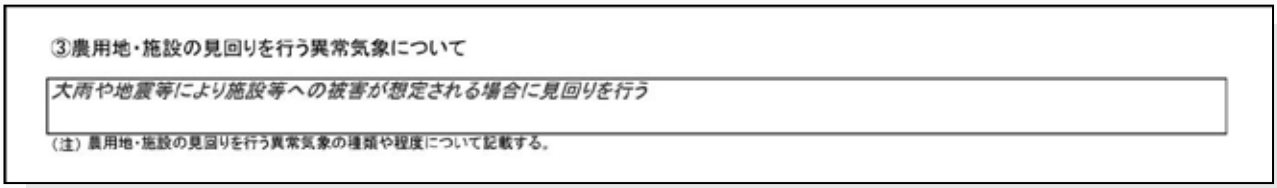
①、②、③

③で選択した推進活動は、必須項目ですからチェックした項目は毎年必ず実施してください。

5年間で実施する予定の活動項目を複数選択する場合は、実施時期が異なるなら、実施時期欄にそれぞれ毎年〇回（〇月、〇月）」と記載します。

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

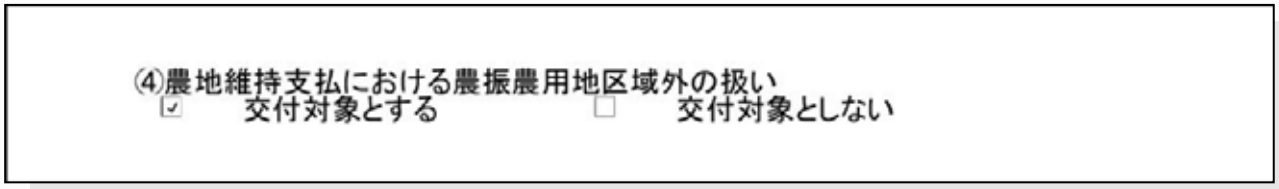
農用地、施設の見回りを行う必要のある異常気象の種類や程度について記載して下さい。



④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い

農地維持支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）は、原則として農振農用地区域内農用地としますが、市町によって、以下の農振農用地区域外農用地を含む事が認められる場合には、「交付対象とする」にチェック印を記載し、それ以外の場合は、「交付対象としない」にチェック印を記載します。

・活動期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地。



（2）資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動 （活動指針P93～P116参照）

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の３つで構成されます。

・「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りでありません。）

・「②農村環境保全活動」の活動の中で、以下のように必須活動を設定しています。各組織が選択されたテーマに該当する活動を毎年度１つ以上実施します。

【農村環境保全活動（②）の必須活動】
- 水田からの排水（濁水）管理
- 水質モニタリングの実施、記録管理

→ この２つの取組は毎年必ず実施

- 生物の生息状況の把握
- 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
- 水田を活用した生息環境の提供
- 生物の生活史を考慮した適正管理
- 放流、植栽を通じた在来生物の育成
- 外来種の駆除
- 希少種の監視

→ この７つの取組の中から毎年必ず１つ以上選択して実施

◆この活動計画書に記載されていない活動はできません。



2. 資源向上支払

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

①施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目		取組	実施時期
機能診断・研修・計画策定	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。 必須	農用地:毎年 4 月 ☑水路:毎年 4 月 ☑農道:毎年 4 月 ☐ため池:毎年 月
	年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。 必須	毎年 4 月
	機能診断・補修技術等の研修	活動期間内に1回以上受講する。 必須 ☑ 活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 ☐ 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 ☐ 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	平成29年度
実践活動	農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	機能診断結果に基づき実施時期を決定
	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「☐」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

下記の「実践活動」で任意の活動を選択する場合は、「計画策定」の該当テーマにチェックマーク(レ点)を入れてください。

②農村環境保全活動

チェックマーク(レ点)

活動項目		取組	実施時期
必須	計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。 ☑ 生態系保全 ☑ 水質保全 ☐ 景観形成・生活環境保全 ☐ 水田貯留機能増進・地下水かん養 ☐ 資源循環 ☐ 公共用水域の水質保全活動 ☐ 水田の貯留機能向上活動 ☐ 生物多様性の回復	毎年 4 月
必須	啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 ☑ 広報活動(パンフレット等の作成・頒布、看板設置等)、啓発活動(有識者の指導、勉強会等) ☐ 地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携 ☐ 地域内の規制の取り決め	毎年 4 月
	実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。	
1つ必須	生態系保全	■生物の生息状況の把握 ≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 8 月
	水質保全	■水田からの排水(濁水)管理 必須 ■水質モニタリングの実施・記録管理 必須	毎年 4,5 月
	景観形成・生活環境保全	■施設等の定期的な巡回点検・清掃	毎年 10 月
任意 不要の場合は行・セルを削除	水田貯留機能増進・地下水かん養	≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除 ≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 月
	資源循環	≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 月
	公共用水域の水質保全活動	≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 月
	水田の貯留機能向上活動	≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 月
	生物多様性の回復	≪任意:選択してください≫ 不要な場合は削除	毎年 月

環境保全型 / 防災減災型 / 生態系保全型

(注2)「実践活動」の下欄に選択した

平成29年度以降の新規(再新規や追加を含む)組織は必須となりました。
②農村環境保全活動の「啓発・普及」で「広報活動(※)」を選択される場合は、※とは別の広報活動を行ってください。

平成28年度までに資源向上(共同)活動を開始された組織(継続組織)は対象外です。
「ー」を選択してください。

③多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	実施時期
必須 多面的機能の増進を図る活動 チェックマーク(レ点)	広報活動(≪選択してください≫ (自由記述も可能ですが、市町と協議をお願いします)	毎年 月
	☐ 遊休農地の有効活用 ☐ 農地周りの共同活動の強化	
	☐ 地域住民による直営施工 ☐ 防災・減災力の強化	
	☑ 農村環境保全活動の幅広い展開 ☐ 医療・福祉との連携	
	☑ 農村環境保全活動を1テーマ追加 ☐ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	毎年 月
	☐ 高度な保全活動の実施	
	( )	
	☐ 都道府県、市町村が特に認める活動 (	

プルダウンで選択してください。

滋賀県で必須の「生態系保全」「水質保全」に取り組む＝「1テーマ追加」となります。

(注1)多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。
ただし、広報活動が必須とならない対象組織にあって、当該活動を実施しない場合は、「実施時期」欄に「ー」を記入する。
(注2)高度な保全活動は、地域活動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や農地の保全(グリーンベルト等の設置等)、地域環境の保全(水田魚道の設置等)等の活動。

・滋賀県では「農村環境保全活動」の「生態系保全」「水質保全」が必須となっているため、「多面的機能の増進を図る活動」の「農村環境保全活動の幅広い展開」の**「農村環境保全活動を1テーマ追加」に必ず該当します。**

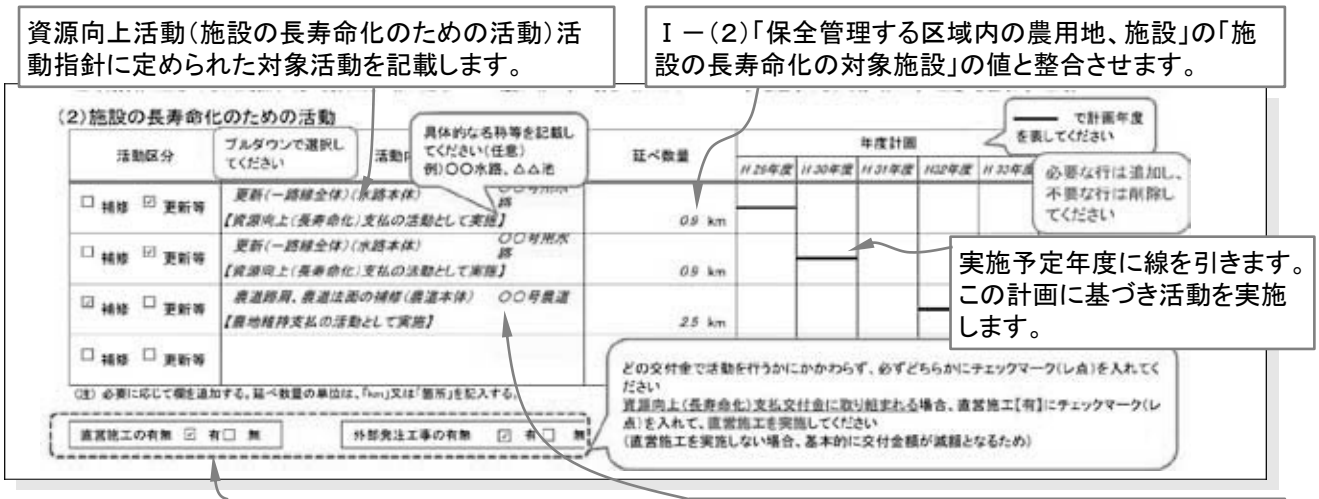
・「高度な保全活動の実施」を選択する場合は、具体的な取組内容を( )に記載します。

・平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織又は活動期間の終了に伴い再認定を受ける活動組織は、広報活動を毎年実施する必要があります。その際、②農村環境保全活動における広報活動と活動の内容が重複しないよう区分して実施します。

・対象農用地が地域振興立法8法に該当若しくは農業地域類型区分が中間又は山間農業地域に該当する組織は、広報活動は必ずしも実施する必要はありません。(19ページ参照)

②施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。（活動指針P117～P122参照）



資源向上支払交付金（長寿命化）に取り組まれる場合、直営施工に取り組んでください。
※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することで、**準備工（草刈り等）も含まれます。**

どの交付金の活動として実施するか記載します。
・【農地維持支払の活動として実施】
・【農地維持支払および資源向上（共同）支払の活動として実施】
・【資源向上（長寿命化）支払の活動として実施】

◆施設の長寿命化のための活動

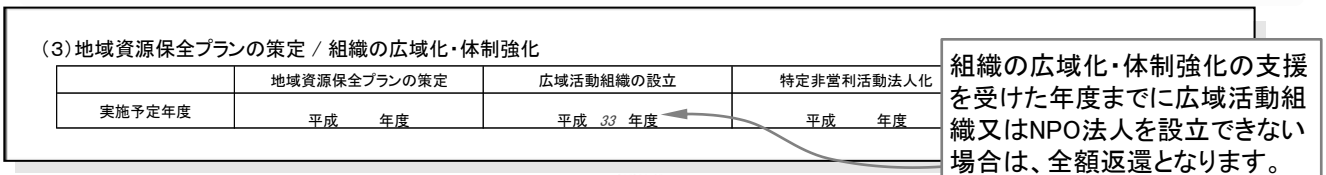
	A）資源向上支払交付金（長寿命化）で行う施設の長寿命化のための活動	B）農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）で行う施設の長寿命化のための活動
交付金	資源向上支払交付金（長寿命化）が対象となる農用地面積に応じて交付されます	農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）を活用してください （従来の交付金額の中でのやりくり）
認　定	市町による認定が必要	市町による認定が必要
調　査	市町および県による現地調査が必要	（現地調査は必要に応じて）
条　件	・整備後30年以上の用水路（開水路）等 ・劣化度が「C判定」の施設　等 ・事業量が2年を上回る　（広域組織は1年を上回る）　等	・農地維持活動または資源向上活動（共同）の確実な実施（量および質の維持） ・水路整備の優先的な実施
対　象 （※）	上記条件を全て満たす用水路（開水路）等の補修・更新（附帯施設を含む）	老朽化が進む用排水路（開水路・パイプライン）・農道・ため池の補修・更新 （それぞれの附帯施設を含む）

※A）およびB）の対象活動および詳細な活動内容は活動指針をご確認ください。（117ページ～）

③地域資源保全プランの策定／組織の広域化・体制強化

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（ＮＰＯ法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

地域資源保全プランの策定は広域活動組織向けの項目ですので、記載の必要はありません。



5. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成します。

事業計画（案）の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第６－５号）。

なお、本事業計画（案）の市町長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第６－６号の認定申請書を作成し、これに添付します。

様式第６－５号

多面的機能発揮促進事業に関する計画（案）

このページは事業計画(案)の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

平成○○年○○月○○日
滋賀まるごと保全隊　印

1　多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例)本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2. 目標

(例)1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

2　多面的機能発揮促進事業の内容

(1)多面的機能発揮促進の種類及び実施区域

①種類(実施するものに○印を付すこと。)

活動内容に合わせて記載してください。

1号事業(多面的機能支払交付金)		
	○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金)
	○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金)
	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

②実施区域

別添の○○○地域資源保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

(2)　活動の内容等

①　1号事業

1)　事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「1．活動期間」及び「2．保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)認定対象区域図面」のとおり。

2） 活動の内容
イ イの活動
活動計画書「Ⅲ．活動の計画」の「1．農地維持支払」に記載のとおり。
ロ ロの活動
活動計画書「Ⅲ．活動の計画」の「2．資源向上支払」に記載のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間
活動計画書「Ⅰ．地区の概要」の「1．活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項
多面的機能支払交付金実施要領「別記6－1活動組織規約」の「（別紙）活動組織参加同意書」に記載のとおり。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

（様式第６－６号）

本様式に上記様式（様式第6－5号）を添付し提出して下さい。

年　月　日

○○市町長　殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1　事業計画

2　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
■　1 号事業（多面的機能支払交付金）
□　2 号事業（中山間地域等直接支払交付金）
□　3 号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3　その他
□　都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

個人情報取扱い同意書（参考様式）

作成例

個人情報取扱い同意書

私は、私の個人情報（氏名、住所）の取扱いについて下記のことに同意します。

記

1．事業計画の認定申請を受理した市町長が滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会に個人情報を提供すること。

ただし、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会が他者に個人情報を提供しないことを条件とする。

2．滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会が、入手した個人情報を資料の郵送のために利用すること。

以上

平成○○年○○月○○日

□□市町長　様

資料の送付先となる方（事務担当者、代表者等）の住所、氏名（押印）を記入してください。

（組織名）　滋賀まるごと保全隊

（住所）　□□市△△町○○番地

（氏名）　まるごと太郎　㊞

資料の送付先が変更になった場合も必ず提出してください。

押印をお願いします。

活動組織の代表者等の個人情報（氏名と住所）については、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会※（以下、「協議会」という。）がまるごとの活動に関する各種資料等を各活動組織に郵送する際に必要なことから、事業計画の認定申請により個人情報を入手する市町から協議会に提供していただくこととしています。

このため、事業計画の認定申請の際に、個人情報を協議会に提供することについての同意書を提出していただくものです。

※滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会とは、まるごとの活動の推進等に資することを目的に、滋賀県、県内各市町、滋賀県土地改良事業団体連合会で組織する会です。

6. 総会の開催

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

（設立総会）

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）等の活動組織の設立に関する事項を議題として審議します。また、事業計画（案）や活動計画（案）などの活動組織の運営に関する事項についても審議を行い、議決を得る必要があります。

（通常総会）

通常総会は、毎年度１回以上開催する必要があります。

（臨時総会）

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- 構成員現在数の３分の１以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

1）あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。

2）総会の招集を行います。招集にあたっては、開催の７日前までに、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。

3）総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあっては３分の２以上）で決します。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

4）活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、総会により議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布又は周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- 採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- 総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切な記録・保管を行って下さい。
- 総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

Ⅱ 事業計画の認定

活動組織の代表者は、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の活動に取り組む場合は、事業計画（案）を作成し、市町長に提出して、認定を受ける必要があります。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画（案）に活動計画書及び規約を添付し、市町長に提出します。

事業計画が認定されると、市町長から事業計画の認定通知（認定通知書）が送付されます。

事業計画（案）に添付する書類は以下のとおりです。 事業計画の様式は25ページへ

	添付書類	提出時期
農地維持支払交付金	・活動計画書 様式は15ページへ ・規約 様式は10ページへ	活動を開始しようとする年度の6月30日まで。 （特別な事情がある場合、市町長が県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで） ※市町によって異なるのでお問い合わせください。
資源向上支払交付金（共同）		
資源向上支払交付金（長寿命化）		
資源向上支払交付金（組織の広域化・体制強化）	【広域活動組織の設立】 ・広域協定の認定書 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書	交付申請時又は実施状況報告（実績報告）時（市町が定めた期日） ※市町によって異なるのでお問い合わせください。

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画書や活動計画書等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①認定された事業計画の変更の申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- 組織の変更
- 活動の追加、中止又は廃止
- 活動期間の延長

【申請時期】
上記のいずれかの変更が生じたとき
【申請書に添付する書類】
変更があった事業計画書、活動計画書等

②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更

（例）
- 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
- 遊休農地を一部解消した場合
- 保全管理する対象施設の延長又は路線の増減　等

【届出時期】
変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日
【提出書類】
変更があった事業計画書、活動計画書等

工事に関する確認書

土地改良区等（市町を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町長に提出します。

（様式第１－12号）

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙２の第５の４の（１）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第１条　活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

２　活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、不要な記述は削除して下さい。

（工事の施行に関する条件）

第２条　活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

３　活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第３条　この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書２通を作成し記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
滋賀まるごと保全隊
住　所　〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇　〇〇－〇
代　表　　〇〇〇〇　　印

〇〇土地改良区
住　所　〇〇県〇〇町〇〇〇〇〇〇　〇〇－〇
理事長　　〇〇〇〇　　印

Ⅲ 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の交付を受けようとするときは、毎年度、市町長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1)交付金の交付申請

①交付申請書の提出
　活動組織は、毎年度市町が定める期日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町長に提出します。

②交付決定の通知
　市町が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町長から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

交付申請時の注意点

1．交付金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付して下さい。
2．振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
3．組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出して下さい。（提出は、事業計画の認定申請時や実施状況報告時でも可。）

交付金の交付ルート



(2)概算払の請求

　交付決定の通知がなされた後、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の概算払を受けようとするときは、基本的に2回以上に分けて市町長に概算払を請求します。

①概算払申請書の提出
　交付決定の後、概算払請求書を市町長に提出します。

②概算払決定の通知
　市町は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、交付金を支払います。

Ⅳ 活動の実施･記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1)活動記録について

・日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。

・また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。

・これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2)活動記録の作成に当たって(様式第1－6号の記載方法)

○活動区分欄の記載方法

選択項目から当てはまるものを選んでチェックして下さい。活動区分別の作業の例は下表に示すとおりです。

活動区分	作業の例	該当する主な活動		
		農地維持活動	資源向上活動	
			共同	長寿命化
調査･計画	活動予定箇所の点検、機能診断及びこれらを踏まえた年度活動計画の策定、農業者･地域住民への意向調査など	○	○	－
実践活動	･施設等の基礎的保全活動や軽微な補修、農村環境保全活動など ･農地維持支払および資源向上支払(共同)の交付金による「施設の長寿命化」の実施	○	○	－
啓発･普及	広報活動、啓発活動、地域住民との交流活動など	○	○	－
設置等	資源向上活動(長寿命化)に際して行う現場作業、外部発注する際の施工状況等の確認など	－	－	○
事務処理等	日当の支払事務、活動記録や金銭出納簿の整理、総会準備など	○	○	○
研修･会議	総会、研修、会議など	○	○	○
発注事務	資機材の手配、外部発注に係る見積徴収や契約書作成に係る事務など	○	○	○
特例措置を適用した活動	活動要件の特例により行った施設の応急措置又は補修･更新など	○	○	○

活動記録（国様式1-6号）の記入方法

（様式第1-6号）

平成30年度　多面的機能支払交付金　活動記録

金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。

該当する項目を全て選択して下さい。

組織名：　滋賀まるごと保全隊

活動実施日時			活動参加人数			活動内容								備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容<（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
4月1日	8時30分　～12時00分	3時30分	5　人	2　人	3　人	■農地維持	■資源向上（共同）	■調査・計画	□実践活動	□事務処理等	全施設	点検・機能診断	施設の点検・機能診断・記録管理 遊休農地などの発生状況の把握	
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
4月5日	9時00分　～16時00分	6時00分	50　人	20　人	30　人	■農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	■実践活動	□事務処理等	農道	施設の適正管理	路面の維持（農道）	砂利の補充
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
4月15日	13時00分　～17時00分	4時00分	50　人	20　人	30　人	□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務	施設	全施設の草刈り	水路・路肩、法面の草刈り（畦畔・農用地法面は除く）	
						■農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	■実践活動	□事務処理等	水路	水路の泥上げ	水路の泥上げ	
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
4月20日	8時30分　～9時30分	1時00分	2　人	1　人	1　人	□農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	□実践活動	□事務処理等	農村環境保全活動	啓発・普及	広報活動	のぼり旗の設置
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		■啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
				人	人	□農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	□実践活動	□事務処理等				
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
3月31日	8時30分　～12時00分	3時30分	50　人	20　人	30　人	■農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	□実践活動	□事務処理等	地域資源の維持のため			
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
						□農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	□実践活動	□事務処理等				

9:00～16:00までの出役の場合、通常なら7時00分と表示されますが、昼食時の1時間を除外して6時00分と直して記入してください。

同日、同時刻に複数の活動を実施した場合、セルを結合して表示しても構いません。

活動の実施時間を概ね30分単位で記載します。

「活動区分」及び「施設又はテーマ」欄について、活動計画書を参考に、前ページの記載方法に従い選択して下さい。

「具体的な活動内容」については、活動計画書の区分に従って記載して下さい。

活動の取りまとめ等の事務処理や打ち合わせについても記載して下さい。

資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外で区分して経理を行い、かつ、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として資源向上活動（長寿命化）を行う場合の記載例

活動実施日時			活動参加人数			活動内容								備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容　<（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
5月14日	13時00分					☑農地維持	☑資源向上（共同）	☑調査・計画	□実践活動	□事務処理等	－	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
6月25日	13時00分					☑農地維持	□資源向上（共同）	□調査・計画	☑実践活動	□事務処理等	農道	施設の適正管理	路面の維持	交付金から支出せず活動を実施
						□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				
7月30日	13時00分	2時30分	30　人	10　人	20　人	☑農地維持	☑資源向上（共同）	□調査・計画	☑実践活動	□事務処理等	水路	補修	水路の老朽化部分の補修	長寿命化に係る活動
	～15時30分					□資源向上（長寿命化）	□広域化・体制強化		□啓発・普及	□研修・会議				
						□資源保全プラン	□特例措置を適用した活動		□設置等	□発注事務				

農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）を活用した活動である旨を明らかにします。

- 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として行う施設の長寿命化のための活動について、「活動区分」欄には支出元となった交付金を選択し、備考欄にはその活動が「長寿命化に係る活動」である旨記載します。
- 支出を伴わない農地維持活動又は資源向上活動（共同）について、備考欄に「交付金からは支出せず活動を実施」等と記載し、日当の削減等によりどの活動の費用が圧縮されて資源向上活動（長寿命化）の費用として捻出されたのかを明らかにします。

【参考情報】プルダウン式の活動記録（国様式1-6号）様式について

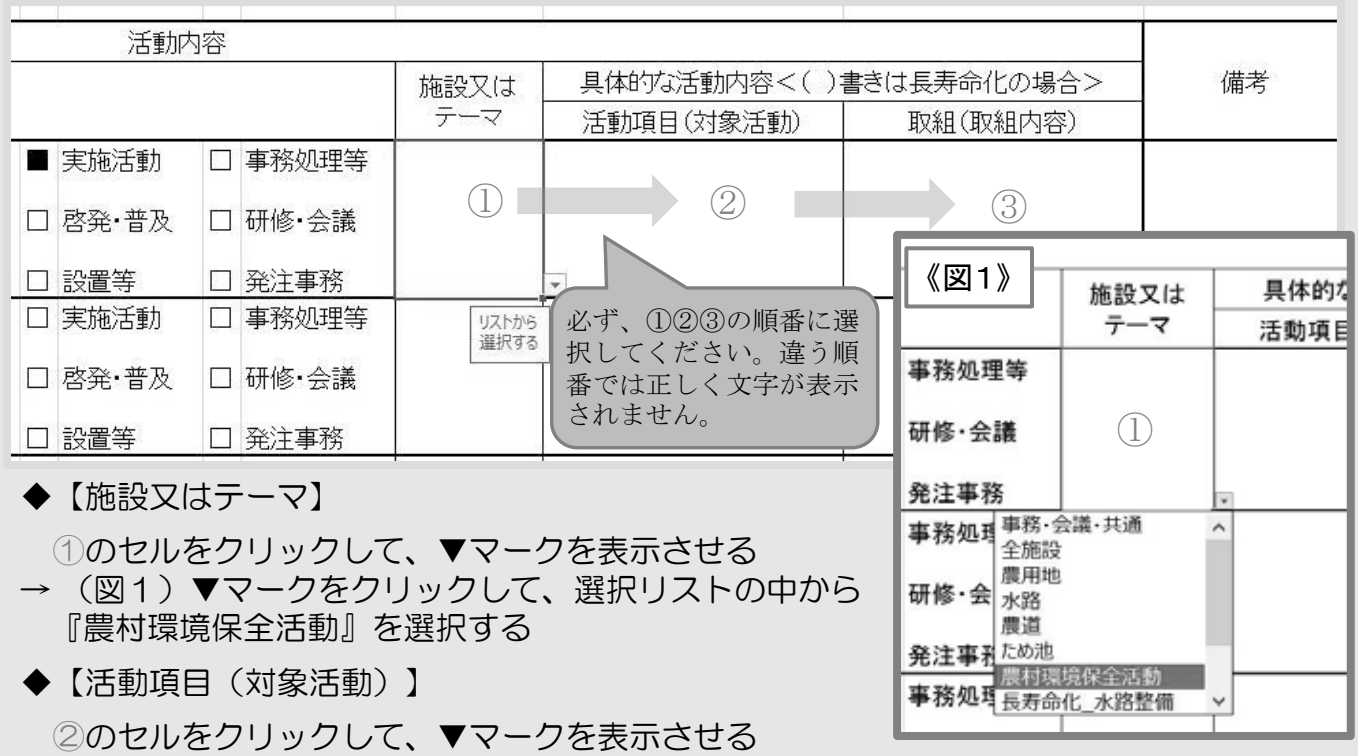
滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページに、プルダウン式の活動記録様式を掲載しています。この様式は、活動指針に沿った正確な内容がマウス操作だけで入力できますので、ぜひご活用ください。

【推進協議会ホームページURL】　http://www.shiga-nouson-marugoto.com/index.html

なお、市町が配布されている様式を変更するものではありませんので、市町から独自の様式等が配布されている場合はそちらをお使いください。

プルダウン式の活動記録（国様式1-6号）様式のマウス操作方法

（例）生きもの観察会　　→『生態系保全』の『生物の生息状況の把握』を選択する



◆【施設又はテーマ】

①のセルをクリックして、▼マークを表示させる
→（図１）▼マークをクリックして、選択リストの中から『農村環境保全活動』を選択する

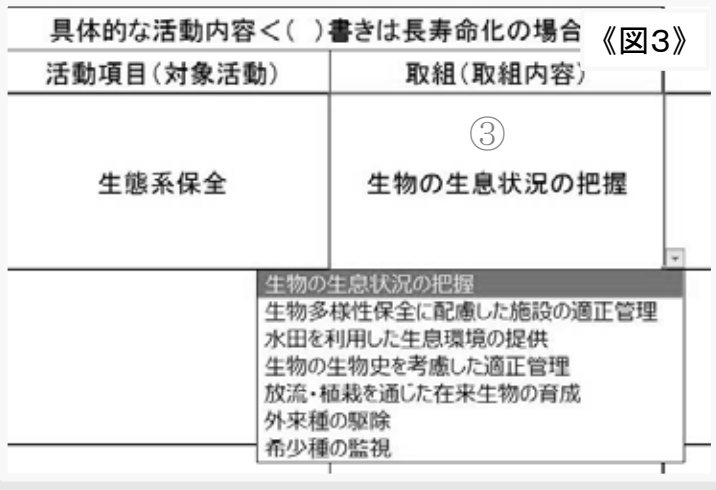
◆【活動項目（対象活動）】

②のセルをクリックして、▼マークを表示させる
→（図2）▼マークをクリックして、選択リストの中から『生態系保全』を選択する

◆【取組（取組内容）】

③のセルをクリックして、▼マークを表示させる
→（図３）▼マークをクリックして、選択リストの中から『生物の生息状況の把握』を選択する





2. 金銭出納簿

（1）交付金について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 内部監査を必ず実施してください。
- 交付金は、交付年度の4月1日から3月31日までの活動費としてお使いいただけます。（活動組織を年度途中に新たに立ち上げた場合等でも、交付年度の４月１日以降に実施した活動が支援の対象となります。）
- 交付金入金前の支払いは、立替払いもしくは借入金からの支払いでお願いします。ただし、借入金に対する利子を交付金から支出することはできません。
  また、立替払いもしくは資金の借入れを行った場合は、返金にかかる領収書が必要となります。

（2）金銭出納簿について

- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。
- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
  農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）を区分する必要はありません。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。
  収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して５年間保管する必要があります。

経理区分の一本化について

- 平成２８年度まで、資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外（農地維持支払交付金および資源向上支払交付金（共同））を経理上区分する必要がありましたが、平成29年度以降はこれを一本化することが可能となりました。
- ただし、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。
- 市町によっては経理区分の一本化を認めていない場合がありますので、詳しくは個別に市町までお問い合わせください。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する支出費目を選択し記載して下さい。

番号	支出費目	内容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材（砕石、砂利、ｾﾒﾝﾄなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

支出に当たっての留意点

○　日当

・日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。

○　購入・リース費

・機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。

・購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○　外注費

・本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。また、委託費が高額となる場合は、請書（39ページ参照）もしくは契約書を作成してください。

・総額で10万円（税込）以上の物品購入や工事などの外注を行う場合には、３者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

○　その他

・地域が共同で行う活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

・保険は「年度ごと」で精算できるように加入をお願いします。

金銭出納簿（国様式1-7号）の記入方法

資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外で区分して経理を行う場合

様式第１－７号）（経[illegible]を１本化しない場合）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名：　滋賀まるごと保全隊

日付	分類	内　容	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	
4月10日		自治会より借入	150,000		150,000						
4月10日	4 その他	お茶		900	149,100				1	4月2日	立替金返済
		農地維持支払交付金	963,000		1,012,100						
		資源向上支払交付金（共同）	566,470		1,578,570						
7月1日		借入金返済	−150,000		1,428,570				10		
7月1日		お茶		5,000	1,423,570				11	7月3日	
3月26日		自治会より補填	10,000								
3月27日	3 外注費	事務委託料		120,000	0						
		合　計	1,539,470	1,539,470	0	0	0	0			

し番号を記入した上で、必ず保管しておいて[illegible]枚ずつ重ならないように貼付してください。）

（円）

目	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化）
還額	0	
立額	500,000	0
合　計	500,000	0

支出費目別金額　（円）

項目	金額
1 日当	200,000
2 購入・リース等	600,000
3 外注費	120,000
4 その他	619,470
合　計	1,539,470

立替金を返済した日を記入します。

収入の場合は空白にします。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に記載します。

領収書に記載した整理番号を記載します。

物品購入時の領収書と立て替えた構成員への支払に対する領収書の２枚が必要です。（次ページ参照）

領収書と同じ日付（実際に支払を行った日付）を記載します。

整合性を確認。

実際の活動実施日を記載します。（活動記録の「実施月日」と一致します。）

借入金を組織の収入とした場合には、返済はマイナスの収入として計上し、収入及び支出の合計に計上されないようにします。

整合性を確認。

※領収書は必ず保管して下さい。
※領収書はレシートでも構いません。（日付、店名が記載されていない場合は記載して下さい。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。）
※領収書は品名、規格、購入数量等も記載してもらうようにして下さい。

農地維持支払および資源向上支払（共同）の交付金を、次年度以降の活動のために積み立てができるようになりました。 複数年度にわたる資金計画を立てて、市役所に積立資金計画申出書を提出し、計画的に積み立てをおこなうものです。

農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として資源向上活動（長寿命化）を行う場合の記載例

日付	分類	内　容	1. 農地維持支払及び資源向上支払（施設の長寿命化を除く） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考
7月30日	2 購入・リース費	目地モルタル購入費		80,000	450,300				20	7月30日	長寿命化に係る支出

・　資源向上支払交付金（長寿命化）とそれ以外で区分して経理を行う場合、農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金（共同）の活動として行う施設の長寿命化のための活動に係る支出については、「１農地維持支払及び資源向上支払（施設の長寿命化を除く）」欄に支出を記載し、備考には「長寿命化の活動に係る支出」である旨を記載します。

参考様式

立替払い返金領収書（例）

1

平成30年4月10日

滋賀まるごと保全隊
代表　まるごと太郎　様

立替金の返金を受領した日

領収書番号を記入

下記の商品を購入し、立て替えた代金の返金を受け取りました。

記

日付	商品名	単価(円)	数量	単位	金額（円）	備考
4月2日	お茶	100	9	本	900	

目　的　　草刈り（H30.4.2活動）

以上

実際に購入した日（領収書の日付）

まるごと花子 印

まるごと花子さんが、お茶を購入した4月2日付けのお店の領収書を貼り付けます。

領収書

平成30年4月2日

*滋賀まるごと保全隊*様

領収金額　￥900円也

上記金額を正に領収しました。

但し、*お茶9本　@100*　として

〇〇市〇〇町〇番地
〇〇商店　〇〇二郎 印

請書（参考様式）の記入例【表】

（表）　　（別紙（参考））

（例）

請　　書

収入印紙 200円

1. 工 事 番 号　　平成○○年度　第　　号

2. 工 事 の 名 称　○ ○ ○ ○ ○　工　事

3. 工 事 場 所　▲▲市○○○○○○　地　先

4. 工事期間　平成○○年○○月○○日　から　平成○○年○○月○○日　まで

5. 引 渡 時 期　検査に合格した旨の通知を受けた日（完了を確認した日）

6. 請 負 代 金 額　○ ○ ○, ○ ○ ○　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　○, ○ ○ ○　円）

7. 契 約 保 証 金　免 除

上記の工事について、裏面に記載するかし担保条項を承諾の上、工期内に完成することを請け負います。

平成○○年○○月○○日

（発注者）　▲▲市保全隊

代表　　滋賀太郎

（受注者）

▲▲市○○○○○○１番地

○ ○ ○ ○ ○　　㊞

請書（参考様式）の記入例【裏】

（裏）

【かし担保】

（１）　工事目的物にかしがあるときは、発注者（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求し、または補修に代え、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、かしが重要ではなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。

（２）　前項の規定によるかしの補修または損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

（３）　甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を乙に通知しなければ、当該かしの補修または損害賠償の請求をすることはできない。

ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

（４）　工事目的物が第１項のかしにより滅失またはき損したときは、甲は、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失またはき損の日から６ヶ月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

（５）　第１項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質または甲もしくは活動組織の役員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。

ただし、乙がその材料または指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3. 財産管理台帳

(1)財産の取扱いについて

・多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。

・また、土地改良区等（市町を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。
（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）

・これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2)財産管理台帳の整備

・更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。

・機械及び消耗品ではない器具についても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。

・財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、44ページの具体例をご覧下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。
（土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請を行う必要はありません。）

財産管理台帳【長寿命化】（様式第1-11号）

（様式第1－11号）

財 産 管 理 台 帳

工事費を記入して下さい。
（調査費や事務費を除く。）

市町村名	○○市	対象組織名	滋賀まるごと保全隊	活動期間	29 年度 ～ 33 年度

事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円) 国費分	地方費分	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
水路	○○用水路 BF-400	○○県○○市○○番	200m	H29.11.12	H30.3.1	630,000	315,000	315,000	0	17	H47.3.1		無償譲渡	施工:滋賀まるごと保全隊 平成30年3月25日に○○土地改良区へ譲渡済み
計						630,000	315,000	315,000						

注１：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注２：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注３：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注４：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注５：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注６：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

財産管理台帳【物品】（参考様式）

（参考様式）

財産管理台帳

記入例

処分制限期間（耐用年数）については次ページを参照して下さい。

活動組織名：滋賀まるごと保全隊

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得		処分			保管場所	備考
					価格	年月日	耐用年数	処分制限年月日	処分年月日		
1	パソコン	○○○book T678/9	1	台	60,000	H23.4.10	4	H27.4.9	H29.3.30	○○自治会館	
2	パソコン	○○○book T8000	1	台	58,000	H29.4.2	4	H33.4.1		○○自治会館	
3	プリンター	○○製○○ TS8000	1	台	16,000	H29.4.10	5	H34.4.9		○○自治会館	
4	草刈り機	○○製 MUH3456	1	台	25,000	H29.5.5	7	H36.5.4		○○自治会館前倉庫	
5											
6											
7											
8											
9											
10											

処分制限年月日と耐用年数の記述については、平成29年度より追加となりました。

主な取得財産の処分制限期間（耐用年数）

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策における主な取得財産の処分制限期間（耐用年数）

「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）」に拠る

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、柵	14
主として木造のもの	水田魚道（一筆型）、柵	5
その他のもの		8
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管	30
鋼鉄製のもの	鋼管	15
合成樹脂造のもの	塩ビ管、合成樹脂管	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	ドライバー	3
切削工具	のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの		8
その他のもの		4
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
事務機器及び通信機器		
電子計算機、パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター、記録媒体	5
光学機器及び写真製作機器		
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	カメラ	5
看板及び広告器具		
看板	啓発看板	3
前掲のもの以外のもの		
その他のもの 主として金属製のもの	金属製物置（仮設や建物に該当しないもの）	3
機械及び装置		
農業用設備	ポンプ、草刈機	7
ソフトウエア		
その他のもの	事務支援ソフト	5

4. 点検・機能診断チェックリスト（参考様式／提出不要）

（1）施設別点検チェックリスト（農地維持活動）の作成

- 農地維持活動にのみ取り組んでいる活動組織は、活動計画書に位置付けたすべての農用地・水路・農道・ため池の点検を毎年実施し、記録・保管する必要があります。
- 点検を確実に実施するため、参考様式（182ページ／提出不要）をご活用ください。（活動組織独自の様式を活用いただいても結構です。）

記入例

左の『区分』の中に『活動計画書』に記載した、保全管理をするべき施設が有れば、「施設の有無」の欄に『有り』、該当が無ければ『無し』に〇を記入して下さい。
ただし『遊休農地の発生防止』に関しては、遊休農地の有無に拘わらず、点検はするので、『施設の有無』としては『有り』に〇を記入して下さい。

施設別点検チェックリスト

活動組織名：滋賀まるごと保全隊

（確認担当者：まるごと太郎）

区分		施設の有無		点検のポイント	確認日	確認結果		対応の必要がある具体的な場所
		有り	無し			ない	ある	
農用地	遊休農地の発生防止	〇		耕作が放棄された農地はありませんか。	4月10日		〇	字遊休1番地
農用地	※1鳥獣害防護柵	〇		壊れた部分や下草で通電できない部分がありませんか。	4月10日		〇	字防護2番地
農用地	※2防風ネット		〇	壊れた部分や下が草で覆われていませんか。	4月10日	〇		
開水路		〇		水路に土砂が堆積し、通水に障害が生じていませんか。	4月10日		〇	区域内全排水路
パイプライン ポンプ吸水槽		〇		ポンプの吸水槽に泥が堆積し、吸水に障害が生じていませんか。	4月10日		〇	字パイプ11番地
				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。	4月10日	〇		
農道	未舗装農道	〇		未舗装道路の路面に凸凹がありませんか。	4月10日		〇	字農道13番地
農道	農道の側溝		〇	側溝に泥が堆積していませんか。	4月10日	〇		
ため池		〇		ため池に多くの土砂が堆積し、貯水量が少なくなるなど障害が生じていませんか。	4月10日		〇	字ため15番地
				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。	4月10日	〇		

※1 鳥獣害防護柵 ： イノシシやシカなどの獣害を防止するために設置された柵（電気柵等）
※2 防風ネット ： 強風から農作物や施設を守るために設置されたネット

対応の必要がある場所を特定できるよう『小字』や地番等を記入して下さい。

（2）施設別点検・機能診断チェックリスト（農地維持活動および資源向上活動）の作成

- 農地維持活動および資源向上活動に取り組んでいる活動組織は、活動計画書に位置付けたすべての農用地・水路・農道・ため池の点検・機能診断を毎年実施し、記録・保管する必要があります。

  ※農地維持支払交付金で資源向上活動（共同）や「施設の長寿命化のための活動」に取り組んでいる活動組織

  資源向上活動（共同）や「施設の長寿命化のための活動」に取り組んでいる施設については、機能診断を実施する必要があります。

- チェックリストは 『農用地編』『用水路　開水路編』『排水路　開水路編』『パイプライン編』『農道編』『ため池編』の6種類があります。
- 点検・機能診断を確実に実施するため、参考様式（183ページ～188ページ／提出不要）をご活用ください。
  （活動組織独自の様式を活用いただいても結構です。）

記入例（農用地編）

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：滋賀まるごと保全隊

（ 農用地編 ）

（確認担当者：まるごと太郎）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	遊休農地の発生防止	○		耕作が放棄された農地はありませんか。	4月10日		○	字遊休1番地
点検	※1鳥獣害防護柵	○		壊れた部分や下草で通電できない部分がありませんか。	4月10日		○	字遊休2番地
点検	※2防風ネット		○	壊れた部分や下が草で覆われていませんか。	4月10日	○		
機能診断	畦畔	○		田んぼと田んぼを区分する畦が崩れていませんか。	4月10日	○		
機能診断	法面	○		田んぼの法面が雨などで崩れていませんか。	4月10日	○		

※1 鳥獣害防護柵 ： イノシシやシカなどの獣害を防止するために設置された柵（電気柵等）

※2 防風ネット ： 強風から農作物や施設を守るために設置されたネット

5. 用水路(開水路)機能診断結果表

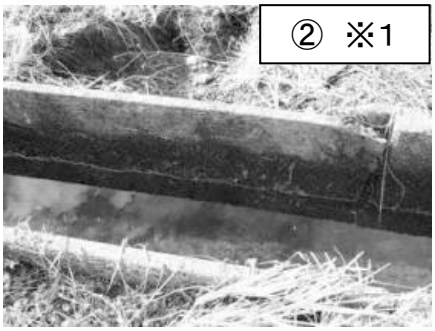
(1)用水路(開水路)の機能診断の実施

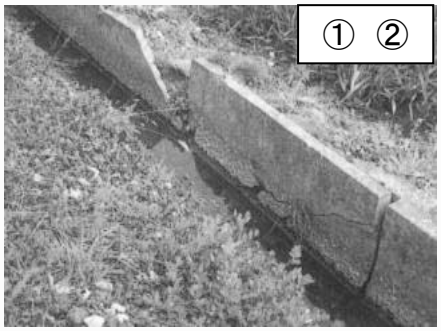
- 『末端用水路（開水路）の劣化度判定基準』（123～124ページ）を用いて、機能診断を実施してください。
- 機能診断の結果、「C判定」の用水路（開水路）がある場合は、「用水路（開水路）機能診断結果表」を作成・提出してください。

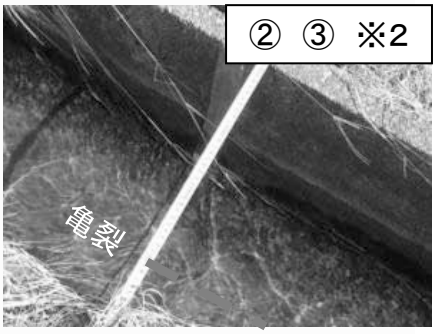
(2)二次製品用水路の劣化度「C」判定と整備内容

ア．破損の「C」について
①農業に著しい支障を及ぼすくらい水漏れするような破損箇所がある。
（例えば、通水断面内が著しく破損している）
②横方向の亀裂箇所がある。
③水路の壁が傾いている。









※1　通水断面内に横方向の亀裂が多数ある
※2　底面に縦断方向の亀裂あり。水路壁が傾き本来の水路幅が不足している。

整備内容の検討

○破損している既設水路を撤去し、新たな製品の布設を検討します。
○道路の土圧や、自動車荷重が原因で破損している場合は、土留め壁などの対策を検討します。

イ．摩耗の「C」について
①水路の鉄筋が露出している。



整備内容の検討

○既設水路を撤去し、新たな製品の布設を検討します。

ウ．沈下や傾斜の「C」について
①水路の途中に水たまりがある。
（深さ４ｃｍ以上）
②水路目地部での段差がある。
③水路がくねくねとゆがんでいる。







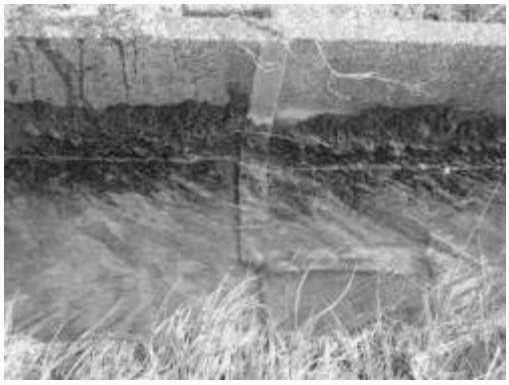
※水たまりの深いところで４ｃｍ以上ある。

整備内容の検討

○二次製品の場合、不同沈下に加えて接続部からの漏水や土砂が堆積しやすくなるといった状況が見られます。
○摩耗や破損といった製品自体の劣化が進行していない場合は、既設水路を撤去して、一定勾配となるよう水路の再布設と併せ山土盛り土など基礎の補強も検討します。
○なお、整備後30年以上経過しているなど老朽化が進んでいる場合は新たな製品の布設を検討します。
○なお、道路沿いで自動車荷重などの影響でゆがんだりねじれている場合は土留め壁の設置なども検討します。

エ．目地部の漏水の「C」について
①補修した箇所で目地部が広がってきた。





整備内容の検討

○過去に目地補修された箇所が劣化し漏水が見られる場合、目地材の充填等により補修します。
○目地の漏水に加え、破損や沈下・傾斜等の劣化も見られる場合は既設水路を撤去し、新たな水路の布設を検討します

(3)用水路(開水路)機能診断結果表の作成例

・位置図を添付し、区間名やC判定区間延長（m）等を図示してください。

（参考様式2）

用水路(開水路)の機能診断結果表

記入年月日	平成○○年○月○日
活動組織名	滋賀まるごと保全隊
記入代表者氏名	まるごと太郎

ほ場整備工事完了年度 昭和・平成 49 年度

UF　BF　現場打ち

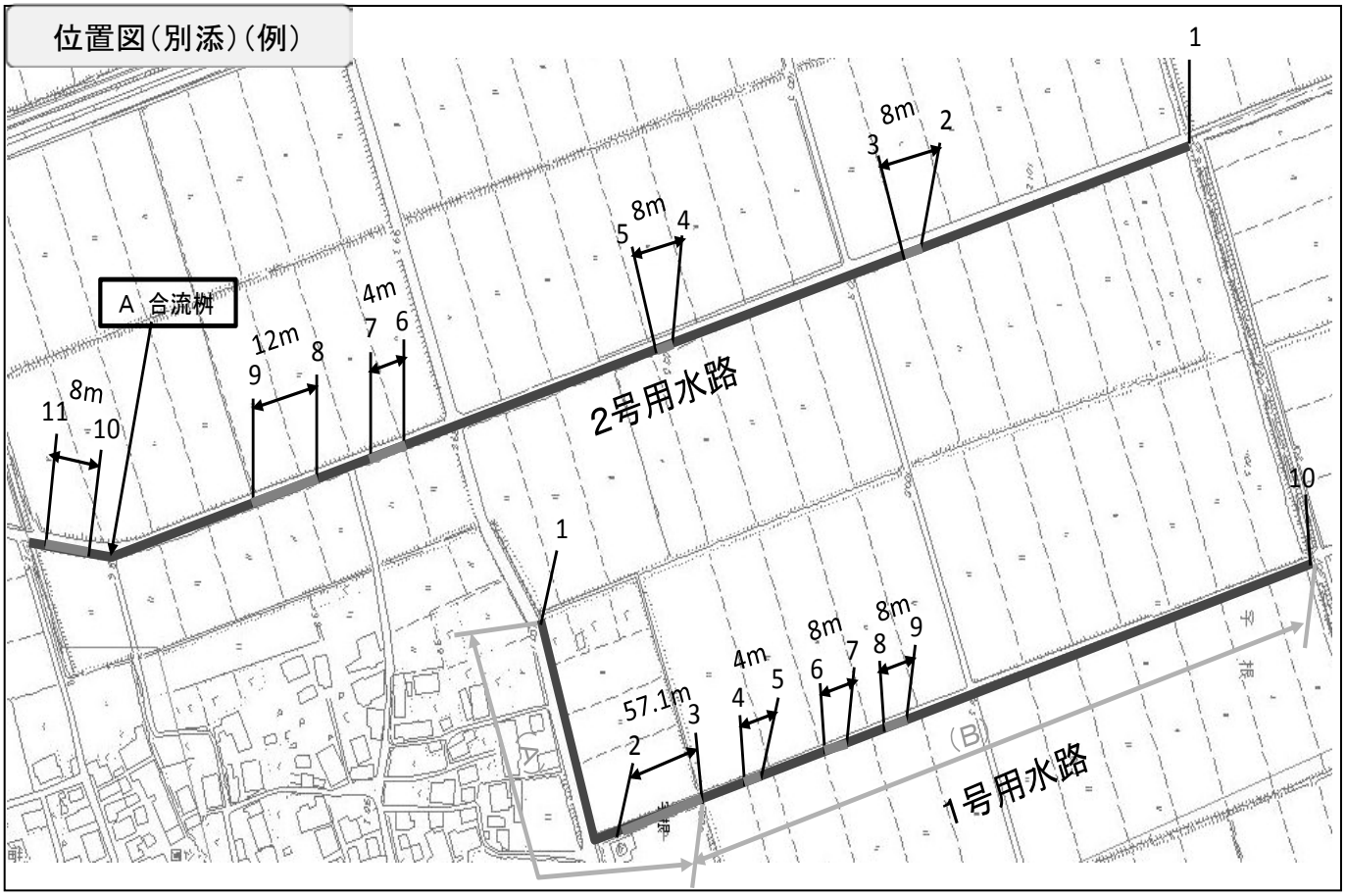
番号	路線名(地元で水路名称があればその名称を記入。無ければ任意名を記入)	C判定区間名	UFかBFか現場打ちを○で囲む	断面サイズ(cm):内寸法	C判定区分(C判定に該当するなら○) 水路の破損	水路の摩耗	沈下や傾斜	目地の漏水	C判定区間延長(m)	これまで実施した「施設を長持ちさせる取組」を記入 実施年度	実施内容
①	1号用水(A)	2−3	(UF)・BF・現場打ち	高:26cm 幅:24cm				○	57.1	H 19	目地詰め
②	1号用水(B)	4−5	(UF)・BF・現場打ち	高:48cm 幅:39cm	○				4	H	
③	〃	6−7	(UF)・BF・現場打ち	〃		○			8	H	
④	〃	8−9	(UF)・BF・現場打ち	〃			○		8	H 19	目地詰め
⑤	2号用水	2−3	(UF)・BF・現場打ち	高:48cm 幅:39cm				○	8	H	
⑥	〃	4−5	(UF)・BF・現場打ち	〃				○	8	H 21	目地詰め
⑦	〃	6−7	(UF)・BF・現場打ち	〃		○			4	H	
⑧	〃	8−9	(UF)・BF・現場打ち	〃			○		12	H	
⑨	〃	10−11	(UF)・BF・現場打ち	〃					8		
⑩											

図面の番号と一致させてください。

劣化度判定基準を参考に、「C」判定の区間のみ記入してください。

劣化度判定基準を参考に、「C」判定の区間のみ記入してください。

位置図(別添)(例)

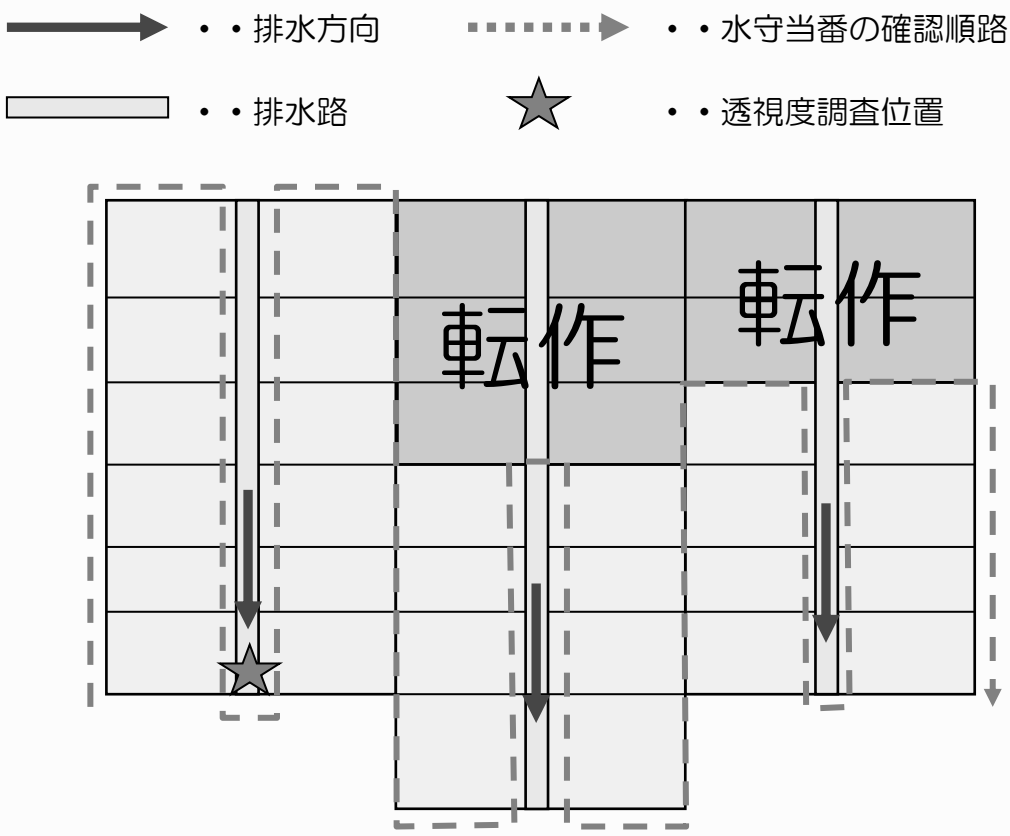


6. 透視度等調査結果表

(1)水守当番および透視度調査の実施

- 資源向上支払交付金（共同）に取り組んでいる活動組織は、水守当番および透視度調査を毎年実施する必要があります。
- 各集落に水守当番を設け、定期的（代かき期3回、田植え期1回）に水稲作付水田の全域で、排水路溝畔の漏水の有無を確認してください。
- 透視度計（３０ｃｍ以上）を購入し、対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の１箇所以上において、定期的（代かき期3回、田植え期1回）に透視度調査を実施してください。
  透視度の変動を把握するため、できるだけ毎年同じ場所で実施してください。
- 透視度調査位置図は、活動開始年度もしくは調査場所が変更になった年度のみ提出してください（実施状況報告書に添付）。

※１　平成29年度より水守当番実績書は提出不要です（作成は任意）。



※２　水稲作付けを行っている水田の用水路、排水路に平行して巡回します。

（2）透視度等調査結果表の作成例

（参考様式7）

水守当番の実施日を記入してください。

水管理点検（無効放流や漏水調査）の結果を記入してください。

透視度等調査結果表

平成30年度

活動組織名：滋賀まるごと保全隊

1．水管理点検状況（水稲作付面積）

ブロック名	確認面積 (ha)	状況確認 期別	実施日	状況
Aブロック	10ha	代かき期	4月24日	無効放流無し
			4月26日	一部無効放流あり　巡回監視員により対応（耕作者に改善要求）
			4月29日	無効放流無し
		田植え期	5月6日	溝畔より漏水一部あり（今年度補修予定）
Bブロック	9ha	代かき期	4月24日	無効放流無し
			4月26日	一部無効放流あり　巡回監視員により対応（耕作者に改善要求）
			4月29日	無効放流無し
		田植え期	5月6日	溝畔より漏水一部あり（今年度補修予定）

2．透視度等調査結果整理表

期別	場所・月日	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
代かき前期	月.日	4月15日	4月15日	4月25日	4月25日	4月25日	4月23日	4月24日
	A地点	50cm	50cm	48cm	45cm	50cm	49cm	47cm
代かき中期	月.日	4月20日	4月20日	4月26日	4月27日	4月27日	4月25日	4月26日
	A地点	20cm	30cm	29	33cm	35cm	38cm	35cm
代かき後期	月.日	4月28日	4月28日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日
	A地点	10cm	20cm	25cm	22cm	30cm	28cm	22cm
田植え期	月.日	5月6日	5月6日	5月6日	5月5日	5月5日	5月5日	5月6日
	A地点	40cm	40cm	45cm	44cm	45cm	46cm	48cm
代かき前期	月.日	4月15日	4月15日	4月25日	4月25日	4月25日	4月23日	4月24日
	B地点	50cm	50cm	48cm	49cm	50cm	47cm	49cm
代かき中期	月.日	4月20日	4月20日	4月26日	4月27日	4月27日	4月25日	4月26日
	B地点	18cm	28cm	25cm	30cm	36cm	32cm	30cm
代かき後期	月.日	4月28日	4月28日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日	4月29日
	B地点	35cm	35cm	30cm	30cm	28cm	33cm	33cm
田植え期	月.日	5月6日	5月6日	5月6日	5月5日	5月5日	5月5日	5月6日
	B地点	40cm	45cm	45cm	40cm	44cm	42cm	49cm

過年度分を含め計測結果を記入してください。

7. 日当整理帳および支払報告書(確定申告用)

(1)日当の支払い

①日当支払対象および整理
- 日当の支払対象者は構成員（参加同意書に記載されている方々）だけです。
- 日当整理帳で、支払対象者毎に「作業時間×時間あたり単価」で整理し、支払ってください。
- 活動記録や金銭出納簿との整合を図ってください。
- 日当は「収入」となり、確定申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

②日当整理帳には、日当の受領者の署名または押印と領収日の記入が必要です。

③日当は、個人に支払う必要があります。ただし、日当を構成団体の代表者が、総会などの席での了承の元、代わりにまとめて受け取ることができます。この場合は、代表者が団体構成員に分配し、構成員ごとに受領印または署名を貰ってください。
（下線部は平成31年度から適用します。）

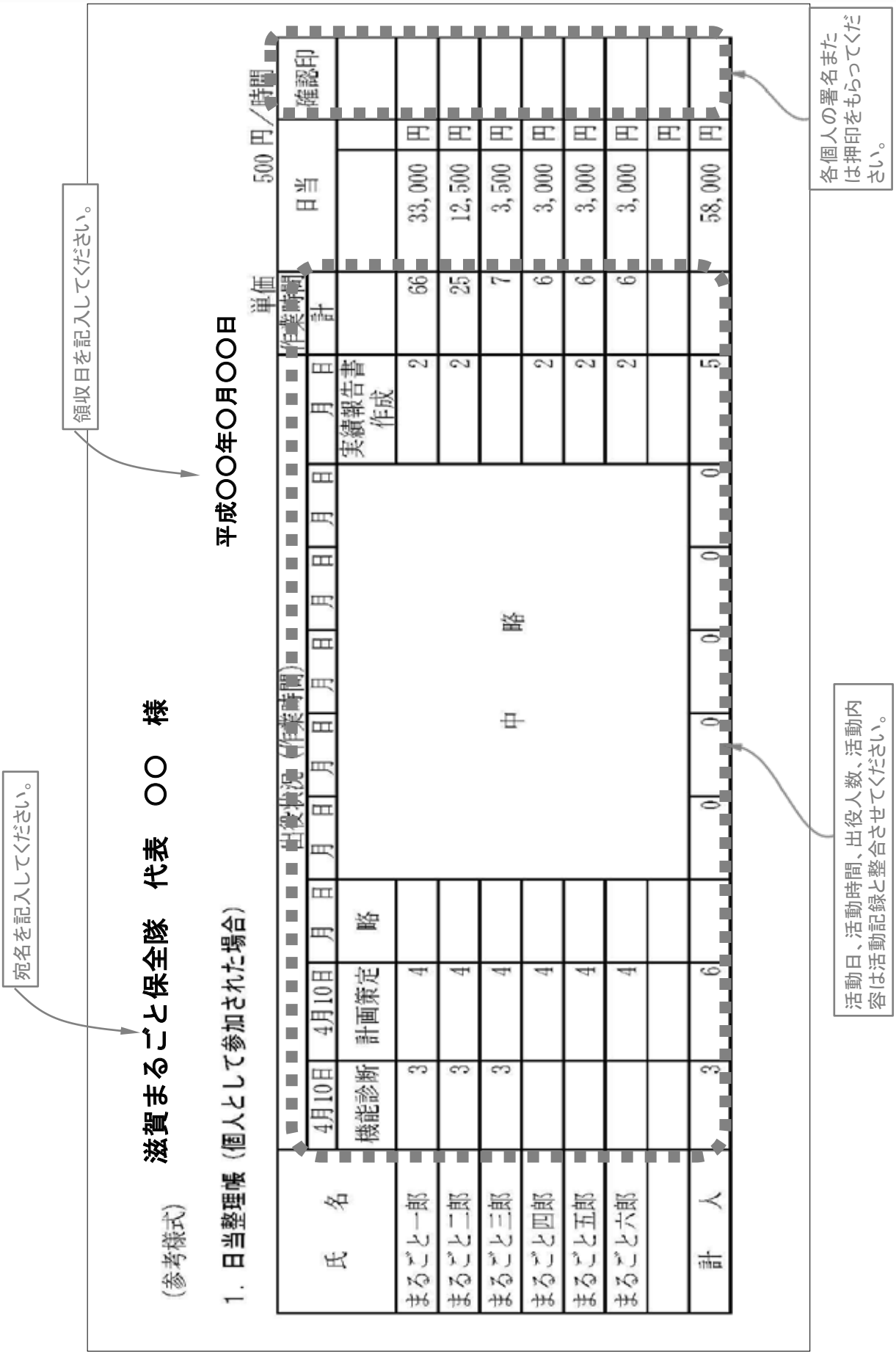
なお、活動組織の役員報酬については、役員本人に支払ってください。自治会等構成団体の役員と兼ねている場合であっても、その団体が代わりに受け取ることはできません。

④日当単価と役員報酬額
- 日当の単価や役員報酬額は、総会で説明し構成員の了承を得て、その記録を書面で残してください。
- 交付金の残額調整を役員報酬で行うことはできません。

⑤事務作業に対する対価の支払い
- 事務作業に対する対価を日当で支払う場合は、日当整理帳で整理してください。

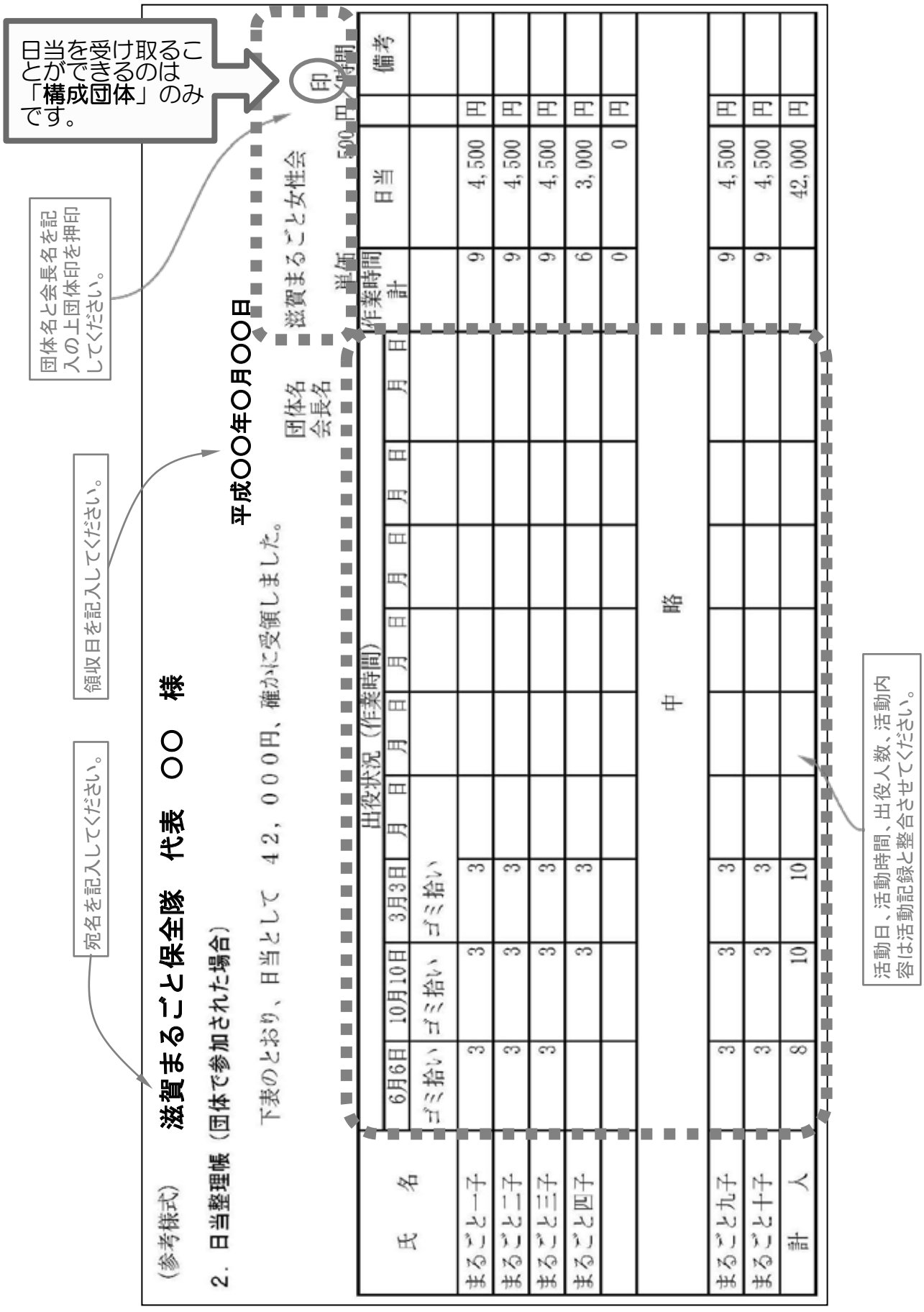
（2）日当整理帳の作成例（個人用）【参考様式】

・日当整理帳の様式例です。（必要事項が記入されていれば様式にはこだわりません。）



（2）日当整理帳の作成例（団体用）【参考様式】

・日当は参加した個人に必ずお渡しください。



(3)確定申告について

「農村まるごと保全向上対策」で得た収入（日当など）に対する確定申告について

本内容は一般的な考え方をまとめたものです。

	確定申告について
農業収入のある方 （兼業農家も含まれます）	農業所得の雑収入として申告してください。
給与所得者	雑所得として申告してください。 ただし、下記の両方に該当する方は申告の必要はありません。（市町・県民税の申告は除く）。 ・給与所得以外の所得金額（農村まるごと保全向上対策で得た収入も含め、給与以外のすべての収入金額から必要経費を控除した後の金額）が 20 万円以下 ・給与は１カ所で貰われ、その年末調整が終わっている なお、下記の注１に該当する方は申告が必要ですのでご注意ください。
公的年金等受給者	雑所得として申告してください。 ただし、下記の両方に該当する方は申告の必要はありません。 ・公的年金等の収入金額の合計額が、400 万円以下 ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20 万円以下
医療費控除などで確定申告をされる方	農村まるごと保全向上対策で得た収入も所得として計上していただく必要があります。

注１：給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

①事業所得、農業所得、不動産所得など、給与以外の所得がある人で、所得合計額から各種控除の合計を差し引いた金額をもとに算出して、所得税額が生じる人

②給与所得のある人で

ア．給与収入が 2,000 万円を超える人

イ．１カ所から給与を受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得合計額が 20 万円を超える人

ウ．２カ所以上から給与を受けている人で、年末調整をしていない給与額の収入金額と、給与所得と退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える人

注２：給与所得者の方や公的年金等受給者の方で確定申告が不要な場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告が必要です。

※詳しくは市町の税務担当部署または最寄りの税務署、税理士にお問い合わせください。

(4)支払報告書(参考様式)

・支払報告書（日当支払金額や内訳等を記載）を日当の支払いとあわせて配布すると、個人が確定申告をする際に役立ちます。

平成30年分　世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策　支払報告書（申告用）

※この支払報告書を申告相談の際に持参して下さい。

活動組織名	滋賀まるごと保全隊	代表者氏名	まるごと太郎

1．受領者住所・氏名

住　所	滋賀県滋賀町1-1	氏　名	まるごと次郎

2．支払額実績

項　目	内　訳	支払金額（円）	活動内容
農地維持支払交付金 資源向上支払交付金 【共同活動】	日当等	5,000	（農地維持）農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 （共同活動）水路、農道、ため池の軽微な補修や、植栽による景観形成等
資源向上支払交付金 【長寿命化】	日当等	5,000	（長寿命化）素掘り水路をコンクリート水路に更新、農道の路肩・法面の補修等
申告収入額合計		10,000	※受領者に農業収入のある場合は「農業所得の雑収入」、それ以外の場合は「雑所得」となります。

8. その他

(1)資源向上支払交付金(共同)「環境保全型」「防災減災型」「生態系保全型」の取組要件

【環境保全型】

水質保全対策事業などで整備した水質改善施設（内湖や水質浄化池、浄化型水路）の機能を維持増進させる取組です。

（１）対象面積と対象年数

対象面積：水質改善施設を管理している組織（広域組織の場合は集落）の全交付対象面積

対象年数：全活動期間（水質改善施設の管理を毎年行う）

（２）取組内容

①水質改善施設の管理

「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画し、水質改善施設の管理をしてください。

②その他

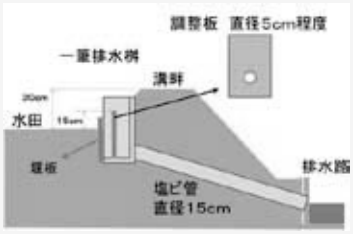
【標準型】との単価差以上に見合う活動を実施してください。



水質浄化池の清掃

【防災減災型】（田んぼダム）

田んぼの多面的機能の一つである水を貯める能力を利用して、排水口を小さくして流出量を抑制することで、大雨時などに一時的に水を貯水し下流地域の湛水被害を軽減する取組です。



田んぼダムの概要

（１）対象面積と対象年数

対象面積：市町長が効果があると認める一団の農用地面積
（想定被害軽減区域の浸水の原因となっている水路へ流れ込む、上流域の一団の農用地面積）

対象年数：全活動期間（最終年度までに（２）①～③の全取組を実施する）

（２）取組内容

① 水田貯留機能増進計画書の作成

浸水被害の軽減を図ろうとする区域（想定被害軽減区域）や、設定した区域の浸水の原因となっている水路へ流れ込む上流域の一団の農用地（田）の範囲を設定し、取組の基本方針や活動内容などを記載した水田貯留機能増進計画書を作成してください。

ただし、設定した範囲の**８割以上**の面積で取り組んでください。

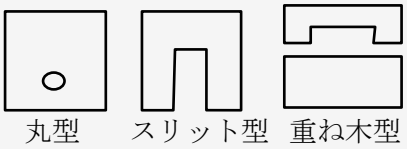


排水口を絞る排水調整板

② 排水調整板の購入・設置

直径15cmの一筆排水管より断面の小さい穴をあけた板を、一筆排水桝に設置します。穴の大きさや材質等は地域で設定してください。

なお、溝畔の崩壊を防止するため、水田に貯留する水深が15cm程度以上にならないよう排水調整板の高さを設定してください。

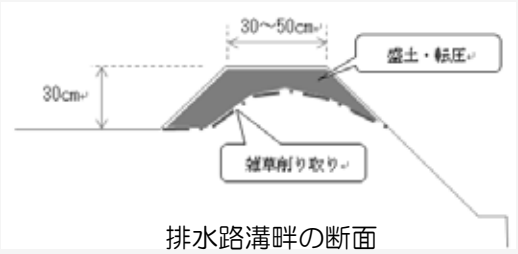


排水調整板の例

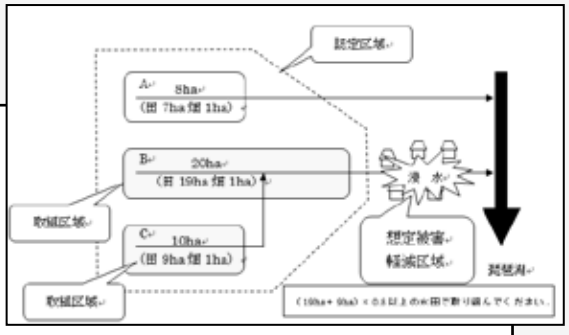
③ 排水路溝畔の断面確保・維持補修

ほ場整備が実施済みの地域では、整備時の標準断面（天端幅50cm、高さ30cm）　を、ほ場整備が未実施の地域では畦畔の標準断面（天端幅30cm、高さ30cm）を確保してください。

取組の当初に断面が確保されていない場合は、活動期間内に確保していただく必要があります。



排水路溝畔の断面



水田貯留機能増進計画書の記載例

（参考様式）

水田貯留機能増進計画書

1．地区の概要

地区名：○○地区
実施区域：認定農用地（田）面積　３５ha
うち計画対象農用地（田）面積①　２８ha
うち取組農用地（田）　面積②　２８ha
実施率（②／①×100）：　100%　＞　80%
実施期間：平成 30 年４月から　５年間
関係市町名：　■■市
関係集落名：　◇◇集落、○○集落

2．計画対象農用地（田）等の範囲

別紙のとおり
・浸水被害を軽減させる想定区域と計画対象農用地を示した排水系統図（位置図）
・面積を記載した各筆一覧表

3．取組の基本方針

下流側の○○集落周辺では、集中豪雨の度に道路や宅地が浸水している状況である。このため、水田が持っている雨水貯留機能を強化することにより、浸水被害の軽減を図る。

4．活動内容

項　目	活動期間	内　　容	備考
計画策定	H30	現地調査、先進地視察、検討会２回	
啓発普及	H30～H34	広報冊子作成配布１回／年 啓発看板設置３か所（H31）	
実践活動	H31～H34	流量調整板購入 100 枚（H31） 溝畔改修（H31～H33） 点検・補修（H31～H33）	

【生態系保全型】

地域における対象生物（魚類など）の生息環境や移動経路の確保のために、魚道やワンドなどを設置する取組です。
（設置後の維持管理は対象になりません。）

（１）対象面積と対象年数

対象面積：生態系保全施設の設置に取り組む組織（広域組織の場合は集落）の全交付対象面積
対象年数：必要年数（最大：５年、最小：１年）

（２）取組内容

① 生態系保全計画書の作成

保全対象生物とその生物の保全に必要な魚道や施設の整備、管理方法などを記載した生態系保全計画書を作成してください。
必要な施設の種類・数は「交付対象面積に対する生態系保全型の年間必要施設数早見表」に基づき決定してください。

〈生態系保全施設の種類〉※複数種類の施設を組み合わせて設置することも可能

◆水路魚道の設置
- 魚の遡上が可能となるよう、水路に階段状に堰を設ける魚道を設置
- 水田への進入を容易にする一筆排水桝を改修

◆水田魚道の設置
- 魚の遡上が可能となるよう、水田と排水路をつなぐ小規模魚道を設置

◆生息環境向上施設の設置
- 水田内水路（水田、遊休農地などに小溝を設置）、ビオトープ、ワンド、石積み護岸などを設置

◆ 生物の移動経路の確保
- 生物の移動経路確保のため、水路蓋、農道下に暗渠等を設置

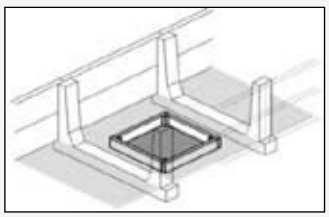

水路魚道の設置（堰上式）

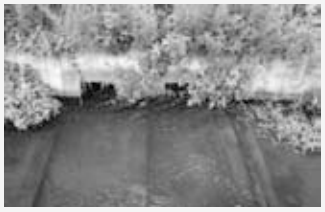

水田魚道の設置（一筆型）


水田内水路の設置


ビオトープ水田の実施

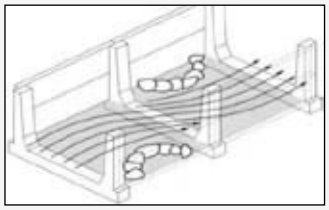

堰板・丸太設置による水深確保


水路への深みの設置

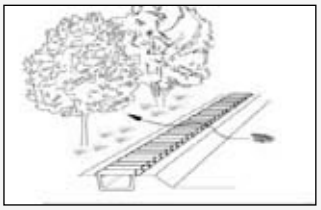

魚巣ブロックの設置


ワンドの形成


石積水路の設置


乱杭、置石の設置


水路からの脱出施設の設置


水路蓋の設置

②モニタリング調査の実施
　資源向上（共同）支払交付金の活動期間中は毎年、保全対象となる生物の生息状況や移動経路の確保の状況について、モニタリング調査を実施してください。（農村環境保全活動の必須項目の１つである「生物の生息状況の把握」と兼ねることができます。）
③その他
【標準型】との単価差以上に見合う活動を実施してください。

生態系保全計画書の記載例

（参考様式）

平成　年　月　日

生態系保全計画書

１．活動組織の概要

活動組織名：　○○保全隊

実施区域：資源向上支払交付金交付対象農用地面積　7,512　a

２．整備計画

１）保全対象種：　フナ、ナマズ、トノサマガエル、ドジョウ

※保全種の選定方法：　△△大学の●●先生と現地調査を行い決定

２）取組内容

設置施設	延べ数量	年度計画				
		H30 年	H31 年	H32 年	H33 年	H34 年
水路魚道（堰上式）	４箇所	2	2			
水田魚道（一筆型）	１６箇所			8		8
水田内水路	１６０m				１６０	

３．モニタリング計画

・平成 30 年は施設を設置する予定箇所の現状調査として、集落の子供会と一緒に生き物観察会を実施する。
・平成 31 年～平成 33 年は魚道を設置する排水路の水田において××小学校と連携して生き物観察を実施し、フナ、ナマズの稚魚が生息しているか確認する。
・平成 34 年度は設置した水田内水路の周辺を対象にトノサマガエルの卵やドジョウの生息を確認する。など・・・

４．施設設置位置図

交付対象面積に対する生態系保全型の年間必要施設数 早見表

別紙１

※同じ施設を設置した場合の施設数になります。

	水田の交付対象面積（ha） ※1		0 ～ 10	10 ～ 20	20 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 50	50 ～ 60	60 ～ 70	70 ～ 80	80 ～ 90	90 ～ 100
生態系保全型の施設	水路魚道（堰上式）	箇所	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3
	水路魚道（階段式）	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	水田魚道（一筆型）	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	水田内水路 ※2	m	20 ～ 40	40 ～ 60	60 ～ 80	80 ～ 100	100 ～ 120	120 ～ 140	140 ～ 160	160 ～ 180	180 ～ 200	200 ～ 220
	生息環境向上施設 ・排水路の深み設置 ・排水路の堰板・丸太による水深確保 ・乱杭、置石の設置 ・魚巣ブロックの設置	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	水路の蓋、農道下の暗渠 ※2	m	25 ～ 50	50 ～ 75	75 ～ 100	100 ～ 125	125 ～ 150	150 ～ 175	175 ～ 200	200 ～ 225	225 ～ 250	250 ～ 275
	水路からの脱出施設	箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	ビオトープ	箇所	個別協議									
	ワンド	箇所	個別協議									
	石積み護岸	m	個別協議									

※1　面積については、「○○haを超え～○○ha以内」となります。
※2　延長については、「○○m以上～○○m未満」となります。

モニタリング調査の参考様式

※資源向上（長寿命化）支払交付金の
生物多様性水路モニタリング結果表

記入例

観察会名　環境保全隊生きもの調査　（日付から自動入力）

開催日時　2018 年 8 月 10 日 ○ 曜日　午前・午後（ 午前 ）

開催場所　市町名：○○市　場所の詳細：○○町

主催者等　主催者：滋賀まるごと保全隊　共催等：

その他　流域名（流れ込む第2次河川名等）：○○川　流域：アドバイザー ○ / サポーター ○ / 一般参加 ×

備考　○1～4匹 ◎5匹～9匹 ●10匹以上

幼魚が観察されたら、幼魚欄にも○～●を入力すること

参加人数	アドバイザー名	サポーター名	天候	その他（気象）
56	まるごと太郎、滋賀次郎	滋賀花子	晴れ	強風

科名	種名	○～●	幼
ヤツメウナギ	スナヤツメ■	○	
ウナギ	ウナギ	―	
キュウリウオ	ワカサギ★	―	
アユ	アユ	―	
サケ	イワナ	―	
	ニジマス	―	
	サクラマス（ヤマメ）	―	
	サツキマス（アマゴ）	―	
	ビワマス★	―	
コイ	ヌマムツ	―	
	カワムツ	○	
	オイカワ	―	
	（オイカワ属不明種）	―	
	ハス	―	
	カワバタモロコ■	―	
	ワグイ	―	
	アブラハヤ	―	
	タカハヤ	―	
	ソウギョ	―	
	アオウオ	―	
	ワタカ★■	―	
	ハクレン	―	
	ホンモロコ★	―	
	タモロコ	○	
	（タモロコ属不明種）	―	
	ムギツク	―	
	モツゴ	―	
	ビワヒガイ★	―	
	アブラヒガイ★■	―	
	カマツカ	―	
	ツチフキ	―	
	ゼゼラ	―	
	イトモロコ	―	
	スゴモロコ★	―	
	デメモロコ	―	
	ズナガニゴイ	―	
	ニゴイ	―	
	コウライニゴイ	―	

科名	種名	○～●	幼
コイ	コイ	―	
	ゲンゴロウブナ	―	
	ニゴロブナ★	―	
	ギンブナ	○	
	（フナ属不明種）	○	○
	ヤリタナゴ■	―	
	アブラボテ■	―	
	タイリクバラタナゴ	―	
	カネヒラ■	―	
	イチモンジタナゴ■	―	
	シロヒレタビラ■	―	
ドジョウ	アユモドキ■	―	
	ドジョウ	●	◎
	カラドジョウ	―	
	スジシマドジョウ★■	―	
	シマドジョウ	―	
	アジメドジョウ■	―	
	ホトケドジョウ■	―	
ギギ	ギギ■	―	
ナマズ	ナマズ	―	
	ビワコオオナマズ☆■	―	
	イワトコナマズ☆■	―	
アカザ	アカザ■	―	
メダカ	メダカ■	―	
カダヤシ	カダヤシ	―	
トゲウオ	ハリヨ■	―	
タウウシュウ	カムルチー	―	
ケツギョ	オヤニラミ	―	
タンフィッシュ	オオクチバス	―	
	コクチバス	―	
	ブルーギル	―	
カワスズメ	カワスズメ	―	
	ナイルティラピア	―	
	ジルティラピア	―	
ドンコ	ドンコ	◎	
ハゼ	イサザ★	―	
	ウキゴリ	―	
	トウヨシノボリ	―	

科名	種名	○～●	幼
ハゼ	カワヨシノボリ	―	
	ビワヨシノボリ★	―	
	（ヨシノボリ属不明種）	―	
	ヌマチチブ	―	
カジカ	カジカ（大卵型）■	―	
	ウツセミカジカ	―	
		―	
		―	
		―	
		―	
		―	

水路の状況

整備年次（西暦）：2003

経過年数（ドロップダウンリストより）：3～6年

（他、水路の状況）
3面張り水路。泥の堆積部分に水草等が繁茂。魚巣ブロック有り

備考

川の状況：湧水で流れが緩慢

アメリカザリガニが多数採捕された。
水草：ホテイアオイ、オオカナダモ

一般住民以外の出席者
県、市、土地改良区、農協

生息している生き物の中に、『保全したい生き物』が入っているか確認してください。

注）○1～4匹　◎5匹～9匹　●10匹以上
幼魚が観察された場合には幼魚欄にも記入すること

（参考様式）生物多様性水路モニタリング結果表

（2）交付金の積立

◎積立に関する基本的な考え方について
　年度実績支払という考え方から、原則として交付金の持ち越しを認めません。
　ただし、 複数年度にわたる資金計画を策定し、市町が認めた場合は積立できるものとします。

交付金積立の際の留意点

①積立が可能な交付金は次のとおりとします。
- 農地維持支払交付金
- 資源向上支払交付金（共同）

②積立の使途は次のとおりとします。
- 農地維持活動　　１．地域資源の基礎的な保全活動　　イ．実践活動
- 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）
　　１．施設の軽微な補修　　イ．実践活動
- 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）
- 機械・機具の購入
- 年度当初の運営経費（広域活動組織に限る）

③積立の金額については、使途の内容に基づく資金計画を策定し、その計画に対応した金額を積立るものとします。（余った交付金を積立るのではありません）
④資金計画の策定に当たっては、活動計画書に定められた各支払交付金に係る活動を確実に実施することが前提となります。
⑤積立期間は、活動期間内とします。
⑥積立を行う最終年度は、活動終了年度の前年度までとします。
　ただし、広域活動組織に限り、次の５年間も活動を継続することを条件として、活動最終年度においても翌年度当初の運営経費の積立が可能とします。
⑦計画した使途に使った後、残金が発生した場合は当該年度の活動資金に充当できるものとします。

交付金積立の際の様式第1-8号記載方法

（様式第1－8号）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

報告年月日	平成 31 年　月　日
名　称	滋賀まるごと保全隊
代表者氏名	まるごと太郎　㊞

○○○○市町長　　様

平成　30　年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

＜平成　30　年度　収支実績　　（平成　31　年3月31日現在）＞

1．農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）［※1］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1. 前年度からの積立額	0　円	
	2. 交付金（国費＋地方費）	1,529,470　円	
	3. 利子等	10,000　円	自治会から補填
	合　計	1,539,470　円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額	1,039,470　円	
	2. 返還	0　円	
	3. 積立額	500,000　円	H31に大型草刈り機購入予定　300,000円 H31に水路更新の工事予定　200,000円
	合　計	1,539,470　円	

（注）支出の部「3. 積立額」の備考欄には、積立額の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入する。

・積立金額と返還額以外の支出合計を記入してください。

・積立金額の合計を記入してください。

・積立額と使用の予定（時期と目的）を記入してください。

	項　目	金額	備　考
収入の部	2. 利子等	円	
	合　計	円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額	円	
	2. 返還	円	
	合　計	円	

3．多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金）［※2］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1. 前年度からの積立額	円	
	2. 交付金（国費＋地方費）		
	3. 利子等		
	合　計		

記載不要

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額	円	
	日当	円	
	購入・リース費	円	
	外注費	円	
	その他	円	
	2. 返還	円	
	3. 積立額	円	
	合　計	円	

（※1）金銭出納簿を資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の経理を区分して様式第1－7号で作成する場合は記入する。
（※2）金銭出納簿を様式第1－7号（経理区分を1本化する場合）で作成する場合は記入する。

積立資金計画申出書の記載方法（参考様式）

（参考様式）

平成３０年度　●●市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
積立資金計画申出書

平成３０年　　月　　日

●●市長　　あて

［対象組織］
住　　所　○○市△△町 1-1
組 織 名　滋賀まるごと保全隊
代表者名　まるごと太郎　印

下記のとおり積み立てを行いたいので届け出ます。

記

1　積立資金計画書（別紙）

2　添付資料
・見積書の写し　等　（根拠資料）

（注意事項）
・積立の使途１件ごとに届け出てください。
・積立資金計画の根拠資料を添付してください。
根拠資料：見積書の写し、（購入の場合）パンフレット等の仕様の分かる書類、
（工事等の場合）施工場所の位置図　等
なお、見積書の写しは、**１者以上**添付してください。

積立資金計画申出書の記載方法（参考様式）

（別紙）

積立資金計画書

1　積立目的

1　使　　途	☑　機械・器具の購入
	□　工事等（施設の維持管理、補修又は更新のための工事、修繕等の外注又は直営施工等）
2　詳　　細 ※1	自走式草刈り機 農道法面等の草刈り目的農道法面等の草刈り目的 ○○農機製　AZ○○A　1台

※該当する項目（□）にチェックをしてください。

・執行年度は含みません。

2　資金計画

1　積立年度	平成　30　年度　～　平成　31　年度（計2か年）			※2
2　執行年度	平成　32　年度			※2
3　積立計画 ※3 ※4	30年度	31年度	年度	年度
	100,000円	100,000円	円	円
	積立総額			200,000円
4　交付見込額	交付見込額（毎年度）			1,000,000円

執行年度分は含みません。

（注意事項）

※1　機械・器具の購入の場合は、購入の目的、品目、数量及び予定している規格・機種を、工事等の場合は、実施の目的、構造、延長、箇所数等を記入してください。

※2　資金計画は活動期間内の計画としてください。
執行年度：活動終了年度もしくはそれ以前の年度としてください。
積立年度：執行年度の前年度までとしてください。（最短：1年、最長：4年）

※3　積立額（毎年度）の上限はありませんが、活動計画書に記載した活動を必ず実施することを前提に、積立額を設定してください。

※4「見積額＝積立総額＋執行年度交付金の一部」となります。
見積額が10万円以上の場合は、執行年度にあらためて**3者見積**をお願いします。

交付金積立の際の金銭出納簿記載方法①

（様式第１－7号）（経理区分を１本化しない場合）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

平成29年度から積立を始め平成30年度に購入する場合

組織名：　滋賀まるごと保全隊

日付	分類	内　容	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）			2. 資源向上支払（施設の長寿命化）			領収書番号	活動実施日	備考
			収入（円）	支出（円）	残高（円）	収入（円）	支出（円）	残高（円）			
4月1日		自治会より借入	150,000		150,000						
4月1日		平成29年度積立金	300,000		450,000						
4月10日	4 その他	お茶		900	449,100				1	4月12日	
7月1日		農地維持支払交付金	963,000		1,412,100						
7月1日		資源向上支払交付金（共同）	566,470		1,978,570						
7月1日		借入金返済	-150,000		1,828,570				10		
8月1日	2 購入・リース費	積立による大型草刈り機購入		600,000	1,228,570				11		平成29年度からの積立金による購入
		《中略》		1,118,570	110,000						
3月26日		自治会より補填	10,000		120,000						
3月27日	3 外注費	事務委託料		120,000	0				21		水土里ネット滋賀
合　計			1,839,470	1,839,470	0	0	0	0			

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書は　1枚ずつ重ならないように貼付してください。）

返還額、積立額　（円）

項目	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化）
返還額	0	0
積立額	0	0
合　計	0	0

支出費目別金額　（円）

項目	金額
1 日当	200,000
2 購入・リース等	600,000
3 外注費	120,000
4 その他	919,470
合　計	1,839,470

※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内　容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

（様式第１－7号）（経理区分を１本化しない場合）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

平成29年度から積立を始め平成31年度に購入するのでもう1年積立する場合

組織名：　滋賀まるごと保全隊

日付	分類	内　容	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考
4月1日		自治会より借入	150,000		150,000						
4月1日		平成29年度購入積立金	300,000		450,000						
4月10日	4 その他	お茶		900	449,100				1	4月12日	
7月1日		農地維持支払交付金	963,000		1,412,100						
7月1日		資源向上支払交付金（共同）	566,470		1,978,570						
7月1日		借入金返済	-150,000		1,828,570				2		
		（中略）									
3月26日		自治会より補填	10,000		720,000						
3月27日	3 外注費	事務委託料		120,000	600,000				21		水土里ネット滋賀
3月31日	2 購入・リース費	平成29年度購入積立金（平成31年度に大型草刈り機購入予定）		300,000	300,000				22		
3月31日	2 購入・リース費	平成30年度購入積立金（平成31年度に大型草刈り機購入予定）		300,000	0				23		
		計	1,839,470	1,839,470	0	0	0	0			

※領収書は、通し番号を記入し　で、必ず保管しておいてください。（領収書は　1枚ずつ重

・積立金額の合計を記入してください。

返還額、積立額

項目	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化）
返還額	0	0
積立額	600,000	0
合　計	0	0

（円）

項目	金額
1 日当	200,000
2 購入・リース等	600,000
3 外注費	120,000
4 その他	919,470
合　計	1,839,470

・積立目的および執行予定年度を記載して下さい。
・支出は「共同活動」の欄に記載して下さい。
・右側の「2．資源向上支払（施設の長寿命化）の欄には記載しないでください。

※「

内　容
費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
外注費、事務の外注費など
具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

交付金積立の際の金銭出納簿記載方法③

（様式第１－７号）（経理区分を１本化しない場合）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

平成28年度から積立を始め平成30年度に購入するする場合

組織名：　滋賀まるごと保全隊

日付	分類	内　容	1．農地維持支払及び資源向上支払（共同活動） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	2．資源向上支払（施設の長寿命化） 収入（円）	支出（円）	残高（円）	領収書番号	活動実施日	備考
4月1日		自治会より借入	150,000		150,000						
4月1日		平成28年度、29年度購入積立金	600,000		750,000						
4月10日	4 その他	お茶		900	749,100				1	4月12日	
7月1日		農地維持支払交付金	963,000		1,712,100						
7月1日		資源向上支払交付金（共同）	566,470		2,278,570						
7月1日		借入金返済	-150,000		2,128,570				10		
8月1日	2 購入・リース費	積立による大型草刈り機購入		900,000	1,228,570				11		平成28年度からの積立金による購入
		《中略》		1,118,570	110,000						
3月26日		自治会より補填	10,000		120,000						
3月27日	3 外注費	事務委託料		120,000	0				21		水土里ネット滋賀
		合　計	2,139,470	2,139,470	0	0	0	0			

※領収書は、通し番号を記入した上、必ず保管しておいてください。（領収書は　1枚ずつ重ならないように貼付してください。）

返還額、積立額　（円）

項目	1．農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）	2．資源向上支払（施設の長寿命化）
返還額	0	0
積立額	0	0
合　計	0	0

支出費目別金額　（円）

項目	金額
1 日当	200,000
2 購入・リース等	900,000
3 外注費	120,000
4 その他	919,470
合　計	1,839,470

・支出は「共同活動」の欄に記載して下さい。
・右側の「２．資源向上支払（施設の長寿命化）の欄には記載しないでください。

内　容
人費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
の外注費、事務の外注費など
文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など

（3）交付金の返還

活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還していただくことになります。なお、以下の場合においても、交付金の返還が生じます。

- 交付金算定対象となる農用地が転用などにより減少した場合。
- 交付金算定対象となる農用地が適切に保全管理できなくなった場合。
- 本交付金が活動目的以外に使用されていると認められた場合。
- 交付金対象農用地に含めた遊休農地が活動期間中に解消しなかった場合。

1）交付金の返還方法について

転用等により、対象農用地面積が減少する場合は、原則として交付金との相殺交付による対応とします。
（事業計画を変更し、その面積に係る交付金を返還）

①転用等により減少した場合、その面積に係る交付金は、協定の締結年度または認定年度に遡っての返還が必要になります。

②但し、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、遡及返還が免除される場合があります。
※基準日は「１２月３１日」です。
基準日以前（４月１日～１２月３１日）に転用等が発生した場合、当該年度交付金は翌年度以降の交付金と同様、当該面積分だけ減額となります（精算による対応）。

基準日以降（１月１日～３月３１日）に転用等が発生した場合、当該年度の交付金は減額されません。
（当該年度は、当該農用地が「適切に保全管理されている」とみなします）
（翌年度以降の交付金が当該面積分だけ減額となります）

【やむを得ない理由】
- 土地収用法に基づき収用若しくは使用を受けた場合
- 収用適格事業（土地収用法第３条）の要請により任意に売り渡し若しくは使用させた場合
- 農業振興地域の整備に関する法律第３条第４号に該当する農業用施設の用地とした場合　等

（やむを得ない理由の例）
- 国道や県道等の用地として買収された
- 農業用倉庫を建てた

2）転用等発生時期について

- 農業振興地域整備計画の認可通知日、無断転用の場合は事実が生じた日
- 実質的に農地として適切に保全されていないと判断された日
- 土地収用法または収用適格事業に該当する場合は所有権移転がなされた日

（4）活動実施の注意点

『世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策』の原資は、全額公金ですから、活動や交付金の使い途にある程度の制限があります。ルールを守って有効にご活用下さい。

1）活動について

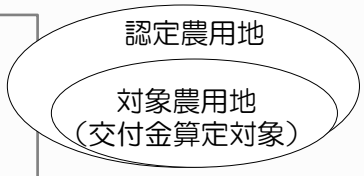
①本対策の活動期間は、５年間が基準です。
- 途中で活動をやめる場合や活動要件を満たしていない場合は、交付金の「遡及返還」になります。（それまでの交付金も遡って返還）
- 自然災害、その他やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還が免除される事もあります。

②活動を実施できる（交付金の支出対象）のは「保全管理する区域内」の農用地や施設です。

③活動計画書に基づいて毎年の活動計画を策定し、必須の活動については毎年必ず実施してください。（天候等やむを得ない理由で必須活動が中止となった場合、代替活動を行ってください。）

【農地維持支払交付金における必須の活動】
- **点検（農用地・全施設）**
- **年度活動計画策定**
- **遊休農地発生防止のための保全管理**
- **実践活動（全施設草刈り・水路の泥上げ）**
- **総会、地域資源の適切な保全管理のための推進活動**
- **事務・組織運営の研修（5年間に1回以上）**
- **地域資源保全管理構想策定（活動期間終了までに）**

【資源向上支払交付金における必須の活動】
- **機能診断（農用地・施設）**
- **計画策定（農用地・施設）**
- **年度活動計画策定**
- **啓発、普及**
- **実践活動（水質保全、生態系保全）**
- **機能診断・補修技術等の研修（5年間に1回以上）**



④「総会」および「監査」は毎年確実に実施し、議事録等を作成・保管してください。
　１年に１回以上、まるごとの総会（総代会）を自治会等の総会とは開催時間（開催日）等を区別して開催してください。
　総会の中で、下記の事項を構成員の方に確認いただき書面で残すようにしてください。
- 日当の支払いの可否とその単価
- 役員報酬の支払いの可否とその金額
- 年間活動計画と事業報告
- 会計監査など交付金に関する決算事項　（監査報告書を総会資料に添付）

⑤「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は毎年確実に実施し、活動内容の記録等を残しておいてください。

⑥「研修」は５年間に１回以上、まるごと推進協議会等が開催する研修会を受講し、その内容を受講者以外の構成員と情報共有してください。
　まるごと推進協議会等が開催する研修会には該当しませんが、先進地視察等を独自に実施されることも可能です。
　先進地視察等を独自に実施される場合は、必ず事前に市町にご相談ください。
　視察先や費用負担が適切かどうか等、事前に確認させていただきます。

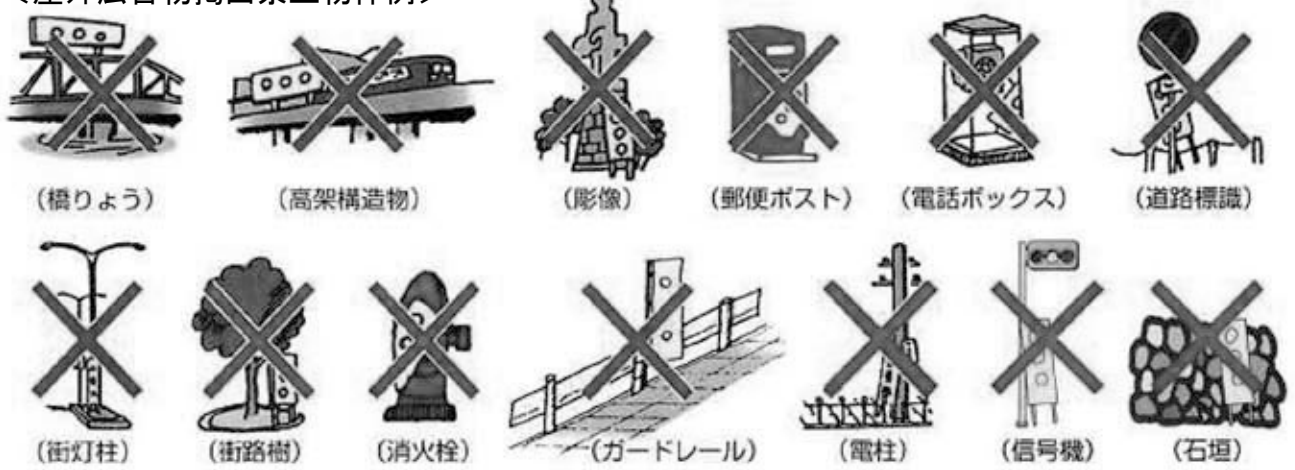
⑦平成２８年度の制度拡充により、従来からの活動を実施したうえで、農地維持支払交付金で資源向上活動（共同、長寿命化）に取り組んだり、資源向上支払（共同）交付金で資源向上活動（長寿命化）に取り組んだりすることが原則可能になりました。
　ただし、市町によって対応が異なりますので、詳細は市町にご相談ください。
　なお、上記により活動の追加をする場合、市町への事業計画変更の認定申請が必要です。

⑧上記の制度拡充により農地維持活動だけに取り組んでおられる活動組織でも、鳥獣害防護柵について、従来の簡易補修に加え新設が可能になりました。

⑨鳥獣害防護柵を新設される場合や農地で景観形成作物の植栽をする場合は、他の交付金と重複しないようにしてください。

⑩濁水防止やまるごと保全の取り組み啓発のため「のぼり旗」を掲出していただいていますが、ガードレールや電柱など下記の工作物（禁止物件）に取り付けることは、滋賀県および各市の屋外広告物条例により禁止されています。
　なお、下記の工作物以外にのぼり旗を設置する場合であっても市町によっては条例により申請が必要な場合があります。
　また、看板の設置は規模によって市町の許可が必要な場合がありますのでご注意ください。
　さらに、「のぼり旗」を長期間にわたり掲出されると、ボロボロになり景観上も好ましくありません。
　「のぼり旗」を掲出いただく場合は以上の点に充分にご配慮いただきますよう宜しくお願いします。

＜屋外広告物掲出禁止物件例＞



2）交付金について

１．交付金
①農地維持支払と資源向上支払（共同）の活動計画に基づき、年間の活動予算を配分して下さい。

②交付金は、その年度の4月1日から3月31日までの活動費としてお使いいただけます。各自治会の会計と兼務され、会計区分が4月1日でない場合は、まるごとの支出が年度を跨がないように特に気をつけてください。

③1回目の交付金が振り込まれる以前の支払いは、立替払い、もしくは借入金からの支払いでお願いします。ただし、借入金に対する利子を交付金から支出することはできません。

④交付金の繰り越しはできませんので、全て年度内（3月31日まで）に支出してください。

⑤使い切れない場合は、10万円以上で1万円単位で返還できます。2回目の交付時に調整しますので、11月末までに市町へ報告ください。報告後の変更はできません。

⑥日当や役員報酬は課税の対象となります。
農業収入の有無、給与所得額により申告の方法（有無）が異なりますので、市町の税務担当部署や税務署、税理士に相談の上対応をお願いします。
なお、一般的な考え方については55ページのとおりです。

⑦終日にわたって作業される場合は、活動効率を考慮し活動場所を離れることがなくてもいいようにするため、弁当を提供することができます。このため、弁当の代わりに外食することや、半日の作業で弁当を提供することはできません。
弁当は１食あたり**１，０００円（税込）以内**としてください。

⑧通帳と銀行印は別の人が管理し適正な支出を心がけ、代表者等は定期的に金銭出納簿と通帳残高の確認を行ってください。

⑨現金は、円滑な予算執行のために必要となる分を除き、必要の都度口座から引き出すようにし、不必要な現金は保管しないでください。

⑩交付金の原資は税金です。　最低限のルールを守って支出してください。
使ってはいけない活動や支払いの例を挙げます。

・交付金の趣旨に合わない活動
◆宗教（お寺など）に関する活動
◆公民館の維持管理費や補修費など
◆地域資源の適切な保全管理のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動としての農村コミュニティの強化に関する活動、啓発普及のための住民等との交流活動は、活動計画書内の活動の計画として位置付けていただいた場合には実施していただけます。ただし、特に集落の文化祭、収穫祭開催等にかかる費用のうち、まるごとの活動と関連が説明できないものについては対象としていただけませんので、ご注意ください。

・農業者の営農活動にかかる経費
◆営農活動に必要な農業水利施設の運転経費
◆営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費

・他団体への寄付
◆他団体への寄付・助成、他団体の経常的運営に必要な経費

・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

・活動計画書の『保全管理する区域内の農用地、施設』に記した区域以外での活動
◆集落内の道路側溝の泥上げ
◆神社や公園の掃除
◆国などが管理する道路や１級河川など行政が管理する施設での活動

・児童に対して現金の支給（日当の支払）
◆児童に対して労働に対する日当（現金、商品券等）を支払うことは不適切なため、文房具や観察会の際の道具、図書カードなどの「記念品」としてください。
◆子ども会等の団体に対して、児童分の日当（現金）を支払うことも出来ません。

・他事業の地元負担金への充当
県、市町や土地改良区等が実施する他の補助事業の地元負担相当額に、交付金を充てることは補助金の二重投資になるためできません。

・総会や会議での弁当等の購入。
・アルコール類、つまみ、接待費、慶弔費、慰労目的の旅費　など・・・

・明確な根拠なく他団体と共同で費用負担
◆例えば、自治会などと共同で使用しているコピー機のリース料の全額負担や根拠のない按分（折半など）は認められませんので、コピー使用枚数等を記録し、使用量に応じた支出にしてください。

・自治会館などの使用料について根拠の無い支払い
◆使用料は、毎月の支払や年度末にまとめて支払う場合がありますが、いずれも活動の実績（使用日や使用時間）に応じた支払いとしてください。

２．レシート（領収書）
①活動での支払いを確認するためにレシート（領収書）が必要です。
・実施状況確認時や国県等の検査時は、レシート（領収書）で、支払金額、支払日、品名、単価、数量を確認します。
・レシートおよび領収書のどちらでも整理は可能ですが、レシートを領収書と販売店で引き換えると、明細等を販売店で記入してもらう必要がありますので、レシートでの整理をおすすめします。

②レシート（領収書）の宛名は正式な活動組織名でもらってください。
◆自治会名や〇〇子ども会といった宛名にならないように、実際に購入に行く人にも徹底して伝えてください。ゴム印等でも構いません。

③レシート（領収書）と金銭出納簿の整理は、レシート（領収書）の日付順で整理してください。レシート（領収書）には、番号を記入してください。
◆立替払いをされた場合は、立替払返金領収書の日付で整理してください。
◆振り込みの場合は、通帳に記載している振り込み日で整理してください。

④レシート（領収書）の整理・保管について
・レシート（領収書）は台紙に貼って整理してください。
・コピーが容易にできるよう、レシート（領収書）同士が重ならないように貼ってください。
・感熱タイプのレシートは時間が経過すると見えにくくなり、レシートの役割を果たさなくなるため、コピーをとって原本とともに保管してください。

⑤ポイントカード等の使用について
・物品の購入時に個人のポイントカードやクレジットカードを使用し、ポイントを付けることは交付金で個人が利得を得ることになるため、個人のポイントが付くカードは使用しないでください。

⑥資金の借り入れおよび立替払いを行った場合は、返金にかかる領収書が必要になります。（参考様式38ページ参照）

３．日当の支払い
①日当支払対象および整理
・日当の支払対象者は構成員（参加同意書に記載されている方々）のみです。
・日当整理帳で、出役者毎に「作業時間×時間あたり単価」で整理し、支払ってください。
・活動記録や金銭出納簿との整合を図ってください。

②日当整理帳には、日当の受領者の署名または押印が必要です。また、領収日も記入してください。

③日当単価と役員報酬額
・日当の単価や役員報酬額は、総会で説明し構成員の了承を得て、その記録を書面で残してください。
・交付金の残額調整を役員報酬で行うことはできません。

④事務作業に対する対価の支払い
・事務作業に対する対価を日当で支払う場合は、日当整理帳で整理してください。
・事務作業に対する対価を一定金額（年額等）に設定される場合は、日当と同じように総会で説明し構成員の了承を得て、その記録を書面で残してください。

４．金銭出納簿の書き方
①「活動実施日」や「領収書の番号」を忘れずに記入してください。

②活動実施日等は、「活動記録」と必ずあわせて下さい。
（国の検査ではつき合わして確認されます。）

③外注された場合は、領収書と整合させやすいよう備考欄に委託先を記入して下さい。
また、備品購入の場合は、備考欄に保管場所を記入してください。

④内容の欄は、購入品名や共同活動の内容を記入して下さい。
（他の団体等の活動や営農活動として誤解されないようにして下さい。）

⑤立替払いをされた場合は、立替払返金領収書の日付で金銭出納簿に記載して、備考欄に立替者の氏名を記載してください。

５．傷害保険（および賠償保険）、自転車保険への加入

①保険加入の際の条件の確認

◆作業に対する日当が出るか。

◆作業で機械（草刈り機を含む）を使用するか。

◆高齢者の方が参加するか。

・・・・・・等の条件が加入しようとする保険でも補償されるかを保険会社の方に確認してください。

②１年契約等で契約される場合、契約期間は年度内（4/1～3/31）としてください。

・保険によっては、返金（還付）があったり、追徴金が必要であったりする場合もありますので、保険金の精算についてもできる限り年度内（３月中）に対応をお願いします。

・上記の対応が望ましいですが、難しい場合は、下記のとおり日割りで交付金を按分する方法もあります。

例）一年契約（H28.7.1～H29.6.30）、金額 12 万円の場合　→H28:9 か月、H29:3 か月

①

領収書

120,000 円

但し、H28.7.1～H29.6.30 の保険代として

H28.6.20　　▲保険会社㊞

※H28 年度分(7/1~3/31)として 90,000 円支出

・H28 年度分 90,000 円のみ、H28 交付金より支出

・H29 年度分 30,000 円は、地元会計等で支出（立替払）

・左記の領収書の余白等に「H28 年度分 90,000 円支出」の旨を記載し、領収書貼付欄に貼付

・金銭出納簿には 6/20 に 90,000 円の支出として記載

②

立替払返金領収書

下記の商品を購入し、立て替えた代金の返金を受取りました

日付	商品	金額	備考
H28.6.20	保険	30,000	H29.4/1~6/30 分

H29.8.22　　△自治会㊞

・H29 交付金より立替払 30,000 円を地元会計等に返金

・左記の領収書を受領し、領収書貼付欄に貼付

・金銭出納簿には 8/22 に 30,000 円の支出として記載

・精算金の戻りは H29 年度中に使用

③活動中に自転車で人に怪我をさせたり物を壊したりした場合、個人が加入されている保険が使えないことがありますので、保険内容を確認の上必要に応じ、組織として自転車事故も対象となる保険に加入してください。

3）証拠書類や備品の適正な保管について

・証拠書類は「交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間」保管してください。
　例）H24年度の証拠書類　→　H25.4.1～H30.3.31の５年間保管
（交付に関する申請・承認書類、実施状況報告書、経理書類等）

・備品（消耗品でないもの）を所有されている場合は、備品台帳（財産管理台帳）を整備してください。（活動開始年度から連続して、一つの台帳に記入してください。）

・目的外使用に該当するため、備品等を他団体に貸出することはできませんので、ご注意ください。（有償無償問わず）

・活動状況写真の提出の必要はありませんが、可能な限り写真撮影しパソコンなどにデータを保存してください。※　　その理由は、
　①市町が行う活動内容確認時に、必要に応じて写真のデータを見せていただくことがあります。
　②活動写真を残していただくと、役員の引き継ぎ時に判りやすくなります。

※市町により対応が異なる場合がありますので、詳しくは市町にご確認ください。

V 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町長に報告します。

活動組織

（1）実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。
→77ページを参照（様式第1－8号）

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめて下さい。
→82ページを参照（別記1－5様式第1号）

（2）実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町長に提出します。

- 活動記録　→32ページを参照（様式第1－6号）
- 金銭出納簿　→35ページを参照（様式第1－7号）
- その他必要な書類　→151ページを参照（提出資料一覧）

市町

（3）実施状況のとりまとめ確認

市町は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

活動組織

（4）次年度の年度活動計画の策定

市町が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

※　毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から２年目及び４年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町に報告する必要があります。（自己評価の詳細については市町にお問合せ下さい。）

1. 実施状況報告書

（様式第1－8号）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

報告年月日	平成 31 年　月　日
名　称	滋賀まるごと保全隊
代表者氏名	まるごと太郎　㊞

○○○○市町長　　様

平成　30　年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告

金銭出納簿に基づき、当該年度の交付金の収入、支出実績を記載します。

＜平成　30　年度　収支実績　　（平成　31　年3月31日現在）＞

1．農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）［※1］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1. 前年度からの積立額	0　円	
	2. 交付金（国費＋地方費）	1,529,470　円	
	3. 利子等	10,000　円	自治会から補填 10,000円
	合　計	1,539,470　円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額	1,039,470　円	
	2. 返還	0　円	
	3. 積立額	500,000　円	H31に大型草刈り機購入予定 300,000円 H31に水路更新の工事予定 200,000円
	合　計	1,539,470　円	

（注）支出の部「3. 積立額」の備考欄には、積立額の使用予定（使用時期、使用内

積立額がある場合は、備考欄に
その使用予定を具体的に記載して下さい。

2．資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）［※1］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1. 交付金（国費＋地方費）	1,922,000　円	
	2. 利子等	8,000　円	自治会から補填 8,000円
	合　計	1,930,000　円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額	円	
	2. 返還	円	
	合　計	円	

3．多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金）［※2］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1. 前年度からの積立額	円	
	2. 交付金（国費＋地方費）	円	
	3. 利子等		
	合　計		

記載不要

	項　目	金額	備　考
支出の部	1. 支出総額		
	日当	円	
	購入・リース費	円	
	外注費	円	
	その他	円	
	2. 返還	円	
	3. 積立額	円	
	合　計	円	

（※1）金銭出納簿を資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の経理を区分して様式第1－7号で作成する場合は記入する。
（※2）金銭出納簿を様式第1－7号（経理区分を1本化する場合）で作成する場合は記入する。

★は必ず「○」となります。

1．多面的機能支払交付金に係る事業の成果

活動計画書に位置付けた項目にチェックを入れます。

＜該当する活動にチェック＞

☑農地維持支払

☑資源向上支払　☑地域資源の質的向上を図る共同活動　〔 ☑多面的機能の増進を図る活動 〕
☑施設の長寿命化のための活動
☐地域資源保全プランの策定　☐組織の広域化・体制強化

活動計画書に遊休農地を位置付けていない場合は、「－」を記載します。

(1)農地維持支払交付金

活動項目				計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検		農用地	★ ○	★ ○	
			施設(水路・農道・ため池)	★ ○	★ ○	
	年度活動計画の策定			★ ○	★ ○	
	事務・組織運営の研修 ※			○	○	9/30 農村まるごと技術研修会受講
	実践活動	農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理	★ ○	○	遊休農用地解消面積 30 a
			②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	★ ○	★ ○	
			③施設の適正管理	○	○	
			④異常気象時の対応	★ ○	●	被害が想定される異常気象が発生しなかったため未実施
		水路	①水路の草刈り	★ ○	★ ○	
			②水路の泥上げ	★ ○	○	
			③施設の適正管理	○	○	
			④異常気象時の対応	★ ○	●	被害が想定される異常気象が発生しなかったため未実施
		農道	①路肩、法面の草刈り	★ ○	★ ○	
			②側溝の泥上げ	－	－	
			③施設の適正管理	○	●	点検の結果異常なし
			④異常気象時の対応	★ ○	●	被害が想定される異常気象が発生しなかったため未実施
		ため池	①ため池の草刈り	－	－	
			②ため池の泥上げ	－	－	
			③付帯施設の適正管理	－	－	
			④異常気象時の対応	－	－	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ※				★ ○	★ ○	3/20 農業者による検討会の開催

研修等を受講した場合、日付と具体的な実施内容を記載します。(詳細は次ページ)

「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記載します。

(注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
(注2)「計画」欄:活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。
計画外の活動項目には「－」を記入する。
(注3)「実施」欄:地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記
要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。
[illegible]進活動を行った場合、その

研修や地域資源の適切な保全管理のための推進活動等を実施した場合、日付と具体的な実施内容を記載します。

「計画」欄
- 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。計画外の活動項目には「－」を記載します。

「実施」欄
- 対象外の活動項目には「－」を記載します。
- 地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記載します。
- 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記載します。

※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記載します。

「研修」に関する実施状況報告書の記載方法

(A)当該年度に研修を受講し、情報共有した場合
(B)当該年度に研修を受講しなかった場合（過年度に受講・情報共有した）
(C)当該年度に研修を受講できなかった場合（過年度も未受講）
(D)当該年度以降（活動期間内）に受講予定のため当該年度には受講しなかった場合

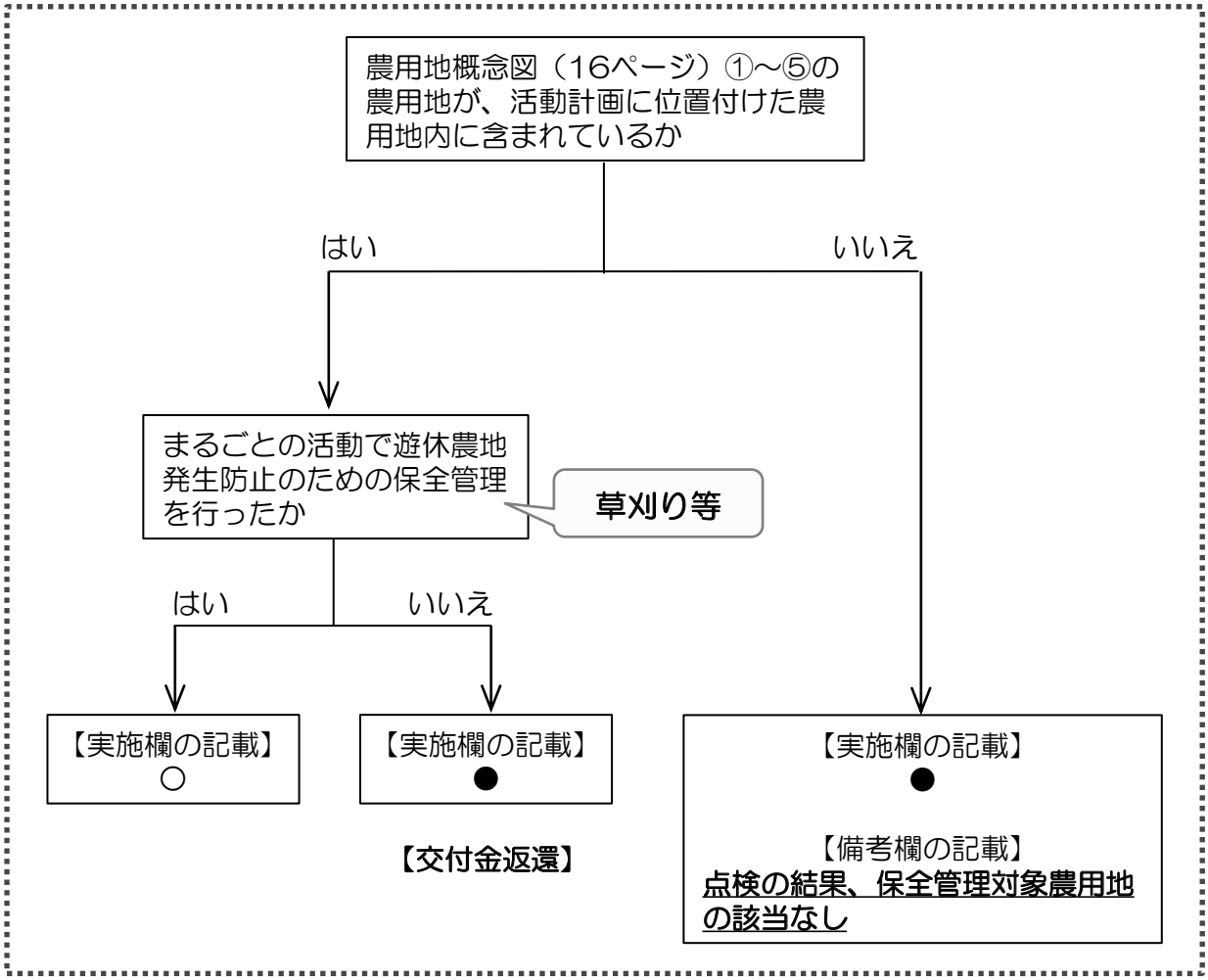
1．多面的機能支払交付金に係る事業の成果

(1)農地維持支払交付金

活動項目		計画	実施	備考
事務・組織運営の研修				
		計画	実施	備考
	(A)	○	○	9/30 まるごと技術研修会 （日付と内容を記載）
	(B)	○	●	H26.10.31に受講済み （日付を記載）
(2)資源向上支払交付金	(C)	○	●	都合が合わなかったため平成○○年度に受講予定 （年度を記載）
①地域資源の質的向上を図る	(D)	―	―	平成○○年度に受講予定（年度を記載）
活動項目		計画	実施	備考
機能診断・補修技術等の研修				

「遊休農地発生防止のための保全管理」に関する実施状況報告書の記載方法

下記フロー図をもとに、実施欄および備考欄を記載します。



「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記載します。

(2)資源向上支払交付金

①地域資源の質的向上を図る共同活動

活動項目				計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地		★ ○	★ ○	
		施設(水路・農道・ため池)		★ ○	★ ○	
	年度活動計画の策定			★ ○	★ ○	
	実践活動	農用地	①畦畔・農用地法面等の補修等	○	○	
			②施設の補修等	○	●	機能診断の結果異常なし
		水路	①水路の補修等	○	○	
			②付帯施設の補修等	○	○	
		農道	①農道の補修等	○	○	
			②付帯施設の補修等	○	●	機能診断の結果異常なし
		ため池	①堤体の補修等	-	-	
			②付帯施設の補修等	-	-	
	機能診断・補修技術等の研修 ※			○	○	9/30 農村まるごと技術研修会受講
農村環境保全活動	計画策定	生態系保全		★ ○	★ ○	
		水質保全		★ ○	★ ○	
		景観形成・生活環境保全		○	○	
		水田貯留機能増進・地下水かん養		-	-	
		資源循環		-	-	
		公共用水域の水質保全活動		-	-	環境保全型
		水田の貯留機能向上活動		-	-	防災減災型
		生物多様性の回復		-	-	生態系保全型
	啓発・普及			★ ○	★ ○	
	実践活動	生態系保全		★ ○	★ ○	
		水質保全		★ ○	★ ○	
		景観形成・生活環境保全		○	○	
		水田貯留機能増進・地下水かん養		-	-	
		資源循環		-	-	
		公共用水域の水質保全活動		-	-	環境保全型
		水田の貯留機能向上活動		-	-	防災減災型
		生物多様性の回復		-	-	生態系保全型
多面的機能の増進を図る活動	広報活動			○	○	
	その他			★ ○	★ ○	

★は必ず「○」となります。

研修等を受講した場合、日付と具体的な実施内容を記載します。

「計画」欄
- 活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記載します。
- 計画外の活動項目には「－」を記載します。

「実施」欄
- 対象外の活動項目には「－」を記入する。
- 活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記載します。
- 要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記載します。

(注4)「備考」欄:「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は
※をした以外の活動は、実施した活動目を記入しなくてもよい。

②施設の長寿命化のための活動

計画 ※活動計画書より転記			実績		計画の進捗	
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)
補修	水路の老朽化部分の補修	1.0 Km		1.0 Km	1.0 Km	100%

(注1)「計画」欄:活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。
のみを実施した分の数量を記入する。
量を記入する。
(注4)各「数量」欄:単位は「Km」又は「箇所」を

全活動期間で計画している活動内容を、活動計画書より転記します。

当該年度、調査・設計や資材購入のみを実施した場合、その数量を記載します。

活動計画書に位置付けた数量のうち、これまでの完成数量及び進捗率(当該年度分を含む)を記載します。

いずれかをチェック

☑ 有 ☐ 無 (注) 施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

平成28年度から新たに資源向上活動(長寿命化)に取り組む場合は、直営施工(※)を実施し、「有」にチェックします。 ※準備工(草刈り)も直営施工に含まれます。

③地域資源保全プランの作成

策定年月日	チェック	地域資源保全プランの提出
平成　　年　　月　　日	□	認定・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

「地域資源保全プランの策定」の交付対象は広域活動組織なので、活動組織である場合は記載の必要はありません。

④組織の広域化・体制強化

ア．広域活動組織の設立

設立年月日	チェック	広域協定の認定書の写しの提出
平成　　年　　月　　日	□	採択・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

イ．特定非営利活動法人化

法人登記年月日	チェック	特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しの提出
平成　　年　　月　　日	□	採択・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

組織の広域化・体制強化の支援を受けた場合は記載して下さい。

2．農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

□有　□無

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

3．総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日　平成 ○○ 年　○ 月　○ 日

当該年度（4月1日～3月31日）中に実施した総会等の日を記載して下さい。

4．消費税に係る課税事業者の該当の有無

□　課税事業者に該当

（注）前々年度の課税売上高が1，000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

2. 活動報告確認票（複数集落から構成される活動組織）

複数集落から構成される活動組織は、必要に応じ集落毎に本様式を作成します。

（別記1－5様式第1号）

実施計画欄及び活動報告欄は、参加集落が記載します。

活動報告の確認欄は、活動組織が記載します。

多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票（〇〇集落）

参加集落	実施計画	策定日	平成　年　月　日	策定者	〇〇集落　　〇〇　〇〇
		【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「－」を記入する。（研修等、活動組織が一括して行う場合も「－」を記入する。以下同じ。） 【2. 資源向上支払（施設の軽微な補修）】 当該年度に実施する活動内容及び実施数量を記入する。 実施しない場合は、「－」を記入する。			
	活動報告	報告日	平成　年　月　日	報告者	〇〇集落　　〇〇　〇〇
		【1. 農地維持支払　2. 資源向上支払（施設の軽微な補修）】 活動を実施した場合は、活動報告欄に「〇」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外は「－」を記入する。			
活動組織	活動報告の確認	確認日	平成　年　月　日	確認者	〇〇地域資源保全会　〇〇　〇〇
		①活動組織は参加集落から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「〇」を記入する。 ④計画に沿った活動が実施されていない場合には、活動を適正に実施するように指導する。当該年度の活動要件が未達成となる場合は、活動の実施を確認し、「〇」を記入する。			

活動組織の確認者は、確認対象集落とは異なる集落の方として下さい。

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

活動項目				実施計画		活動報告		活動報告の確認（活動組織記入）	
					実施予定時期		未実施理由		備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検		農用地	〇	4月	〇		〇	
			施設（水路・農道・ため池）	〇	4月	〇		〇	
	年度活動計画の策定			〇	4月	〇		〇	
	事務・組織運営の研修			〇	平成30年度、平成33年度	●	平成31年度に実施予定	〇	
	実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	〇	7月、11月	〇		〇	
			【遊休農地解消面積】	30 a		30 a			
			畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	〇	6月、7月、8月	〇		〇	
			施設の適正管理	〇		〇		〇	
			異常気象時の対応	〇		●	異常気象が発生しなかったため未実施	〇	
		水路	水路の草刈り	〇	6月、7月、8月	〇		〇	
			水路の泥上げ	〇	4月	〇		〇	
			施設の適正管理	〇		〇		〇	
			異常気象時の対応	〇		●	異常気象が発生しなかったため未実施	〇	
		農道	路肩、法面の草刈り	〇	6月、7月、8月	〇		〇	
			側溝の泥上げ	〇	4月	〇		〇	
			施設の適正管理	〇		〇		〇	
			異常気象時の対応	〇		●	異常気象が発生しなかったため未実施	〇	
		ため池	ため池の草刈り	－		－		－	
			ため池の泥上げ	－		－		－	
			附帯施設の適正管理	－		－		－	
			異常気象時の対応	－		－		－	

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動：施設の軽微な補修）

活動項目				実施計画		活動報告		活動報告の確認（活動組織記入）	
					実施予定時期		未実施理由		備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定		農用地	○	4月	○		○	
			施設（水路・農道・ため池）	○	4月	○		○	
	年度活動計画の策定			○	4月	○		○	
	実践活動	農用地	畦畔・農用地法面等の補修等	○		○		○	
			施設の補修等	○		○		○	
		水路	水路の補修等	○		○		○	
			附帯施設の補修等	○		○		○	
		農道	農道の補修等	○		○		○	
			附帯施設の補修等	○		●	機能診断の結果、破損箇所等が確認されなかったため、未実施	○	
		ため池	堤体の補修等	－		－		－	
			附帯施設の補修等	－		－		－	
	機能診断・補修技術等の研修			○	平成30年度	○		○	

実施計画欄、活動報告欄は参加集落が記載します。

活動報告の確認欄は活動組織が記載します。

Ⅶ 参考資料

1. 活動指針

全ての取り組みの基本となります。この指針に基づき活動を行ってください。

（1）農地維持活動

別紙 1

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地維持活動　活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき農地維持活動に取り組んでいただきますようお願いします。

凡　例

「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
「◆」：◆の中から必ず１つ以上選択して実施する取り組み
「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

平成30年4月
滋賀県

1

☆農地維持活動の活動要件の考え方

（１）「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します

「研修」は、活動期間中に１回以上実施します。

（２）「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
ただし、点検結果に基づいて必要性を判断する取り組みもあります。

目次

活動項目		ページ
１．地域資源の基礎的な保全活動	ア．点検・計画策定・研修	
	①点検	3
	②年度活動計画の策定	3
	③事務・組織運営等の研修	3
	イ．実践活動	
	農用地	4
	水路（開水路・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	５～６
	農道	7
	ため池	8
２．地域資源の適切な保全管理のための推進活動		9

１．地域資源の基礎的な保全活動

ア．点検・計画策定・研修

活動項目	取組		取組内容	活動要件
① 点検	農用地	■遊休農地などの発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	水路 （開水路、パイプライン）	■施設の点検	A．活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B．活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C．かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。	
	農道	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。	
	ため池	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。	
② 年度活動計画の策定	■年度活動計画の策定		・点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 事務・組織運営等の研修	■活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修		・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	■事務・組織運営等に関する研修について、５年間に１回以上受講する。

イ．実践活動　（1／5）

活動項目		取組	取組内容	活動要件
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理	■遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
	② 畦畔･農用地法面･防風林などの草刈り	■畦畔・農用地法面等の草刈り	・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■防風林の枝払い・下草の草刈り	・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の適正管理	●鳥獣害防護柵の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●防風ネットの適正管理	・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（2／5）

活動項目		取組	取組内容	活動要件
水路（開水路・パイプライン）	① 水路の 草刈り	■水路の草刈り	・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
		■ポンプ場、 調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	② 水路の 泥上げ	■水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■ポンプ吸水槽等の泥上げ	・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の 適正管理	●かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●ゲート類等の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（３／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた水路について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等発生後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（４／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	① 路肩･法面の草刈り	■路肩・法面の草刈り	・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
	② 側溝の泥上げ	●側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 施設の適正管理	●路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ．実践活動　（５／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池	① ため池の草刈り	■ため池の草刈り	・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年度実施する。
	② ため池の泥上げ	●ため池の泥上げ	・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 付帯施設の適正管理	●かんがい期前の施設の清掃・防塵	・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等の機能に障害が生じないようにすること。	
		●管理道路の管理	・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	
		●ゲート類の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、大雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、充分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

２．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取　組	活 動 要 件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	◆農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	◆該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	◆農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	◆不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	◆地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	◆地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	◆有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（共同）に取り組んでいただきますようお願いします。

凡　例

「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
「◆」：◆の中から必ず１つ以上選択して実施する取り組み
「□」：自由選択の取り組み
「A、B・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

平成30年4月
滋賀県

別紙　2

☆資源向上活動（共同）の活動要件の考え方

（１）「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
「研修」は、活動期間中に１回以上実施します。
（２）「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

目次

活動項目		ページ
１．施設の軽微な補修	ア．機能診断・計画策定・研修	
	①機能診断	３～４
	②年度活動計画の策定	４
	③機能診断・補修技術等の研修	４
	イ．実践活動	
	農用地	５
	水路（開水路・ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ）	６～７
	農道	８
	ため池	９
２．農村環境保全活動	ア．計画策定、啓発普及	
	①計画策定	１０
	②啓発・普及	１１
	イ．実践活動	
	①生態系保全	１２～１３
	②水質保全	１４～１５
	③景観形成・生活環境保全	１６～１７
	④水田貯留機能増進・地下水かん養	１８
	⑤資源循環	１８
	⑥公共用水域の水質保全活動	１９
	⑦水田の貯留機能向上活動	１９
	⑧生物多様性の回復	１９
３．多面的機能の増進を図る活動		２０
４．農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）	ア．農業用水の保全	２１
	イ．農地の保全	２２
	ウ．地域環境の保全	２３
	エ．専門家の指導	２４

１．施設の軽微な補修

ア．機能診断・計画策定・研修　（１／２）

活動項目	取組		取組内容	活動要件
① 機能診断	農用地	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
	水路 （開水路、 パイプライン）	■施設の機能診断	A．活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 B．活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。	
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
	農道	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。	
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	

ア．機能診断・計画策定・研修　（２／２）

活動項目	取組		取組内容	活動要件
① 機能診断	ため池	■施設の機能診断	・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		■診断結果の記録管理	・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	
② 年度活動計画の策定	■年度活動計画の策定		・機能診断結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 機能診断・補修技術等の研修	◆対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修		・自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	◆機能診断・補修技術等に関する研修について、５年間に１回以上受講する。
	◆老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修		・施設の長寿命化を図るための補修、更新等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	
	◆農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修		・農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	

イ．実践活動　（１／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 畦畔・ 農用地 法面等	●農用地法面の初期補修	・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農用地について、畦畔の再構築等、必要な取組を毎年度実施する。
		●畦畔の再構築	・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。	
	② 施設	●暗渠施設の清掃	・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。	
		●農用地の除れき	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。	
		●鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。	
		●防風ネットの補修・設置	・防風ネットの補修を行うこと。または新たに防風ネットを設置すること。	
		●きめ細やかな雑草対策	・畦畔または農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、または、薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（２／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	① 水路	●水路側壁のはらみ修正	・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
		●目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●表面劣化に対するコーティング等	・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	
		●不同沈下に対する早期対応	・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
		●側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	
		●水路に付着した藻等の除去	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	
		●水路法面の初期補修	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●パイプ内の清掃	・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

イ．実践活動　（３／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路（開水路・パイプライン）	② 付帯施設	●給水栓ボックス基礎部の補強	・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●給水栓に対する凍結防止対策	・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。	
		●空気弁等への腐食防止剤の塗布	・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
		●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	

イ．実践活動　（４／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	① 農道	●路肩、法面の初期補修	・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農道について、路肩法面の初期補修等、必要な取組を毎年度実施する。
		●軌道等の運搬施設の維持補修	・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
	② 付帯施設	●側溝の目地詰め	・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●側溝の不同沈下への早期対応	・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
		●側溝の裏込材の充填	・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。	

イ．実践活動　（５／５）

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池	① 堤体	●遮水シートの補修	・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けたため池について、遮水シートの補修等、必要な取組を毎年度実施する。
		●コンクリート構造物の目地詰め	・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●コンクリート構造物の表面劣化への対応	・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。	
		●堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、または、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
	② 付帯施設	●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。	

２．農村環境保全活動

ア．計画策定、啓発普及　（１／２）

活動項目	取組		取組内容	活動要件
① 計画策定	生態系保全	●生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容などを示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	●水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		●農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	景観形成・生活環境保全	●景観形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。	
		●地下水かん養に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	資源循環	●資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	

ア．計画策定、啓発普及　（２／２）

活動項目	取組		取組内容	活動要件
② **啓発・普及**	広報活動 啓発活動	●広報活動	A．農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 B．外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。	●選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度１つ以上実施する。
		●啓発活動	A．地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 B．地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。	
	地域住民との交流 学校教育 行政機関等との連携	●地域住民等との交流活動	A．活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 B．地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 C．生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 D．農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 E．地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。	
		●学校教育等との連携	・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。	
		●行政機関等との連携	A．市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 B．市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。	
	地域内の規制等の取り決め	●地域内の規制等の取り決め	・農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。 ・水田の貯留機能向上活動に取り組む場合、関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。	

イ．実践活動　（1／8）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 生態系保全	◆生物の生息状況の把握	A．地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 B．地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	◆の７つの取組の中から毎年必ず１つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	A．地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 B．地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 D．動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
	◆水田を活用した生息環境の提供	A．遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 B．鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 C．渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 D．魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
	◆生物の生活史を考慮した適正管理	A．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 B．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 C．地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。	

イ．実践活動　（２／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 生態系保全	◆放流・植栽を通じた在来生物の育成	A．生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 B．水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 C．基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 D．デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 E．鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。	◆の７つの取組の中から毎年必ず１つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	◆外来種の駆除	・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。	
	◆希少種の監視	・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。	

イ．実践活動　（３／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
② 水質保全	■水田からの排水（濁水）管理	・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、３月中下旬から４月初旬に行うことが望ましい。 ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。	■の２つの取組は必ず実施する。 ※畑が認定農用地の７割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から２つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。
	■水質モニタリングの実施・記録管理	・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期３回、田植え期１回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30ｃｍ以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。	
	□水質保全を考慮した施設の適正管理	A．水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C．水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。	
	□非かんがい期における通水	・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。	
	□排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	

イ．実践活動　（４／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
② 水質保全	□沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□土壌流出防止のための ｸﾞﾘｰﾝﾍﾞﾙﾄ等の適正管理	A．水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正維持管理を行うこと。	
	□管理作業の省力化による水資源の保全	・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ．実践活動　（５／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
③ 景観形成・ 生活環境保全	□農業用水の地域用水としての利用・管理	A．農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 B．農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 C．農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 D．集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 E．農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□景観形成のための施設への植栽等	A．農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B．景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 C．景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。	
	□農用地等を活用した景観形成活動	【農用地等を活用した景観形成活動】 A．農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。 【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】 B．農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 C．農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	□伝統的施設や農法の保全・実施	A．はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 B．地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 C．景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。	

イ．実践活動　（６／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
③ 景観形成・ 生活環境保全	□農用地からの風塵の 防止活動	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。ま又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□施設等の定期的な巡回 点検・清掃	A．地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 B．地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること C．地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 D．畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。	

イ．実践活動　（7／8）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
④ **水田貯留機能増進・地下水かん養**	□水田の貯留機能向上活動	A．大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 B．大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 C．大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。
	□水田の地下水かん養機能向上活動	A．水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。または、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。 B．水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。	
	□水源かん養林の保全	・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	
⑤ **資源循環**	□地域資源の活用・資源循環のための活動	【有機性物質のたい肥化】 A．資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。 B．資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。 【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】 C．地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。 【農業用水の反復利用】 D．地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。または、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。 【小水力発電施設の適正管理】 E．地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。または、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。	□地域の意向(選択)により実施する。

イ．実践活動　（８／８）

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
⑥ **公共用水域の水質保全活動**	□内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。 ・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。	□地域の意向（選択）により実施する。 これに取り組む場合、環境保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
⑦ **水田の貯留機能向上活動**	□水田の貯留機能向上活動	・対象水田面積の８割以上の面積で取り組むこと。 ・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。 ・排水路溝畔断面を標準（天端幅30～50cm、高さ30cm）以上確保すること。	□地域の意向（選択）により実施する。 これに取り組む場合、防災減災型となる。
⑧ **生物多様性の回復**	□水田魚道の設置	・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	□地域の意向（選択）により実施する。 これに取り組む場合、生態系保全型となる。 「標準型」との単価差（水田の場合500円/10a）以上に見合う活動を行うこと。
	□水路魚道の設置	・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生息環境向上施設の設置	・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生物の移動経路の確保	・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。	

３．多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
多面的機能の増進を図る活動	□遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。 ■広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に農業地域類型区分の「中間農業地域」もしくは「山間農業地域」が含まれる場合または８法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではない。 なお、広報活動の実施の対象は、平成29年度以降に事業計画の認定（再認定を含む）を受けて新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織とする。
	□農地周りの共同活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。	
	□地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。	
	□防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。	
	□農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、１テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び次項「４．農村環境保全活動の幅広い展開」に定める活動を実施する対象組織が対象）。	
	□医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。	
	□農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。	
	■広報活動	・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。	

４．農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）

ア．農業用水の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 循環かんがい施設の水質保全	□循環かんがい施設の保全等	・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
② 浄化水路による水質保全	□水路への木炭等の設置	・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
③ 地下水かん養	□冬期湛水等のためのポンプ設置	・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。	
④ 持続的な水管理	□末端ゲート・バルブの自動化等	・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。	
	□給水栓・取水口の自動化等	・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	

イ．農地の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 土壌流出防止	□グリーンベルト等の設置	・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	□防風林の設置	・活動計画に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。	

ウ．地域環境の保全

活動項目	取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
① 生物多様性の回復	□水田魚道の設置	・地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	□任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。
	□水路魚道の設置	・地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生息環境向上施設の設置	・地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。	
	□生物の移動経路の確保	・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。	
② 水環境の回復	□水環境回復のための節水かんがいの導入	・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。	
③ 持続的な畦畔管理	□カバープランツ（地被植物）の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	□法面への小段（犬走り）の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。	

エ．専門家の指導

活動項目	取 組 内 容	活 動 要 件
専門家による技術的指導の実施	・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。	—

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

資源向上活動 （施設の長寿命化のための活動）
活動指針

☆活動指針

この指針は、老朽化が進む農地周りの農業用用排水路等の施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針を定めたものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき資源向上活動（長寿命化）に取り組んでいただきますようお願いします。

平成30年4月
滋賀県

別紙 3

目　次

対象施設	ページ
用水路整備	3～4
農道整備	5
ため池整備	6

◆施設の長寿命化のための活動

	A）資源向上支払交付金（長寿命化）で行う施設の長寿命化のための活動	B）農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）で行う施設の長寿命化のための活動
交付金	資源向上支払交付金（長寿命化）が対象となる農用地面積に応じて交付されます	農地維持支払交付金または資源向上支払交付金（共同）を活用してください （従来の交付金額の中でのやりくり）
認　定	市町による認定が必要	市町による認定が必要
調　査	市町および県による現地調査が必要	（現地調査は必要に応じて）
条　件	・整備後30年以上の用水路（開水路）等 ・劣化度が「C判定」の施設　等 ・事業量が2年を上回る（広域組織は1年を上回る）　等	・農地維持活動または資源向上活動（共同）の確実な実施（量および質の維持） ・水路整備の優先的な実施
対　象（※）	上記条件を全て満たす用水路（開水路）等の補修・更新（附帯施設を含む）	老朽化が進む用排水路（開水路・パイプライン）・農道・ため池の補修・更新 （それぞれの附帯施設を含む）

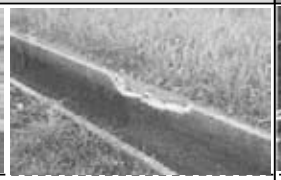
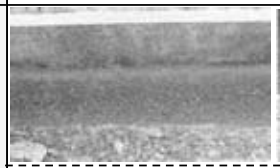
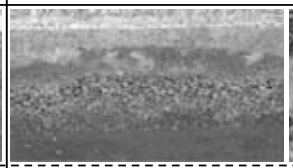
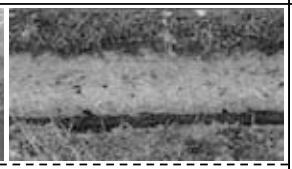
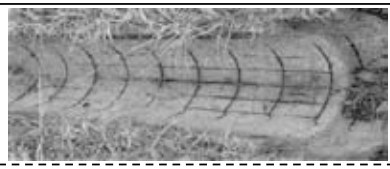
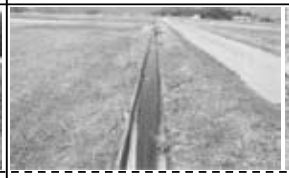
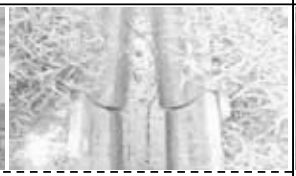
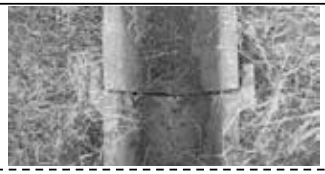
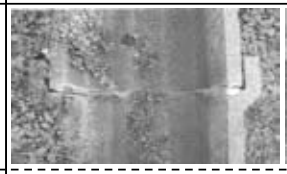
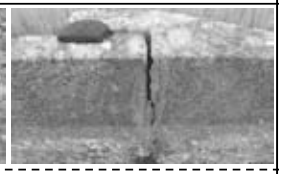
対象施設		対象活動		活動内容	区分
水路整備	水路（本体）	補修	破損部分の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	A, B
			老朽化部分の補修	目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	A, B
			U字フリューム等既設水路の再布設	水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。	A, B
			側壁の嵩上げ	水路の不同沈下により溢水するなど通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。	A, B
		更新	更新（一路線全体）	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。	A, B
			素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。	B

対象施設		対象活動		活動内容	区分
水路整備	水路（付帯）	補修	集水枡、分水枡の補修	集水枡、分水枡の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	A, B
			ゲート、ポンプの補修	ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	A, B
			安全施設の補修	水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
		更新	ゲート、ポンプの更新	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。	A, B
			安全施設の更新	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	B
	生物多様性保全水路整備（排水路） 「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設置			上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、水田と排水路と河川を魚道でつなげる（移動経路の確保）など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設を一体的に行うこと。	A, B

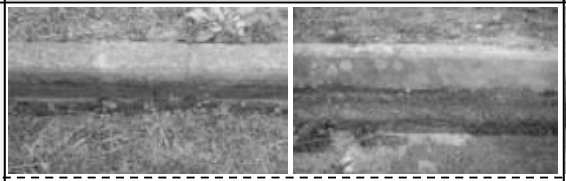
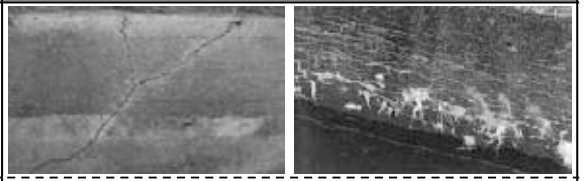
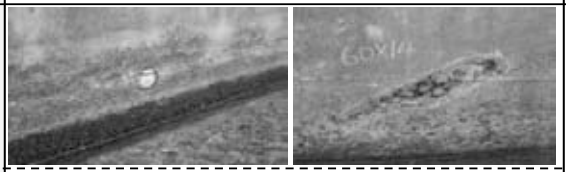
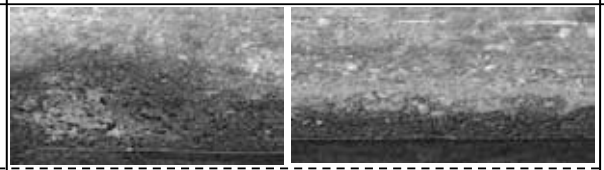
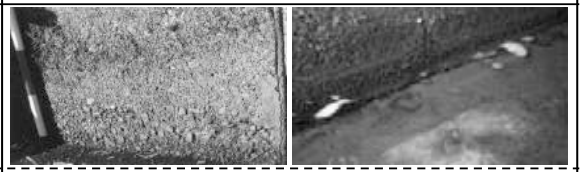
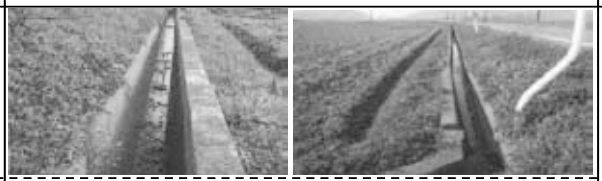
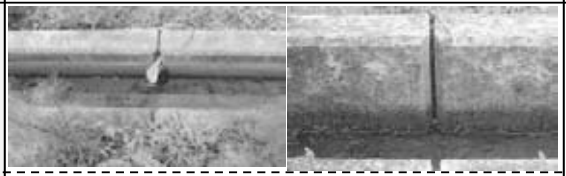
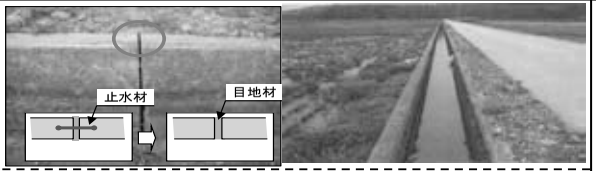
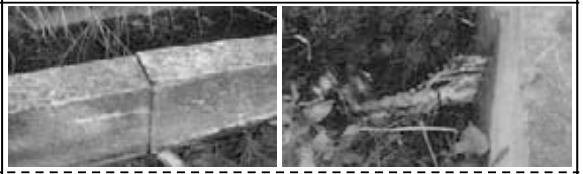
対象施設		対象活動		活動内容	区分
農道整備	農道（本体）	補修	農道路肩、農道法面の補修	農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	B
			舗装の打替え（一部）	老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。	B
		更新	未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）	未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。	B
	農道（付帯）	補修	農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	B
		更新	側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車輌通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。	B
			土側溝をコンクリート側溝に更新	土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。	B

対象施設		対象活動		活動内容	区分
ため池整備	ため池（本体）	補修	洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。	B
			漏水箇所の補修	ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。	B
	ため池（付帯）	補修	取水施設の補修	ため池の竪樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
			洪水吐の補修	ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
			安全施設の補修	転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
		更新	ゲート、バルブの更新	老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。	B
			安全施設の設置	ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	B

二次製品水路の劣化度判定基準

判定	A	B	C
破損	 	 	 
・水漏れするような破損箇所はない ・水路区間で数カ所破損している ・破損箇所については補修や更新を行った		・水漏れするような破損箇所が数カ所ある ・水平方向の亀裂はない	・水漏れするような破損箇所が多数ある ・横方向の亀裂箇所がある ・水路の壁がかたむいている
摩耗	 	 	
・保全、更新を行い、摩耗はない。 ・水路の底部で骨材が露出している		・水路壁の高さの半分程度まで骨材が露出している。	・水路の鉄筋が露出している。
沈下や傾斜	 	 	 
・水路底で乾湿のムラができる程度 ・通水に支障はない		・水路の途中に水たまりがある（深さ4cmまで） ・水路目地の幅が底と天端でちがう	・水路の途中に水たまりがある（深さ4cm以上） ・水路目地部での段差がいくつもある ・水路がクネクネとゆがんでいる
目地の漏水	 		 
・水路の水漏れの痕跡はない ・目地補修を行い、漏水を止めた		・水路目地の幅が場所毎に大きくちがう ・ゴムのパッキンがない（腐食）	・補修した箇所で目地が広がってきた

現場打ち水路の劣化度判定基準

判定	A	B	C
破損			
	・水路が水漏れするような破損はない ・破損箇所は、補修をした	・水漏れするような破損箇所が数ヶ所ある	・斜めや横方向にひび割れがある ・細かなひびわれがあり、白や茶色いものがにじみ出している
摩耗			
	・保全、更新を行い、摩耗はない。 ・水路の底部で骨材が露出している ・部分的に骨材が出ている	・水路壁の高さの半分程度まで骨材が露出している。	・水路の壁や底面の骨材がボロボロとはがれる ・壁と底面との間に隙間が続いている
沈下や傾斜			
	・水路底に泥がたまりやすい ・通水に支障はない	・水路の途中に水のたまりがある（深さ4cmまで）	・水路の途中に水たまりがある（深さ4cm以上） ・水路の壁が傾いている、クネクネとゆがんでいる
目地の漏水			
	・水路の水漏れの痕跡はない ・目地補修を行い、漏水を止めた	・水路周辺の田がいつも湿ける ・目地からの水漏れが何ヶ所もある ・目地材がまったく無くなっている、止水材がない	・補修した箇所で目地が広がってきた ・水路の抱き土が流れ出ている。

3. 市町別農業地域類型＆地域振興立法8法該当一覧

【滋賀県】市町別　農業地域類型（H29.12.18）＆地域振興立法（8法）（H28.4.1）該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
大津市	葛川村	仲平、坂下、木戸口、中村、坊村、町居、梅ノ木、貫井、細川	山間農業地域				
大津市	伊香立村	南庄、向在地、生津、上在地、北在地、下在地、下龍華、龍華、上龍華、途中	中間農業地域				
大津市	真野村	中村、沢、浜、北村、普門、佐川、大野、家田、谷口	都市的地域				
大津市	堅田町	衣川、本堅田、今堅田	都市的地域				
大津市	仰木村	上仰木、辻ヶ下、平尾、下仰木	都市的地域				
大津市	雄琴村	雄琴、苗鹿、千野	都市的地域				
大津市	坂本村	唐崎（穴太）、坂本	都市的地域				
大津市	下阪本村	唐崎（旧下阪本）、下阪本	都市的地域				
大津市	大津市	唐崎（旧滋賀里）、滋賀、山中、藤尾、長等、中央、逢坂、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷	都市的地域				
大津市	大石村	曽束、太田開拓、小田原、龍門、淀、中、東、富川	山間農業地域				
大津市	下田上村	羽栗、森、枝、里、石居、稲津、黒津、太子、関津	中間農業地域				
大津市	上田上村	旧大鳥居、桐生、牧、平野、中野、芝原、堂、新免、大鳥居	中間農業地域				
大津市	瀬田町	橋本、神領、大江、南大萱、一里山、月輪	都市的地域				
大津市	和迩村	小野、和邇中、今宿、南浜、中浜、北浜、高城、栗原	都市的地域				
大津市	木戸村	南船路、北船路、守山、木戸、荒川、大物、南比良	中間農業地域	○			
大津市	小松村2－1	北比良、南小松、北小松	中間農業地域	○			
彦根市	彦根市	松原、城西、城東第1、城東第2、城東第3、協力第1、協力第2、金亀、古沢、里根、外、岡、山之脇、安清乙、芹川、下後三条、上後三条、野瀬、西今、宇尾、竹ケ鼻、戸賀、平田、小泉開出、小泉、大堀、東沼波、西沼波、地蔵、正法寺、野田山、開出今、甘呂、大藪、長曽根、中藪、三津屋、須越、八坂	都市的地域				
彦根市	高宮町	高宮	都市的地域				
彦根市	河瀬村	葛籠町、出町、南川瀬、野口、川瀬馬場、極楽寺、森堂、金剛寺、辻堂、蓮台寺、堀、犬方、法士、広野	都市的地域				
彦根市	亀山村	清崎東、清崎西、小田部、茂賀、大山、小山、千尋、太堂、安食中、楡	都市的地域				
彦根市	日夏村	筒井、五僧田、安田、泉、寺村、妙楽寺、中沢、島	都市的地域				
彦根市	鳥居本村	原、小野、佐和山、東内町、馬場、西山、物生山、南甲田、北甲田、摺針、中山、善谷、荘厳寺、武奈、男鬼、仏生寺、笹尾、鳥居本、下矢倉	中間農業地域	○			
彦根市	稲枝村	三津、海瀬、金沢、稲部、肥田、野良田、稲枝、彦富、金田、稲里	平地農業地域				
彦根市	稲村	柳川、薩摩、下石寺、上石寺、下岡部、上岡部、田原、上西川、下西川、甲崎	平地農業地域				
彦根市	葉枝見村	服部、上稲葉、下稲葉、出路、本庄、善光寺、南三ツ谷、田附、新海	平地農業地域				
長浜市	長浜市	長浜東区、長浜西区、長浜南区、長浜北区、長浜中区、加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、八条、本庄、常喜、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条、春近、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草東、千草中、千草西、宮司東、宮司西、小堀、大東、今川、七条東、七条中、七条西、南小足、新栄、加納、榎木、南田附東、南田附西、川崎、山階、口分田、保田、今、国友東、国友西、泉、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小沢、下之郷東、下之郷中、下之郷西、森、相撲、祇園、列見、十里、神照、八幡中山、三和、八幡東、東高田、南高田、地福寺、平方、四ツ塚、勝、大辰己、室、永久寺、大戌亥、下坂中、寺田、田村、高橋、下坂浜	都市的地域				
長浜市	上草野村	野瀬、草野、高山、寺師、西村、太田、郷野、鍛冶屋、岡谷	山間農業地域	○	○		
長浜市	下草野村	北ノ郷、東野、小野寺、醍醐、徳山、飯山、当目、大門、乗倉、西主計、東主計、南郷	平地農業地域				

【滋賀県】市町別　農業地域類型（H29.12.18）＆地域振興立法（8法）（H28.4.1）該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型 第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
長浜市	七尾村	相撲庭、今荘、佐野、南池、北池、法楽寺、野村	平地農業地域				
長浜市	湯田村	内保、大路、三田、大依、八島、平塚、尊勝寺、山ノ前、西野、尊野、湯次	平地農業地域				
長浜市	田根村	高畑、力丸、野田、木尾、上野、小室、黒部、竜安寺、谷口、北野、池奥、瓜生、田川、須賀谷	平地農業地域				
長浜市	竹生村	小観音寺、稲葉、弓削、香花寺、富田、十九、上八木、下八木、早崎、益田、安養寺	平地農業地域				
長浜市	大郷村	細江、曽根、錦織、落合、難波、新居、野寺、八木浜、大浜、南浜、川道	平地農業地域				
長浜市	虎姫町	五村、三川、中野、大寺、月ヶ瀬、唐国、田、酢、五、大井、宮部	平地農業地域				
長浜市	小谷村	郡上、美濃山、上山田、下山田、二俣、丁野、山脇、河毛、別所、留目、伊部	平地農業地域				
長浜市	速水村	小今、賀、馬渡、大安寺、南速水、小倉、高田、速水、八日市、青名、猫口、沢、今	平地農業地域				
長浜市	朝日村	山本東部、山本中部、山本西部、五坪、大光寺、田中、海老江、延勝寺、今西、津里、石川、東尾上、尾上	平地農業地域				
長浜市	北富永村	井口、持寺、洞戸、尾山、保延寺、雨森	平地農業地域				
長浜市	南富永村	柏原、渡岸寺、落川、馬上、森本、高月、宇根、東阿閉	平地農業地域				
長浜市	古保利村	東柳野、柳野中、西柳野、重則、松尾、西野、熊野、片山、西阿閉	平地農業地域				
長浜市	七郷村	東高田、布施、唐川、横山、東物部、西物部、磯野	平地農業地域				
長浜市	高時村2－2	高野	中間農業地域				
長浜市	杉野村	杉野、杉本、音羽、金居原	山間農業地域	○	○		
長浜市	高時村2－1	大見、川合、古橋、石道、小山	山間農業地域	○	○		
長浜市	木之本町	黒田、千田、田部、広瀬、木之本	中間農業地域	○			
長浜市	伊香具村	大音、飯ノ浦、山梨子、西山、田居、北布施、赤尾	中間農業地域	○			
長浜市	余呉村	坂口、下余呉、中之郷、八戸、川並	中間農業地域	○		○	
長浜市	丹生村	下丹生、上丹生、摺墨、菅並	山間農業地域	○	○	○	
長浜市	片岡村	文室、国安、東野、今市、新堂、池原、小谷、柳ヶ瀬、椿坂、中河内	山間農業地域	○	○	○	
長浜市	塩津村	鶴ヶ岡、沓掛、集福寺、余、塩津中、野坂、祝山、塩津浜、横波、岩熊	山間農業地域	○	○		
長浜市	永原村	大浦、菅浦、月出、八田部、山田、小山、山門、中、庄、黒山	山間農業地域	○	○		
近江八幡市	北里村	江頭、十王、小田、野村、佐波江、水茎	平地農業地域				
近江八幡市	八幡町	土田、中村、出町、桜宮、八幡町、縄手、生須、多賀、北之庄、中部	都市的地域				
近江八幡市	岡山村	小船木、加茂、田中江、牧、大房、船木、南津田、元水茎	平地農業地域				
近江八幡市	金田村	駅前、鷹飼、西庄、浅小井、長田、杉森、金剛寺、西本郷、上田	都市的地域				
近江八幡市	島村2－1	円山、白王、島、北津田、中之庄、長命寺、	中間農業地域				
		沖島					○
近江八幡市	島村2－2	大中	平地農業地域				
近江八幡市	武佐村	武佐、長光寺、西宿、野田、御所内、友定、西生来、末広	平地農業地域				
近江八幡市	馬渕村	馬渕、七ツ屋、新在家、岩倉、千僧供、長福寺、倉橋部、浄土寺、新巻、上畑、東川、東横関	平地農業地域				
近江八幡市	桐原村	竹、東、池田本町1、池田本町2、安養寺、上野、古川、益田、森尻、中小森、赤尾、大森、堀上、白鳥、日吉野、若宮、八木	都市的地域				
近江八幡市	安土村2－1	芦刈、北原、下豊浦、桑実寺、宮津、上豊浦、上出、小中、中屋、慈恩寺、常楽寺、香庄	平地農業地域				
近江八幡市	安土村2－2	大中	平地農業地域				

【滋賀県】市町別　農業地域類型(H29.12.18)＆地域振興立法(8法)(H28.4.1) 該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
近江八幡市	老蘇村2－1	東老蘇、西老蘇、石寺、内野	平地農業地域				
草津市	志津村	馬場、山寺、山寺新田、岡本、青地、田中、青地新田、青地第二、追分	都市的地域				
草津市	治田村2－1	渋川	都市的地域				
草津市	常盤村	片岡、津田江、下寺、下物、芦浦、芦浦東、長束、上寺、穴村、北大萱、吉田、志那、志那中	平地農業地域				
草津市	笠縫村	上笠、野村、平井、川原、駒井沢、新堂、集、馬場、下出、井元、市場、北出、寺内、南出、小屋場、小屋場浜、松原	都市的地域				
草津市	山田村	北山田、五条、山田、岡、南山田、不動浜、木川、出屋敷、木川新田、御倉	都市的地域				
草津市	草津町	大路井、元町、西草津、本町、矢倉	都市的地域				
草津市	老上村	野路、南笠、新浜、矢橋、橋岡、川の下	都市的地域				
守山市	守山町	今宿、下之郷、岡、立入、浮気、梅田、勝部、焔魔堂、千代、阿村、伊勢、二町、古高、大門、横江、守山、吉身	都市的地域				
守山市	小津村	金森、三宅、大林、欲賀、森川原、山賀、杉江	平地農業地域				
守山市	玉津村	赤野井、矢島、石田、十二里	平地農業地域				
守山市	河西村	小島、阿比留、播磨田、布施野、今市、荒見、笠原、中、川田、喜多、田中、川辺	都市的地域				
守山市	速野村	開発、大曲、木浜、今浜、美崎、水保、中野	都市的地域				
守山市	中洲村2－1	新庄、服部、立田、幸津川、小浜	平地農業地域				
栗東市	金勝村	山入、辻越、蔵町、中村、上向、下向、川南、美之郷、浅柄野、雨丸、片山、走井、成谷、井上、東坂、観音寺	中間農業地域				
栗東市	葉山村	伊勢落、林、六地蔵、小野、手原、大橋、宅屋、中、出庭、辻、小坂、今土	都市的地域				
栗東市	治田村2－2	下戸山、岡、目川、坊袋、川辺、安養寺、上鈎、下鈎甲、下鈎乙、小柿2区、小柿1区、新屋敷、中沢	都市的地域				
栗東市	大宝村	蜂屋、野尻、綣、苅原、市川原、笠川、小平井、霊仙寺、北中小路、十里	都市的地域				
甲賀市	伴谷村	八田、春日、下山、伴中山、山	都市的地域				
甲賀市	柏木村	泉、北脇、宇田、植、酒人	平地農業地域				
甲賀市	水口町	水口、幸ヶ平、美濃部、田中、林口、名坂、松尾、中畑、新城	都市的地域				
甲賀市	大野村2－2	今郷	平地農業地域				
甲賀市	佐山村2－1	嶬峨、和野	平地農業地域				
甲賀市	貴生川町	宇川、北内貴、貴生川、虫生野、岩坂、高山、三大寺、牛飼、杣中、山上	中間農業地域				
甲賀市	大野村2－1	頓宮、前野、市場、徳原、三軒家、里、新里、寺前、片山、今宿、布引、末田	平地農業地域	○			
甲賀市	土山町	青土、東瀬音、西瀬音、平子、野上野、大沢、土山	中間農業地域	○			
甲賀市	鮎河村	東野、西野、大河原	山間農業地域	○	○		
甲賀市	山内村	黒川、猪鼻、山中、笹路、山女原、黒滝	山間農業地域	○	○		
甲賀市	佐山村2－2	小佐治、神保、隠岐、岩室	中間農業地域				
甲賀市	大原村	櫟野、神、大原上田、大久保、大原中、鳥居野、相模、大原市場、高野	中間農業地域				
甲賀市	油日村	油日、上野、田堵野、滝、毛枚、和田、高嶺、五反田	中間農業地域				
甲賀市	甲南町	池田、上磯尾、下磯尾、竜法師、野尻、野田、柑子、野川下、野川上、下馬杉、上馬杉、新田、市ノ瀬、南出、川北、里出、新治、塩野、市原、寺庄、葛木、深川、深川市場、稗谷、森尻、宝木	中間農業地域				
甲賀市	雲井村	宮町、黄瀬、牧、勅旨	山間農業地域	○	○		
甲賀市	信楽町	長野、神山、江田、田代、畑	中間農業地域	○			
甲賀市	朝宮村	上朝宮、下朝宮、宮尻	山間農業地域	○	○		

【滋賀県】市町別 農業地域類型（H29.12.18）＆地域振興立法（8法）（H28.4.1） 該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
甲賀市	小原村	柞原、中野、杉山、小川、小川出、西	山間農業地域	○	○		
甲賀市	多羅尾村	多羅尾	山間農業地域	○	○		
野洲市	中洲村2－2	吉川、菖蒲（菖喜）	平地農業地域				
野洲市	兵主村	野田、五条、安治、須原、下堤、堤、井口、六条	平地農業地域				
野洲市	中里村	比江、小比江、北比江、乙窪、吉地、西河原、比留田、木部、虫生、八夫	平地農業地域				
野洲市	篠原村	小堤、大篠原、入町、長島、高木、小南	平地農業地域				
野洲市	祇王村	上町、下町、江部、中北、北、上屋、辻町、冨波甲、冨波乙、五之里	都市的地域				
野洲市	野洲町	市三宅、久野部、竹生、行畑、妙光寺、北桜、南桜、野洲、四ッ家、小篠原東部、小篠原西部、和田、駅前、桜生、三上山出、三上東林寺、三上前田、三上小中小路、三上大中小路	都市的地域				
湖南市	三雲村	三雲、妙感寺、吉永、夏見、針、平松、柑子袋	都市的地域				
湖南市	岩根村	朝国、岩根東口、岩根東、岩根西、花園、正福寺、菩提寺	都市的地域				
湖南市	下田村	下田北、下田東、下田南、下田西	都市的地域				
湖南市	石部町	石部、東寺、西寺	都市的地域				
高島市	海津村	海津、西浜	中間農業地域				
高島市	剣熊村	在原、国境、路原、野口、上ノ山、田谷、小荒路、浦、小中、坂ノ下、下出、山中	山間農業地域	○	○		
高島市	西庄村	寺久保、蛭口、石庭、牧野、白谷、上開田、下開田	中間農業地域	○	○		
高島市	百瀬村	辻、森西、沢、知内、新保、中庄、大沼	中間農業地域				
高島市	川上村	北深清水、南深清水、新田、桂、酒波、平ヶ崎、伊井、三谷、中ノ町、井ノ口、構、北仰、辻、浜分、川尻	中間農業地域	○	○		
高島市	今津町	南浜、中浜、辻川、北浜、南新保、弘川、大供、下弘部、上弘部、藺生、梅原、岸脇	中間農業地域	○			
高島市	三谷村	角川、椋川、天増川、生見、保坂、杉山	山間農業地域	○	○		
高島市	朽木村	市場、荒川、麻生、木地山、地子原、雲洞谷、能家、生杉、桑原、平良、小川、栃生、村井、大野、古川、岩瀬、柏、宮前坊、野尻、針畑	山間農業地域	○	○	○	
高島市	広瀬村	下古賀、上古賀、長尾、中野、南古賀	中間農業地域				
高島市	安曇町	南市、下ノ城、馬場、仁和寺、三田、佐賀、上寺、沖田、伏原、北出、三尾里、西万木、五番領、十八川、三重生、庄堺、泰山寺	平地農業地域				
高島市	青柳村	青柳、上小川、下小川、横江	平地農業地域				
高島市	本庄村	川島、北船木、南船木、藤江、今在家、横江浜	平地農業地域				
高島市	小松村2－2	鵜川	山間農業地域	○			
高島市	高島町	高島、富坂、拝戸、中溝、鹿ヶ瀬、黒谷、畑、出鴨、北鴨、宿鴨、南鴨、宮野、野田、横山、武曽、打下、勝野、永田、音羽	中間農業地域				
高島市	新儀村	井ノ口、安養寺、川原市、北畑、新庄、藁園、太田	平地農業地域				
高島市	饗庭村	木津、岡、日爪、五十川、米井、辻沢、今市、平井、田井、森、堀川、山形、霜降、針江、深溝	中間農業地域				
東近江市	平田村	平田、上平木、柏木、下羽田、中羽田、上羽田西方、上羽田北方、上羽田南方、上羽田平石	平地農業地域				
東近江市	市辺村	野口、糠塚、市辺東、市辺西、蛇溝、長谷野、布施、三津屋	平地農業地域				
東近江市	中野村	中野、今崎、今堀、小今、小脇宿、小脇太郎坊、小脇脇、小脇今里、小脇宮	都市的地域				
東近江市	玉緒村	瓜生津、土器、上大森、大森、尻無、下二俣、柴原南、芝原	平地農業地域				
東近江市	御園村	池田、今代、寺、岡田、御園、林田、五智、中小路、妙法寺、野村、神田、外、川合寺	都市的地域				

【滋賀県】市町別 農業地域類型（H29.12.18）＆地域振興立法（8法）（H28.4.1） 該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
東近江市	八日市町	八日市、金屋、浜野、清水、沖野	都市的地域				
東近江市	建部村	日吉、瓦屋寺、下野、大塚、上中北、上中南、北、堺、南	都市的地域				
東近江市	市原村	如来、藤の森、石谷、一式、新出、市原野、高木、上二俣、池之脇、甲津畑	中間農業地域	○	○		
東近江市	永源寺村	山上、青野、和南、高野、相谷、佐目、萱尾、蓼畑、杠葉尾、黄和田、政所、箕川、蛭谷、君ヶ畑	山間農業地域	○	○		
東近江市	老蘇村2－2	清水鼻	山間農業地域				
東近江市	旭村	山本、新堂、木流、平阪、伊野部、奥、三俣、北町屋、石塚	平地農業地域				
東近江市	南五個荘村	下日吉、七里、石馬寺、金堂、石川、塚本、川並	平地農業地域				
東近江市	北五個荘村	宮荘、五位田、竜田、小幡、中、簗瀬、和田、河曲	都市的地域				
東近江市	西小椋村	外、小倉、青山、曽根、妹、中戸、鯰江、上岸本、梅林、大萩	平地農業地域				
東近江市	角井村	平尾、園、大覚寺、大林、市ヶ原、上中野、下中野、池之尻、百済寺甲、百済寺乙、百済寺丙、百済寺丁、百済寺戊	中間農業地域				
東近江市	東押立村	僧坊、湯屋、平柳、祇園、小八木、今在家、平松、中一色、大沢、南花沢、北花沢、読合堂、中里、下里	平地農業地域				
東近江市	西押立村	下一色、勝堂、北菩提寺、西菩提寺、南菩提寺、横溝、横溝出屋敷	平地農業地域				
東近江市	豊椋村	中岸本、下岸本、小田苅、大清水、南清水、北清水、清水中、長、小池、池庄	平地農業地域				
東近江市	桜川村	平林、石塔第一、石塔第二、綺田、寺、桜川東、桜川西、畑田、東出、西出、本郷、上本郷、木村、稲垂	平地農業地域				
東近江市	朝日野村	鋳物師、岡本、上麻生、下麻生、大塚、田井、大森、鈴、蒲生堂、宮川、外原、宮井、葛巻、横山、合戸、上南、市子殿、市子沖、市子松井、市子川原	平地農業地域				
東近江市	能登川町2－1	長勝寺、神郷、種、今、躰光寺、小川、川南、阿弥陀堂、新宮東、新宮西、乙女浜、佐生、佐野、垣見、本町区、猪子、林、山路、能登川、安楽寺、北須田、南須田、伊庭、きぬがさ中央、きぬがさ城東、きぬがさ中洲、福堂、栗見新田、栗見出在家	都市的地域				
東近江市	能登川町2－2	大中	平地農業地域				
米原市	柏原村	長久寺、柏原、須川、大野木、清滝、梓、河内	中間農業地域	○			
米原市	大原村	市場、夫馬、朝日、烏脇、坂口、村居田、井之口、野一色、小田、間田、天満、本市場、池下	平地農業地域				
米原市	東黒田村	志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、堂谷、本郷、長岡、万願寺、西山、加勢野	平地農業地域				
米原市	春照村	春照、高番、杉沢、村木、大清水、藤川、上平寺	中間農業地域	○			
米原市	伊吹村	弥高、上野、伊吹、小泉、大久保	中間農業地域	○	○		
米原市	東草野村	甲津原、曲谷、甲賀、吉槻、上板並、下板並	山間農業地域	○	○		
米原市	米原町	朝妻、筑摩、多良、上多良、中多良、下多良、米原、梅ヶ原、磯、入江	平地農業地域				
米原市	醒井村	一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生、榑ヶ畑	山間農業地域	○			
米原市	息郷村	河南、樋口、三吉、西坂、北三吉、東番場、西番場	中間農業地域				
米原市	坂田村	舟崎、高溝、顔戸、長沢、宇賀野、飯、世継	平地農業地域				
米原市	息長村	多和田、能登瀬、日光寺、寺倉、新庄、箕浦、西円寺、岩脇	中間農業地域				
日野町	東桜谷村	原、川原、杉、杣、小野、奥師、鳥居平、中之郷、佐久良、奥之池	中間農業地域				
日野町	西桜谷村	蓮花寺、北脇、中在寺、安部居、野出	中間農業地域				
日野町	西大路村	西大路、仁本木、音羽、北畑、西明寺、蔵王、平子、熊野	中間農業地域				
日野町	鎌掛村	鎌掛	中間農業地域				
日野町	南比都佐村	上駒月、下駒月、深山口、迫甲、迫乙、清田、別所	中間農業地域				

【滋賀県】市町別　農業地域類型（H29.12.18）＆地域振興立法（8法）（H28.4.1）該当一覧

市町村名	旧市町村名	農業集落名	農業地域類型 第1次分類	地域振興立法8法			
				特農	山村	過疎	離島
日野町	日野町	村井第一、村井第二、小井口、寺尻、木津、日田、大窪南、大窪北、河原、松尾第一、松尾第二、松尾第三、上野田、大谷	都市的地域				
日野町	北比都佐村	三十坪下、三十坪上、内池西、内池東、猫田、十禅師、里口、山本、小御門、小谷、石原、増田、豊田、中山西、中山東、中山徳	平地農業地域				
竜王町	苗村	西山、新村、西出、東出、岩井、川守、林、庄、信濃、駕与丁、島、綾戸、田中	平地農業地域				
竜王町	鏡山村	西横関、鏡、西川、山面、須恵、弓削、川上、橋本、鵜川、七里、薬師、小口、岡屋、山中	平地農業地域				
愛荘町	八木荘村	蚊野外、香之庄、元持、沖、宮後、北八木、下八木、島川、長塚、栗田、南野々目、野々目、矢守	平地農業地域				
愛荘町	秦川村	上蚊野、松尾寺、斧磨、岩倉、蚊野、軽野、安孫子、東出、竹原、常安寺、円城寺、西出、深草、目加田	平地農業地域				
愛荘町	豊国村	畑田、平居、苅間、東円堂、豊満	平地農業地域				
愛荘町	愛知川町	山川原、川原、百々町、長野西、長野南、長野東、石橋、川久保、磯部、沓掛、中宿、市、愛知川	都市的地域				
豊郷町	日枝村	吉田、上枝、下枝、沢、高野瀬、大町、杉、日栄	平地農業地域				
豊郷町	豊郷村	四十九院、安食西、安食南、八町、雨降野、三ツ池、石畑、八目	平地農業地域				
甲良町	西甲良村	下之郷、在士、小川原、呉竹、尼子、尼子下出屋敷	平地農業地域				
甲良町	東甲良村	横関、法養寺、長寺東、長寺西、池寺、正楽寺、金屋、北落	平地農業地域				
多賀町	大滝村	川相、藤瀬、富之尾、楢崎、一ノ瀬、仏ケ後、樋田、萱原、大杉、小原、霜ケ原、佐目、南後谷、大君ケ畑	山間農業地域	○	○		
多賀町	多賀町	多賀、尼子、敏満寺、猿木、土田、四手、久徳、月之木、中川原、木曽、一円、栗栖、八重練、大岡、水谷、後谷、屏風、甲頭倉、向之倉、桃原、入谷、落合、今畑、山女原、宮前、中村、下村	中間農業地域	○			
多賀町	脇ケ畑村	脇ケ畑	山間農業地域	○	○		

【用語解説】

◇農業地域類型　とは

市区町村及び旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化したもの

・第1次分類:
都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域

（地域農業構造を規定する基盤的条件の等質性に基づいた区分）

・第2次分類:
水田型、田畑型、畑地型
（各基本類型地域に形成される農業経営の基盤的条件の差異を示す区分）

農業地域類型	基準指標
都市的地域	○ 可住地に占めるＤＩＤ面積が５%以上で、人口密度500人以上又はＤＩＤ人口２万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又 は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の１以上の田と傾斜８度以上 の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。
中間農業地域	○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。

◇ 地域振興立法（8法）　とは

・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（通称：特定農山村法）（平成5年法律第72号）
・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）
・山村振興法（昭和40年法律第64号）
・半島振興法（昭和60年法律第63号）
・離島振興法（昭和28年法律第72号）
・奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）
・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）
・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

4. 地域資源保全管理構想(記入例)

（別記１－４様式）

○○地区地域資源保全管理構想（案）

（平成○年○月作成）

1．地域で保全管理していく農用地及び施設

（1）農用地

田	1，３５６ａ(アール)
畑	１５０ａ(アール)
草地	３０ａ(アール)
遊休農用地	ａ(アール)

活動計画書（様式 1-3 号、H27 新規地区は様式 6-7 号）に記載されている保全管理する農用地、施設に記載している「認定農用地面積（集落の管理する農用地）」農用地面積を記入してください。
不用な項目（地目）は、削除してください。

（2）水路、農道、ため池

水路(開水路)	４．８７５km
水路(パイプライン)	２．３５６km
農道	３．４６０km
ため池	３ヶ所

活動計画書（様式 1-3 号、H27 新規地区は様式 6-7 号）に記載されている保全管理する区域内の農用地、施設に記載している「農業用施設」の延長、箇所数を記入してください。
不用な項目（施設）は、削除してください。

（3）その他施設等

上記（２）に記載以外に保全管理していく施設があれば記入してください。
今後新たに保全管理の対象とする予定の施設があれば記入してください。
無ければ、削除してください。（（3）その他施設等を削除）

記入例）

鳥獣害防止柵	２．５６０km
防風林	１．５４０km
揚水ポンプ	２台　など

2．地域の共同活動で行う保全管理活動

（1）農用地について行う活動

活動計画書（様式 1-3 号、H27 新規地区は様式 6-7 号）に記載されている農用地に関する「点検」・「機能診断」・「実践活動」に記載されている項目を記入してください。
※地域の実情に併せ農用地に関する保全管理活動の内容を具体的に記入してください。

記入例）

遊休農用地の発生状況や農用地の畦畔や法面の点検、診断を毎年○月、△月に実施し、その結果に基づき遊休農用地の保全管理や畦畔の再構築、法面の初期補修、暗渠排水の清掃等を実施する。
畦畔・農用地法面の草刈を年○回、○月、△月、□月・・・に行う。

（２）水路、農道、ため池について行う活動

活動計画書（様式 1-3 号、H27 新規地区は様式 6-7 号）に記載されている水路・農道・ため池に関する「点検」・「機能診断」・「実践活動」に記載されている項目を記入してください。
※地域の実情に併せ水路、農道、ため池に関する保全管理活動の内容を具体的に記入してください。
不用な項目（施設）は、削除してください。

記入例）
上記（１）と同様に「水路」・「農道」・「ため池」について各々記載してください。

（３）その他施設について行う活動

上記１（３）で施設を記入した場合は具体的に保全管理方法を記載してください。
無ければ、削除してください。（（3）その他施設等を削除）

記入例）
ａ鳥獣害防止柵：毎年 4 月と 9 月に全線にわたり点検し、補修を行う。
ｂ防風林：毎年 10 月に倒木などが無いか点検し、必要に応じて抜根、枝打ち、補植を行う。
ｃ揚水ポンプ：毎年 2 月に試運転を行い、保守点検を行う。

３．地域の共同活動の実施体制
（１）組織の構成員、意思決定方法
①組織の構成員
別添　の構成員一覧表のとおり

※活動計画書（様式 1-3 号 H27 新規地区は様式 6-7 号）の（別紙）「〇〇活動組織参加同意書、H27 新規地区は（別添２）の構成員一覧」を添付してください。

②意思決定方法

あなたの地域（活動組織）で決めている方法を具体的に記載してください。

記入例）
ａ毎年、3 月に役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動（案）を作成し、4 月の総会で構成員の了解を得る。

ｂ毎年、1 月に役員会と構成員（構成団体）とで個別に話し合いを行い、意見をまとめたうえで、総会に諮りその年の活動内容を決定する。

（２）構成員の役割分担

該当するところを■に（□→■に）してください。（複数の記載も有り）
不用な項目（施設）は、削除してください。
その他に■を入れた場合は、（　　）に具体的に記載ください。

① 農用地について行う活動
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

② 水路、農道、ため池について行う活動

【水路　開水路】
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

【水路　パイプライン】
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

【農道】
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

【ため池】
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

③ その他施設について行う活動

a 鳥獣害防止柵
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

b 防風林
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

c 揚水ポンプ
□集落営農組織
□担い手農家
□土地持ち非農家
□自作小規模農家
□非農家（一般住民）
□その他（　　）

4．地域農業の担い手の育成・確保

人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。

（1）担い手農家の育成・確保

＜具体的記入例＞

【既に人・農地プランを作成されている場合】
① 別添　平成〇〇年〇〇月作成の「人・農地プラン」のとおりと記載し、「人・農地プラン」の写しを添付してください。

【人・農地プランを作成されていない場合】
② 地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の担い手となる中心経営体を定める。

＜既存集落営農組織がある場合＞
③ 既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（〇〇営農組合）に参画することで組織を強化する。

④ 現状の課題（役員の高齢化、固定化による営農組合の後継者不足、設立時の目的意識の希薄化、経営意欲の低下等）の改善をはかるため、法人化による経営意識の向上、地域の若者や女性の参画による円滑な世代交代の仕組みづくりにより、組織を強化する。

⑤ 近隣の集落営農組織と連携により組織を強化する。
＜地域に個別経営の担い手（中心経営体）が存在する場合＞
⑥ 担い手の効率的な営農のため、活動組織は農地の利用調整（集積・集約）と施設（用排水路、道路）の保全管理に協力する。

＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合＞
⑦ 集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）や相互の作業受委託により効率的な営農の展開により地域の担い手を強化する。

＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も確保することが困難な場合＞
⑧ 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡなど）に水田基幹作業をまとめて委託し、日常管理作業を委託集落側が行い、活動組織は、施設（用排水路、道路）の保全管理に協力する。

（２）農地の利用集積

＜具体的記入例＞
【既に人・農地プランを作成されている場合】

① 別添　平成○○年○○月作成の「人・農地プラン」のとおりと記載し、「人・農地プラン」の写しを添付してください。

【人・農地プランを作成されていない場合】
② 地域で「人・農地プラン」を作成することで、地域の農地利用のあり方や農地の利用集積方針を定める。

＜既存集落営農組織がある場合＞
③ 既存集落営農組織に地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に利用集積することで利用調整（集積・集約）する。

④ 近隣の集落営農組織と連携により広域での利用調整（集積・集約）をはかる。

＜地域に個別経営の担い手（中心経営体）が存在する場合＞
⑤ 個別経営の担い手へ農地の利用調整（集積・集約）をはかる。

＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合＞
⑥ 集落営農組織と個別経営の担い手間の農地の利用調整（集積・集約）をはかる。

＜地域に集落営農組織も担い手（中心経営体）も確保することが困難な場合＞
⑦ 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（ＪＡなど）へ農地の利用調整（集積・集約）をはかる。

5．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

構想作成後５年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組む活動・方策について、方策例やその記入例を参考にして記載してください。

◆方策例（１）組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やＮＰＯ法人化

＜具体的記入例＞
<u>○農業生産体制の整備強化と併せて、組織体制の強化を図る方策の例</u>
【既に集落営農組織がある場合】
① 地域の小規模農家、兼業農家全てが集落営農組織（○○営農組合）に参画することで地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

② 近隣集落の集落営農組織との連携により地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、保全管理体制の強化を図る。
（近隣○○集落の○○営農組合との連携）

③ 近隣集落の集落営農組織との連携により地域の農業生産体制を整備強化し、併せて活動組織も近隣集落と連携（合併）することで集落営農組織との協力と役割分担により、保全管理体制の強化を図る。
（近隣○○集落の○○営農組合と連携、○○活動組織と連携（合併））

④ 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）との連携により地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織、農業生産法人あるいは担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。
（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

【地域に担い手（中心経営体）が存在する場合】
⑤ 担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理を図る。
（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

⑥ 担い手（中心経営体）に更なる農地集積・集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。
（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

【集落営農組織も担い手（中心経営体）も存在する場合】
⑦ 農地中間管理事業を活用し、農地の集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、集落営農組織、担い手との協力と役割分担により保全管理体制の強化を図る。

【集落営農組織も担い手（中心経営体）もない場合】
⑧ 地域の小規模農家、兼業農家全てが参画する集落営農組織を設立し、地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

⑨ 「人・農地プラン」を策定し、今後の地域の中心となる担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。

⑩ 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）へ農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。
（○○生産法人、担い手○○○○氏との連携）

＜具体的記入例＞
○組織の広域組織やＮＰＯ法人化により強化を図る方策の例

① 近隣集落と連携し組織を広域化することで、保全管理体制の強化を図る。
広域組織化の範囲
・隣接組織（隣接する２組織以上）
・水系単位
・土地改良区単位
・学区単位
・旧村単位
・市町単位

※広域組織化の範囲は、実情に応じて選択してください。

② 活動組織のＮＰＯ法人化
活動組織の広域化に伴い、ＮＰＯ法人化することで、保全管理体制の強化を図る。

◆方策例（２）農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用

＜具体的記入例＞
○農地周辺部の活動拡大

① 農地周辺部の林地等の整備保全を別事業（○○○○事業）により実施し、地域環境の保全に併せ獣害対策の一環とする事で、農用地及び施設の保全をはかる。

＜具体的記入例＞
○遊休農地の有効利用

① 遊休農地で○○○を栽培することで活用し、農地や地域環境の保全をはかる。

② 遊休農地で○○○を栽培することで活用し、農地や地域環境の保全をはかり、併せて地域の特産品としての出荷により農業生産体制の強化を図る。

◆方策例（３）地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動

＜具体的記入例＞

① 活動組織ＨＰを活用し、取組内容の紹介や地域の魅力を発信し、外部の活動参画者を募集することで、保全管理活動の継続や強化を図る。

② 地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域を守る活動であることを広報紙やＨＰ等で発信することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

◆方策例（４）地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

＜具体的記入例＞

① 地域の景観・環境を維持することで、地域外の人々や、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

◆方策例（５）保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

＜具体的記入例＞

① 畦畔除去による区画拡大により、農用地の条件を向上することで担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を整備強化し、役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。

総会で構成員全員の合意を得てください。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

上記はあくまでも＜記入例＞ですので、＜記入例＞を参考にしながら地域自らの言葉で、構想をとりまとめてください。

（様式第1－6号）

平成30年度　多面的機能支払交付金　活動記録

組織名：　滋賀まるごと保全隊

| 活動実施日時 | | | 活動参加人数 | | | 活動内容 | | |

活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>	
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）
5月10日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	4 人	4 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	水路の草刈り	ポンプ場、調整施設の草刈り	
5月11日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	4 人	4 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	水路の泥上げ	水路の泥上げ	
5月11日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	4 人	4 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	水路の泥上げ	ポンプ吸水槽等の泥上げ	
5月12日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	施設の適正管理	かんがい期前の注油	
5月12日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	施設の適正管理	ゲート類等の保守管理	
5月12日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	施設の適正管理	遮光施設の適正管理	
5月30日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	3 人	3 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	異常気象時の対応	異常気象後の見回り	
5月30日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	3 人	3 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	水路	異常気象時の対応	異常気象後の応急措置	
6月3日	7時00分 ～ 10時00分	3時00分	30 人	30 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	路肩・法面の草刈り	路肩・法面の草刈り	
6月3日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	30 人	30 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	側溝の泥上げ	農道側溝の泥上げ	
6月3日	13時00分 ～ 16時00分	3時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	施設の適正管理	農道の路面維持	
6月15日	7時00分 ～ 8時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	異常気象時の対応	異常気象後の見回り	
6月15日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	異常気象時の対応	異常気象後の応急措置	
6月20日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	ため池の草刈り	ため池の草刈り	
6月20日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	ため池の泥上げ	ため池の泥上げ	
6月20日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	施設の適正管理	かんがい期前の施設の清掃・防塵	
6月20日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	施設の適正管理	管理道路の管理	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容											備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分									施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間														活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
6月20日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					ため池	施設の適正管理	避光施設の適正管理	
6月20日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					ため池	施設の適正管理	ゲート類の保守管理	
6月30日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					ため池	異常気象時の対応	異常気象後の見回り	
6月30日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					ため池	異常気象時の対応	異常気象後の応急措置	
7月1日	19時00分 ～ 21時00分	2時00分	30 人	30 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	農業者による検討会の開催	
7月2日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	30 人	30 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	農業者に対する意向調査、現地調査	
7月10日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	3 人	3 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	不在地主との連絡体制の整備、調整等	
7月16日	19時00分 ～ 21時00分	2時00分	40 人	30 人	10 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	地域住民等との意見交換・交流会	
7月17日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	20 人	20 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	地域住民等に対する意向調査・集落内調査	
7月30日	10時00分 ～ 12時00分	2時00分	10 人	5 人	5 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	有識者等による研修会、検討会	
7月31日	10時00分 ～ 12時00分	2時00分	20 人	10 人	10 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務					推進活動	地域資源の適切な保全管理のための推進活動	【直接入力】	
8月5日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農用地	点検・機能診断	農用地・施設の点検、機能診断	
8月5日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農用地	点検・機能診断	点検・機能診断に関する記録管理	
8月5日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	点検・機能診断	農用地・施設の点検、機能診断	
8月5日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	点検・機能診断	点検・機能診断に関する記録管理	
8月5日	17時00分 ～ 18時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	点検・機能診断	農用地・施設の点検、機能診断	
8月5日	18時00分 ～ 19時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	点検・機能診断	点検・機能診断に関する記録管理	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>	
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
8月6日	7時00分 ～ 8時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■農地維持 ■資源向上（共同） ■調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					ため池	点検・機能診断	農用地・施設の点検、機能診断	
8月6日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	■農地維持 ■資源向上（共同） ■調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					ため池	点検・機能診断	点検・機能診断に関する記録管理	
8月6日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	5 人	5 人	0 人	■農地維持 ■資源向上（共同） ■調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					計画策定	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	
8月10日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	3 人	3 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 ■研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					研修	補修技術等に関する研修	機能診断や補修技術に関する研修	
8月10日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	3 人	3 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 ■研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					研修	補修技術等に関する研修	老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新に関する研修	
8月10日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	3 人	3 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 □実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 ■研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					研修	補修技術等に関する研修	農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	
8月20日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	畦畔・農用地法面等	農用地法面の初期補修	
8月20日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	畦畔・農用地法面等	畦畔の再構築	
8月21日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	施設（農用地）	暗渠施設の清掃	
8月21日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	30 人	30 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	施設（農用地）	農用地の除れき	
8月28日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	施設（農用地）	鳥獣害防止柵等の補修・設置	
8月28日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	施設（農用地）	防風ネットの補修・設置	
8月29日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	30 人	30 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					農用地	施設（農用地）	きめ細やかな雑草対策	
9月2日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					水路	水路	水路側壁のはらみ修正	
9月2日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					水路	水路	水路の目地詰め	
9月2日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					水路	水路	表面劣化に対するコーティング	
9月2日	16時00分 ～ 16時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□農地維持 ■資源向上（共同） □調査・計画 ■実践活動 □事務処理等 □資源向上（長寿命化） □広域化・体制強化 □啓発・普及 □研修・会議 □資源保全プラン □特例措置を適用した活動 □設置等 □発注事務					水路	水路	不同沈下に対する早期対応	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容											備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分									施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間														活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
9月2日	16時30分 ～ 17時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	側壁の裏込材の充填・水路耕時の補修	
9月2日	17時00分 ～ 17時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	水路に付着した藻等の除去	
9月3日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	水路法面の初期補修	
9月3日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	破損施設の補修等	
9月3日	11時00分 ～ 11時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	パイプラインの破損施設の補修	
9月3日	11時30分 ～ 12時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	パイプ内の清掃	
9月25日	7時00分 ～ 9時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	きめ細やかな雑草対策	
9月25日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路付帯施設	給水栓ボックス基礎部の補強	
9月25日	10時00分 ～ 12時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路	破損施設の補修等	
9月25日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路付帯施設	給水栓に対する凍結防止対策	
9月25日	16時00分 ～ 17時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路付帯施設	空気弁等への腐食防止剤の塗布	
9月25日	17時00分 ～ 18時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					水路	水路付帯施設	遮光施設の補修等	
10月8日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	農道	路肩・法面の初期補修	
10月8日	10時00分 ～ 12時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	農道	軌道等の運搬施設の維持補修	
10月8日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	農道	破損施設の補修等	
10月8日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	農道	きめ細やかな雑草対策	
10月8日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務					農道	農道付帯施設	農道側溝の目地詰め	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分				施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間									活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
10月8日	16時00分 ～ 16時30分	0時30分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	農道付帯施設	側溝の不同沈下への早期対応	
10月8日	17時30分 ～ 18時00分	0時30分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	農道付帯施設	側溝の裏込材の充填	
10月9日	7時00分 ～ 8時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農道	農道	破損施設の補修等	
10月9日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体	遮水シートの補修	
10月9日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体	コンクリート構造物の目地詰め	
10月9日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体	コンクリート構造物の表面劣化への対応	
10月9日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体	堤体侵食の早期補修	
10月9日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体付帯施設	破損施設の補修	
10月9日	14時00分 ～ 16時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体	ため池法面の雑草対策	
10月9日	16時00分 ～ 16時30分	0時30分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体付帯施設	破損施設の補修	
10月9日	16時30分 ～ 17時00分	0時30分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	ため池	堤体付帯施設	遮光施設の補修等	
10月17日	18時00分 ～ 18時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	
10月17日	18時30分 ～ 19時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	水質保全	水質保全計画の策定	
10月17日	19時00分 ～ 19時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	水質保全	農地の保全に係る計画の策定	
10月17日	19時30分 ～ 20時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	景観形成・生活環境保全	景観形成・生活環境保全計画の策定	
10月17日	20時00分 ～ 20時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	水田貯留機能増進・地下水涵養	地下水涵養に係る地域計画の策定	
10月17日	20時30分 ～ 21時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	■ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	■ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	計画策定	資源循環	資源循環に係る地域計画の策定	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
10月20日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	広報活動・啓発活動	広報活動	のぼり旗の設置
10月20日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	広報活動・啓発活動	啓発活動	勉強会の開催
10月20日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	50 人	20 人	30 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	地域住民との交流、学校教育・行政機関等との連携	地域住民等との交流活動	
10月20日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	30 人	5 人	25 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	地域住民との交流、学校教育・行政機関等との連携	学校教育等との連携	
10月20日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	30 人	10 人	20 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	地域住民との交流、学校教育・行政機関等との連携	行政機関等との連携	
10月27日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	50 人	20 人	30 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	地域住民等との交流活動、連携	地域住民等との交流活動	
10月27日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	5 人	5 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 ■ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	啓発・普及	地域内の規則等の取り決め	地域内の規則等の取り決め	
10月27日	13時00分 ～ 15時00分	2時00分	20 人	5 人	15 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	生物生息状況の把握	
10月30日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	
10月30日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	水田を活用した生息環境の提供	
10月30日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	生物の生活史を考慮した適性管理	
10月30日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	放流・種苗を通じた在来生物の育成	
10月30日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	外来種の駆除	
10月30日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生態系保全	希少種の監視	
10月31日	8時00分 ～ 9時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	水質保全	水田からの排水（濁水）管理	
10月31日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	
10月31日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	水質保全	水質保全を考慮した施設の適正管理	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容												備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分										施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間															活動項目〔対象活動〕	取組（取組内容）	
10月31日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	水質保全を考慮した施設の適正管理	
10月31日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	循環かんがいの実施	
10月31日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	排水路沿いの林地帯等の適正管理	
10月31日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	沈砂地の適正管理	
10月31日	16時00分 ～ 17時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	
11月6日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水質保全	管理作業の省力化による水資源の保全	
11月6日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	農業用水の地域用水としての利用・管理	
11月7日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	20 人	10 人	10 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	景観形成のための施設への植栽等	
11月7日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	農用地等を活用した景観形成活動	
11月15日	8時00分 ～ 10時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	伝統施設や農法の保全・実施	
11月15日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	農用地からの風塵の防止活動	
11月15日	11時00分 ～ 11時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	景観形成・生活環境保全	施設等の定期的な巡回点検・清掃	
11月15日	11時30分 ～ 12時00分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	
11月15日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の地下水かん養機能向上活動	
11月18日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	水源かん養林の保全	
11月16日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	資源循環	地域資源の活用・資源循環のための活動	
11月20日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務						農村環境保全活動	公共用水域の水質保全活動	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容								備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分						施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間											活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
11月20日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	水田の貯留機能向上活動	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	
11月20日	13時00分 ～ 15時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生物多様性の回復	水田魚道の設置	
11月20日	15時00分 ～ 16時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生物多様性の回復	水路魚道の設置	
11月20日	16時00分 ～ 17時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生物多様性の回復	生息環境向上施設の設置	
11月20日	17時00分 ～ 17時30分	0時30分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	生物多様性の回復	生物の移動経路の確保	
11月28日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	15 人	15 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	遊休農地の有効活用	
11月28日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	15 人	15 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	農地周りの共同活動の強化	
12月2日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	地域住民による直営施工	
12月2日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	防災・減災力の強化	
12月2日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	農村環境保全活動の幅広い展開	
12月15日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	医療・福祉との連携	
12月15日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
12月15日	13時00分 ～ 15時00分	2時00分	30 人	10 人	20 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	多面的機能の増進を図る活動	多面的機能の増進を図る活動	広報活動	
12月16日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	循環かんがい施設の水質保全	循環かんがい施設の保全等	
12月16日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置	
12月16日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプ設置	
12月16日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	持続的な水管理	末端ゲート・バルブの自動化等	

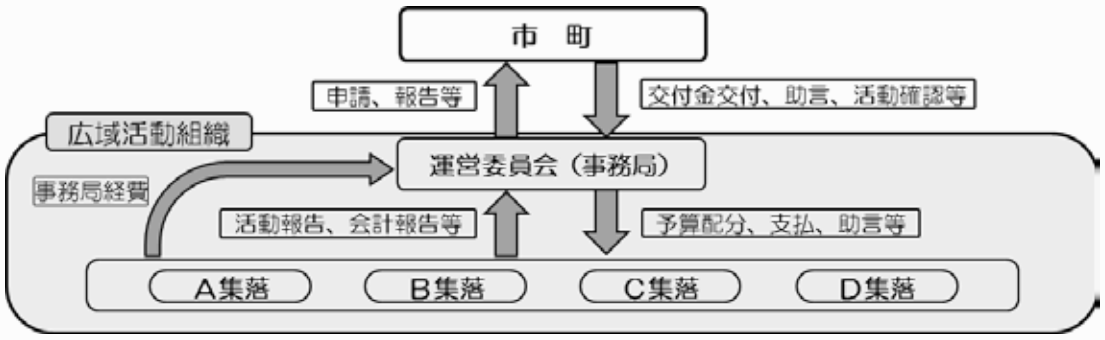
活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分				施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間									活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
12月16日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	持続的な水管理	給水栓・取水口の自動化等	
12月25日	10時00分 ～ 12時00分	2時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	土壌流出防止	グリーンベルト等の設置	
12月25日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	20 人	20 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	土壌流出防止	防風林の設置	
12月26日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	生物多様性の回復	水田魚道の設置	
12月26日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	生物多様性の回復	水路魚道の設置	
12月26日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	生物多様性の回復	生息環境向上施設の設置	
12月26日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	生物多様性の回復	生物の移動経路の確保	
12月26日	14時00分 ～ 15時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全の幅広い展開	水環境の回復	水環境回復のための節水かんがいの導入	
1月10日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	15 人	15 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	持続的な畦畔管理	カバープランツ（地被植物）の設置	
1月10日	11時00分 ～ 13時00分	2時00分	15 人	15 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	持続的な畦畔管理	法面への小段（犬走り）の設置	
1月10日	14時00分 ～ 16時00分	2時00分	15 人	10 人	5 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	■ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	農村環境保全活動	専門家による技術的指導の実施	専門家による技術的指導の実施	
1月18日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）補修	破損部分の補修	
1月18日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）補修	老巧化部分の補修	
1月19日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）補修	U字フリューム等既設水路の再布設	
1月20日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）補修	側壁の嵩上げ	
1月21日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）更新	一路線全体の更新	
1月22日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） ■ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（本体）更新	素掘り水路からコンクリート水路への更新	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容								備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間										活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
1月25日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（付帯）補修	集水桝、分水桝の補修	
1月25日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（付帯）補修	ゲート、ポンプの補修	
1月25日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（付帯）補修	安全施設の補修	
1月26日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（付帯）補修	ゲート、ポンプの更新	
1月27日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	水路（付帯）補修	安全施設の更新	
1月28日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	水路整備	生物多様性水路整備	生物多様性保全水路整備（排水路）	
1月29日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（本体）補修	農道路肩、農道法面の補修	
1月30日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（本体）補修	舗装の打替え（一部）	
1月31日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（本体）更新	未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）	
2月3日	9時00分 ～ 11時00分	2時00分	15 人	15 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（付帯）補修	農道側溝の補修	
2月3日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（付帯）更新	側溝蓋の設置	
2月4日	9時00分 ～ 16時00分	7時00分	5 人	5 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	農道整備	農道（付帯）更新	土側溝をコンクリート側溝に更新	
2月6日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（本体）補修	洗掘箇所の補修	
2月6日	10時00分 ～ 11時00分	1時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（本体）補修	漏水箇所の補修	
2月6日	11時00分 ～ 12時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（付帯）補修	取水施設の補修	
2月6日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（付帯）補修	洪水吐の補修	
2月15日	9時00分 ～ 10時00分	1時00分	5 人	5 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（付帯）補修	安全施設の補修	

活動実施日時			活動参加人数			活動内容							備考
実施月日	実施時間 時間帯	実施時間	総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分					施設又はテーマ	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合> 活動項目（対象活動）	具体的な活動内容 <（ ）書きは長寿命化の場合> 取組（取組内容）	
2月23日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	6 人	6 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（付帯）更新	ゲート、バルブの更新	
3月1日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	10 人	10 人	0 人	□ 農地維持 ■ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 ■ 発注事務	ため池整備	ため池（付帯）更新	安全施設の設置	
3月1日	13時00分 ～ 14時00分	1時00分	6 人	6 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務	会議	役員会等	役員等による打合せ会議	
3月1日	18時00分 ～ 20時00分	2時00分	45 人	35 人	10 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務	会議	総会	構成員による総会の開催	
3月5日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	■ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務	事務	事務処理	活動資料作成等	
3月10日	9時00分 ～ 12時00分	3時00分	5 人	5 人	0 人	■ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	■ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 ■ 研修・会議 □ 発注事務	会議	監査	監査員による事務および会計監査	
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				
	～		0 人	0 人	0 人	□ 農地維持 □ 資源向上（長寿命化） □ 資源保全プラン	□ 資源向上（共同） □ 広域化・体制強化 □ 特例措置を適用した活動	□ 調査・計画	□ 実践活動 □ 啓発・普及 □ 設置等	□ 事務処理等 □ 研修・会議 □ 発注事務				

6. 組織の広域化

（1）組織の広域化のイメージ



（2）組織の広域化のメリット

①事務作業量の軽減

- 市町に提出する実績報告書類の作成が不要
- 工事の外注に係る発注から検査までの各手続が不要
- 保険加入等の煩雑な手続きが不要
- 農政局抽出検査の立会が不要

} 広域活動組織事務局が行うことにより集落での作業が不要に

②更に充実した活動が可能

- 農業者以外の参画が得られないため以前は資源向上（共同）に取り組むことができなかった場合、広域活動組織に加入することにより資源向上（共同）の取組が可能（ただし、広域活動組織に農業者以外の参画がある場合に限る）
- 予算の柔軟な対応により緊急時等に迅速な対応が可能
- 資材や物品をまとめて購入することで経費の節減が可能
- 広域活動組織事務局が行うことにより、より活発な広報が可能
- 集落間での情報共有や資金、人材、技術力の融通による活動の活性化が可能
- 長寿命化活動の効率的な実施が可能（組織内の合意（集落間の合意）のもと、まとまった予算執行による集中的な整備が可能）

③優遇措置が受けられる

- 研修会へは広域活動組織として１人以上が活動期間中に１回以上参加すればよく、これまでのように各集落から参加することは不要（ただし、研修会の内容を活動に反映させる必要があることから、広域組織として構成員向けに研修会を開催する等して、研修会の内容を構成員と情報共有すること）
- 生態系保全活動（生きもの調査等）の開催は、集落単位ではなく専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施することも可能
- 透視度調査も、集落単位ではなく幹線排水路の流末や排水路の公共用水域に流入する直前等の対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施することも可能
- 年度当初の運営経費の積立が可能
- 長寿命化交付金の上限200万／集落が適用されない
- 長寿命化の活動において直営施工を行わなくても交付金額が5/6にならない
- 長寿命化の認定条件「事業量が２年を上回ること」が適用されない

（3）組織の広域化のデメリット

- 事務局経費を捻出するために各活動組織の交付金が減少
- 広域組織傘下となることで参加集落の主体性が弱くなる

Ⅷ 様式集

分類	NO	様式名	様式番号等	備考	ページ番号
事業計画	1	事業計画の認定申請書	国様式第6-6号		153
	2	事業計画書	国様式第6-5号		153
	3	個人情報取扱い同意書	参考様式		154
	4	活動計画書 （どちらでもOK）	国様式第1-3号 国様式第6-7号		154 (157)
	5	規約（参加同意書を含む）	国別記6-1		161
	6	広域協定書、運営委員会規則	国別記5-1 国別記5-2	広域組織の場合	164 169
	7	工事に関する確認書	国様式第1-12号	施設の長寿命化のための活動に取り組む場合	172
交付申請	8	交付申請書	市町様式		―
	9	概算払請求書	市町様式		―
遂行状況	10	遂行状況報告書	市町様式		―
実績報告	11	実績報告書	市町様式		―
	12	実施状況報告書	国様式第1-8号		173
	13	活動記録	国様式第1-6号		175
	14	金銭出納簿	国様式第1-7号		175
	15	活動報告確認票	国別記１－５ 様式第１号	複数集落から構成される活動組織 （必要に応じて）	176
	16	用水路（開水路）の機能診断結果表	県参考様式２	「C判定」に該当する用水路（開水路）が存在する場合	177
	17	透視度等調査結果表	県参考様式７		177
	18	透視度調査位置図	任意	活動開始年／ 調査場所変更年	―
	19	通帳の写し	-		―

分類	NO	様式名	様式番号等	備考	ページ番号
実績報告	２０	領収書の写し	-		―
	２１	見積書等の写し	-	税込10万円以上の場合（３者）	―
	２２	請書もしくは契約書の写し	任意（参考様式）		178
	２３	日当整理帳	任意（参考様式）		179
	２４	立替払い返金領収書	任意（参考様式）		180
	２５	財産管理台帳	国様式第1-11号	該当がある場合	180
	２６	財産管理台帳（物品）	参考様式	該当がある場合	181
	２７	財産譲与	市町様式	施設の長寿命化のための活動に該当がある場合	―
	２８	生物多様性水路 モニタリング結果表	任意（参考様式）		181
点検	２９	施設別点検チェックリスト（農地維持活動）	任意（参考様式）	（提出不要）	182
	３０	施設別点検・機能診断チェックリスト（農地維持活動および資源向上活動）	任意（参考様式）	（提出不要）	183
資源向上活動（共同）	３１	水田貯留機能増進計画書	県参考様式		189
	３２	生態系保全計画書	県参考様式		189
資源向上活動（長寿命化）	３３	用水路整備 取組要望書	県様式１		190
	３４	生物多様性水路整備 取組要望書	県様式２		190
その他	３５	支払報告書（確定申告用）	任意（参考様式）		191
	３６	積立資金計画申出書	任意（参考様式）		191
	３７	交付金の返還協議書等	参考様式４ 参考様式６ 県様式３		192
	３８	地域資源保全管理構想	国別記１－４		194

1. 事業計画の認定申請書【国様式 6-6】

（様式第６－６号）

年　月　日

市町村長　殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第７条第１項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1　事業計画

2　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
- ■　１号事業（多面的機能支払交付金）
- □　２号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- □　３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3　その他
- □　都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

2. 事業計画書【国様式 6-5】

（様式第６－５号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成○○年○月○日

○○○○組織　　印

1　多面的機能発揮促進事業の目標

1．現況

2．目標

2　多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
①　種類（実施するものに○を付すこと。）

１号事業　（多面的機能支払交付金）		
	○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第３条第３項第１号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。）（農地維持支払交付金）
	○	法第３条第３項第１号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。）（資源向上支払交付金）
	２号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	３号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	４号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

②　実施区域

(2) 活動の内容等
①１号事業
1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

2)活動の内容

3　多面的機能発揮促進事業の実施期間

4　農業者団体等の構成員に係る事項

3. 個人情報取扱い同意書【参考様式】

個人情報取扱い同意書

私は、私の個人情報（氏名、住所）の取扱いについて下記のことに同意します。

記

1．事業計画の認定申請を受理した市町長が滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会に個人情報を提供すること。
　ただし、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会が他者に個人情報を提供しないことを条件とする。

2．滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会が、入手した個人情報を資料の郵送のために利用すること。

以上

平成　　年　　月　　日

様

（組織名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

4. 活動計画書【国様式1-3】または157ページからの国様式6-7をお使いください。

（様式第1－3号）

多面的機能支払交付金に係る活動計画書

○○市町長　殿

	申請年月日	平成　　年　　月　　日
組織名称		
代表者氏名		印

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交付金に係る活動計画書を提出します。

≪添付書類≫
活動組織 ･･･ 活動組織規約
広域活動組織 ･･･ 広域協定書、広域協定運営委員会規則
別添のⅡの2の（3）の「地域資源保全プランの策定」の支援を受ける場合 ･･･ 地域資源保全プラン※
別添のⅡの2の（3）の「組織の広域化・体制強化」の支援を受ける場合 ･･･ 登記事項証明書の写し※
「小規模集落支援」を受ける場合 ･･･ 別添（加算措置に取り組む場合）の様式
（※）認定申請又は実施状況報告時に提出

Ⅲ．活動の計画

1．農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目			取組	実施時期
点検・計画策定	点検		遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	□ 農用地 毎年 月 □ 水路 毎年 月 □ 農道 毎年 月 □ ため池 毎年 月
	年度活動計画の策定		点検結果を踏まえて、実施活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 月
	事務・組織運営等の研修		事務（書類作成、申請事務等）や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。	平成 年度
実施活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年 回 （ 月、 月、 月）
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 回 （ 月、 月、 月）
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設（ポンプ場、調整施設等）やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 回 （ 月、 月、 月）
		水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 月
		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	農道	路肩、法面の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 回 （ 月、 月、 月）
		側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	ため池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 回 （ 月、 月、 月）
		ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 月
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除草等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、自身等の発生後

（注）「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組		実施時期
	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容 （1項目以上選択）	取組方向 （1項目以上選択）	
	□ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 □ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 □ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 □ 農業者、地域住民等が用う共同利用施設の保全管理 □ その他（ ）	□ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 □ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 □ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 □ 地域住民、新規・定年帰農者等、新たな保全管理の担い手の確保 □ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 □ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 □ その他（ ）	
推進活動	（1項目以上選択） ☑ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 □ 農業者に対する意向調査、農集者による現地調査 □ 不在村地主との農地体制の整備、調整、それに必要な調査 □ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 □ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内話会 □ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 □ その他（ ）		毎年 ○ 回 （○月）

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

（注）農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い

□ 交付対象とする　□ 交付対象としない

（別添）

多面的機能支払交付金に係る活動計画書

組織名等	0
所在地	

（注）「所在地」欄には、組織が活動を実施する農用地の所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

□ 農地維持支払

□ 資源向上支払　□ 地域資源の質的向上を図る共同活動　［ □ 多面的機能の増進を図る活動 ］
□ 施設の長寿命化のための活動
□ 地域資源保全プランの策定　□ 組織の広域化・体制強化

Ⅰ．地区の概要

1．活動期間

		活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払		平成 年度	平成 年度	年
資源向上支払	共同活動	平成 年度	平成 年度	年
	施設の長寿命化	平成 年度	平成 年度	年

2．保全管理する区域内の農用地、施設

認定農用地面積（集落の管理する農用地）	田	畑	草地	計	遊休農地面積
	a	a	a	a	a

農業用施設	水路		農道	ため池	（農用地にかかる施設）
	開水路	パイプライン			
うち、施設の長寿命化の対象施設	km	km	km	箇所	
	km	km	km	箇所	

3．交付金額

地目	農地維持支払 対象農用地面積	農地維持支払 交付単価	農地維持支払 年当たり交付金額	資源向上支払（共同活動） 対象農用地面積	資源向上支払（共同活動） 交付単価	資源向上支払（共同活動） 年当たり交付金額	資源向上支払（施設の長寿命化） 対象農用地面積	資源向上支払（施設の長寿命化） 交付単価	資源向上支払（施設の長寿命化） 年当たり交付金額
田	a	2,300 円/10a	円	a	1,300 円/10a	円	a	4,400 円/10a	円
畑	a	1,500 円/10a	円	a	800 円/10a	円	a	2,300 円/10a	円
草地	a	100 円/10a	円	a	120 円/10a	円	a	0 円/10a	円
計	a		円	a		円	a		円
備考									

（注）「備考」の交付単価が異同される場合には、行を追加して記入する。
（注）農地維持支払の活動期間中に対象農用地の地目を田から畑に変更する場合には、「地目を田から畑に変更する農場は○○㎡（農地維持支払の△平成○○年度まで地目変更前の申請）」を備考欄に記入する。

4．位置図　別紙のとおり

5．保全管理する区域内に存在する集落数

集落数
集落

7．保全管理する区域の農業地域類型

□ 都市的地域　□ 平地農業地域　□ 中間農業地域　□ 山間農業地域

該当する項目をチェック（複数選択可）

6．中山間地域等直接支払交付金との重複面積等

重複面積
a

（注）中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する認定農用地のうち、この活動計画書に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

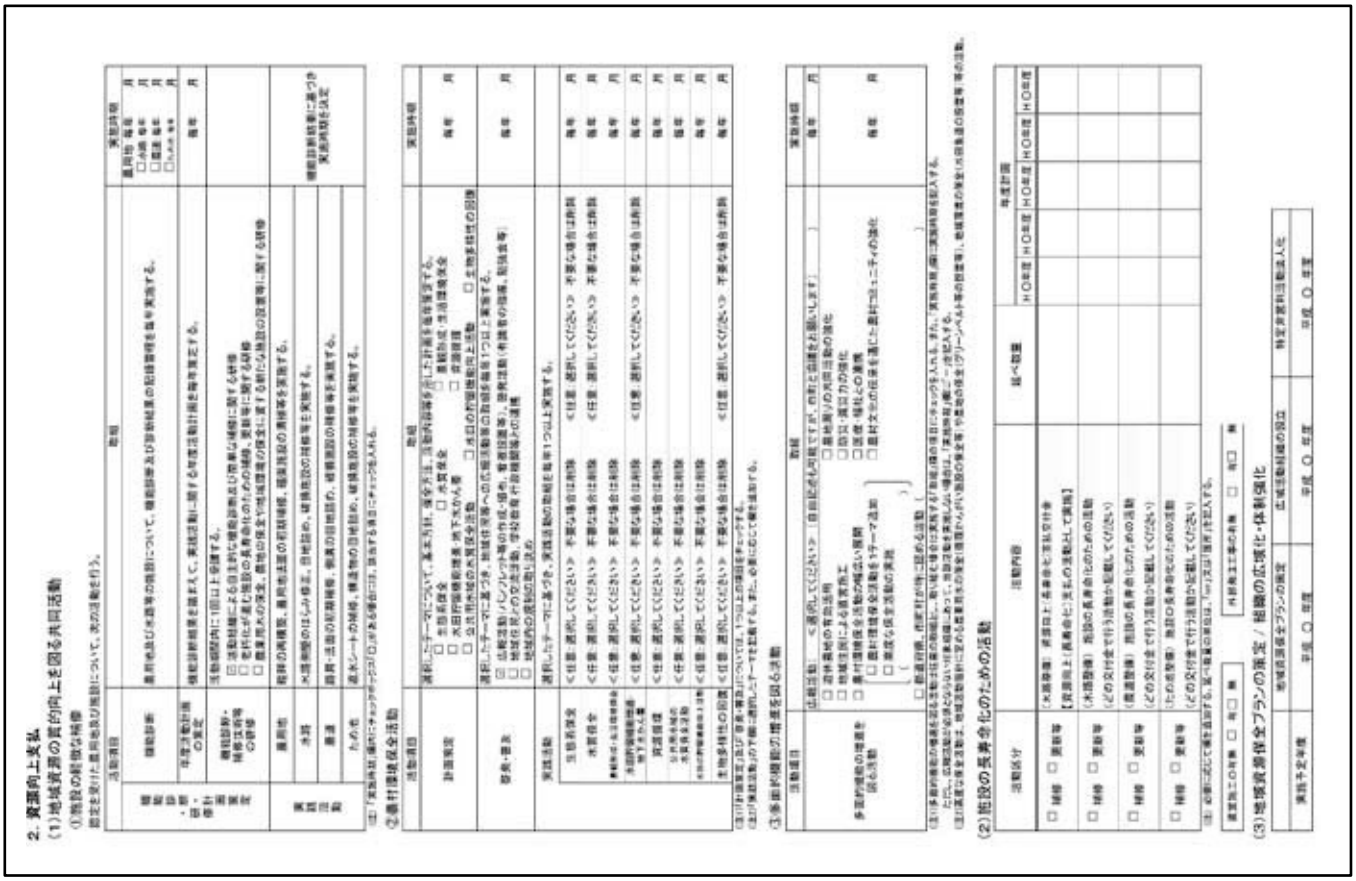
8．保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

□ 地域振興立法8法の該当あり

Ⅱ．構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック（複数選択可）

□ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
□ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
□ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
□ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、団村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
□ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含む多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
□ その他（ ）



（別紙）
認定対象区域図面

組織名： 0

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設
◎	透視度調査箇所
◎	揚水ポンプ場

（様式第6－7号）

年　月　日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

（フリガナ） 組織名	（　　）
（フリガナ） 代表者氏名	（　　） 印
（フリガナ） 所在地	（　　）

Ⅰ．地区の概要（共通）	

＜活動の計画＞

□	Ⅱ．1号事業（多面的機能支払）	別紙1
□	Ⅲ．2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
□	Ⅳ．3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
□	Ⅴ．その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

Ⅰ．地区の概要

（注）以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1．活動期間

		活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更	計画変更
□ 農地維持支払		平成　年度	平成　年度	年	平成　年度	平成　年度
□ 資源向上支払	□ 共同活動	平成　年度	平成　年度	年	平成　年度	平成　年度
	□ 施設の長寿命化	平成　年度	平成　年度	年	平成　年度	平成　年度
□ 中山間地域等直接支払		平成　年度	平成　年度	年	平成　年度	平成　年度
□ 環境保全型農業直接支払		平成　年度	平成　年度	年	平成　年度	平成　年度

2．実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積（集落の管理する農用地）		田	畑	草地	採草放牧地	計	遊休農地面積	年当たり交付金額上限
□ 多面支払		a	a	a		a	a	円
□ 中山間直払		a 傾斜	a 傾斜	a 傾斜	a 傾斜	a	a	円
取組面積	□ 環境直払					a		円

（注）環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設（多面支払）	水路 開水路	水路 パイプライン	農道	ため池	（農用地にかかる施設）
	km	km	km	箇所	
うち、施設の長寿命化の対象施設	km	km	km	箇所	

3．実施区域位置図　別添1「実施区域位置図」のとおり

（注）多面支払のみに取り組む場合は、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振2255号）様式第1-3号に係る「協定対象区域図面」に代えることができる。

4．組織構成員一覧　別添2「構成員一覧」のとおり

（注）多面支払のみに取り組む場合は、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25納新2255号）別記6-1に係る「参加同意書」に代えることができる。

5．全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

全体面積	重複面積（多面支払・中山間直接支払）
a	a

（注1）全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。
（注2）多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

6．保全管理する区域内に存在する集落数

集落数
集落

8．保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況

○ 地域振興立法8法の該当あり

7．保全管理する区域の農業地域類型

○ 都市的地域	○ 中間農業地域	該当する項目をチェック（複数選択可）
○ 平地農業地域	○ 山間農業地域	

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

（別添1）

実施区域位置図

□ 1号事業（多面支払） □ 2号事業（中山間直払） □ 3号事業（環境直払）

組織名称:

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設
◎	透視度調査箇所
◎	揚水ポンプ場

（別添2）

構成員一覧

平成　年　月　日

役職名	氏名（代表者名、団体名）	住所	多面的機能支払	中山間地域等直接支払	参加者区分	環境保全型農業直接支払	国際水準GAPの実践に係る取組意思確認
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。
					農業者（　） （サイン）農業者以外（非農家） その他団体（　）		□ 国際水準GAPを実践します。

注1：「多面的機能支払」及び「国境保全型農業直接支払」の欄は、作文払に取り組む者に○印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名又は押印。

注2：参加者区分は、「農業者」、「農業者以外」、「その他団体」から選択すること。

注3：「農業者」とは、協定に記載されている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は管理を実施する農業者又は団体であって、中山間地域等直接支払の場合には、協定内に交付金受付者に係る協定参加者の別を記載すること。

「①」：交付金受付者に係る協定参加者

「②」：「①」以外の協定参加者

注4：農業者の「団体」及び「その他団体」は、氏名欄に氏名と併せて団体名を記載すること。中山間地域等直接支払の場合には、括弧内に以下の参加者区分を記載すること。

例）農業者団体：非常組織、営農組合、農地所有適格法人、特定農業法人等

その他団体：NPO法人、学校等教育機関、土地改良区等

注5：「国際水準GAPの実施に係る意思確認」の欄は、各構成員に意思確認の上、□にチェックを入れる。

注6：「国際水準GAPの実施」とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5項目に係るGAPに関する指導・研修を通じ実施し、その実施に基づき当該の取組を実施することをいう。

（別紙1）

多面的機能支払交付金に係る活動計画書

（1号事業様式）

<該当する活動にチェック>

□ 農地維持支払　□ 小規模集落支援
□ 資源向上支払　□ 地域資源の質的向上を図る共同活動　（□ 多面的機能の増進を図る活動）
□ 施設の長寿命化のための活動　□ 組織の広域化・体制強化
□ 地域資源保全プランの策定

Ⅱ．活動の計画

1．農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目			取組	実施時期
点検・計画策定・研修		点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	農用地：毎年　月 □ 水路：毎年　月 □ 農道：毎年　月 □ ため池：毎年　月
		年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年　月
		事務・組織運営等の研修	事務（書類作成、申請事務等）や組織運営に関する研修を活動期間内に1回以上受講する。	平成　年度、平成　年度
実践活動	農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	遊休農地発生防止のための保全管理等を実施する。	毎年　回 （　月、　月）
		畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年　回 （　月、　月、　月）
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	水路	水路の草刈り	水路及び付帯施設（ポンプ場、調整施設等）やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年　回 （　月、　月、　月）
		水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年　月
		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	農道	路肩、法面の草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年　回 （　月、　月、　月）
		側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年　月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて実施時期を決定
	ため池	ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年　回 （　月）
		ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年　月
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

（注1）「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

【1号事業様式】

実践活動	農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	機能診断結果に基づき実施時期を決定
	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

（注）「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

②農村環境保全活動

活動項目	取組	実施時期
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。 □ 生態系保全　□ 水質保全　□ 景観形成・生活環境保全 □ 水田貯留機能増進・地下水かん養　□ 資源循環	毎年　月
啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。 □ 広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）	毎年　月、
	□ 地域住民との交流活動、学校教育・行政機関等との連携	毎年　月
	□ 地域内の規制の取り決め	
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。	
生態系保全	□　○○○○	毎年　月
水質保全	□　水田からの排水（濁水）管理	毎年　月
	□　水質モニタリングの実施、記録管理	毎年　月
○○○○	□　○○○○	毎年　月

（注1）「計画策定」及び「啓発・普及」については、1つ以上の項目をチェックする。
（注2）「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。

③多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	実施時期
多面的機能の増進を図る活動	広報活動（　　）	毎年　月
	□ 遊休農地の有効活用　□ 農地周りの共同活動の強化 □ 地域住民による直営施工　□ 防災・減災力の強化 □ 農村環境保全活動の幅広い展開　□ 医療・福祉との連携 □ 農村環境保全活動を1テーマ追加　□ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 □ 高度な保全活動の実施 （　　） □ 都道府県、市町村が特に認める活動（　　）	毎年　月

（注1）多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。
（注2）高度な保全活動は、地域活動指針に定める農業用水の保全（管理かんがい施設の保全等）や農地の保全（グリーンベルト等の設置等）、地域環境の保全（水田魚道の設置等）等の活動の中から選択し、（　）書きに記入する。

(2)施設の長寿命化のための活動

活動区分	活動内容	延べ数量	年度計画				
			H○年度	H○年度	H○年度	H○年度	H○年度
□ 補修 □ 更新等	○○○						
□ 補修 □ 更新等	○○○						
□ 補修 □ 更新等	○○○						

（注）必要に応じて欄を追加する。
延べ数量の単位は、「Km」又は「箇所」を記入する。

直営施工の有無　□ 有 □ 無	外部発注工事の有無 □ 有 □ 無

(3)地域資源保全プランの策定／組織の広域化・体制強化

	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度

※ 上記の内容に加え、実施要領第1の2の（4）又は第2の（4）に基づき、多面的機能支払の実施に関する基本方針に定められた活動内容を補完し、農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載して下さい。（別紙でも可。）

【1号事業様式】

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組		実施時期
	地域ぐるみで取り組む保全管理の内容　（1項目以上選択）	取組方向　（1項目以上選択）	
	□ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業 □ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業 □ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 □ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理 □ その他（　　）	□ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施 □ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 □ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 □ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 □ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 □ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 □ その他（　　）	
推進活動	（1項目以上選択） □ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 □ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 □ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 □ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 □ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 □ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 □ その他（　　）		毎年　回 （　月、　月）

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

（注）農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い
□ 交付対象とする　□ 交付対象としない

2. 構造変化に対応した保全管理の目標　　該当する項目をチェック（複数選択可）

□ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
□ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
□ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
□ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
□ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
□ その他（　　）

3. 資源向上支払

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修

認定を受けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

活動項目		取組	実施時期
機能診断・計画策定	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地：毎年　月 □ 水路：毎年　月 □ 農道：毎年　月 □ ため池：毎年　月
	年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年　月
	機能診断・補修技術等の研修	活動期間内に1回以上受講する。	平成　年度、 平成　年度
		□ 活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	
		□ 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	
		□ 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	

（別記6－1）

○○活動組織規約（例）

平成○○年○○月○○日制定

第1章　総則

（名称）
第1条　この活動組織は、○○活動組織（以下「活動組織」という。）という。

（事務所）
第2条　活動組織は、主たる事務所を○○に置く。

（目的）
第3条　活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

（注）多面的機能支払交付金以外の事業の事業実施主体となる場合は、第３条を以下の内容の規定として下さい。
第３条　活動組織は、第４条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、○○○○に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章　構成員等

（構成員）
第4条　活動組織の構成員は別紙のとおりとする。
（備考）
活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章　役員等

（役員の定数及び選任）
第5条　活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする
2　代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
3　代表は、この○○を代表し、○○の業務を統括する。

【1号事業様式】

4. 交付金額

	農地維持支払			資源向上支払（共同活動）			資源向上支払（施設の長寿命化）		
	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円	a	円/10a	円	a	円/10a	円
合計	a		円	a		円	a		円

＜添付書類＞
活動組織 ・・・ 活動組織規約
広域活動組織 ・・・ 広域協定書、広域協定運営委員会規則
【2(3)地域資源保全プランの策定】 地域資源保全プラン （採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出）
【2(4)組織の広域化・体制強化】 広域協定の認定書の写し / 登記事項証明書の写し （採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出）

4　副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
5　書記は、○○の活動の事務等を行う。
6　会計は、責任者として事業の会計を行う。
7　監査役は、責任者として会計の監査を行う。

（役員の任期）
第6条　役員の任期は、○年とする。
2　補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章　総会

（総会の開催）
第7条　通常総会は、毎年度1回以上開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
一　構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
二　監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
三　その他代表が必要と認めたとき。
3　前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。
4　総会の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

（総会の権能）
第8条　総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
一　農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
二　資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
三　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
四　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
五　活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
六　その他活動組織の運営に関する重要な事項。

> ***（注）資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第８条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。***
> *一　農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関すること。*
> ***（注）金銭出納簿を様式第１－７号（経理区分を１本化する場合）で作成する場合は、上記第８条第四号を削除するとともに、第三号を以下の内容の規定として下さい。***
> ***三　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。***

（総会の議決方法等）
第9条　総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委

任状をもって代えることができる。
2　総会においては、第７条第４項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3　総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
5　総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

> ***（注）総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。***
> *3　総会の議事は、前 10 条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ１票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ１票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。*

（特別議決事項）
第 10 条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
一　活動組織規約の変更
二　活動組織の解散
三　構成員の除名
四　役員の解任

第5章　事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）
第 11 条　活動組織は、第２条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
一　活動組織規約
二　役員等の氏名及び住所を記載した書面
三　収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
四　その他代表が必要と認めた書類

（書類の保存）
第 12 条　活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から５年間保存することとする。

（事業及び会計年度）
第 13 条　活動組織の事業及び会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（資金）

第 14 条　活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。
一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
二　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
三　その他の収入

（注）資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第 14 条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。
一　農地維持支払交付金
（注）金銭出納簿を様式第１－７号（経理区分を１本化する場合）で作成する場合は、以下の内容の規定として下さい。
第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとする。
一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金
二　その他の収入

（事務経費支弁の方法等）
第 15 条　活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）
第 16 条　活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

（資金の支出）
第 17 条　資金の支出者は、代表とする。

（資金の流用）
第 18 条　資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）
第 19 条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）
第 20 条　金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
2　金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）
第 21 条　金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
2　金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

（注）資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。
（財産の管理）
第 22 条　資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

（物品の管理）
第 22 条　活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

（決算及び監査）
第 23 条　活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
2　監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

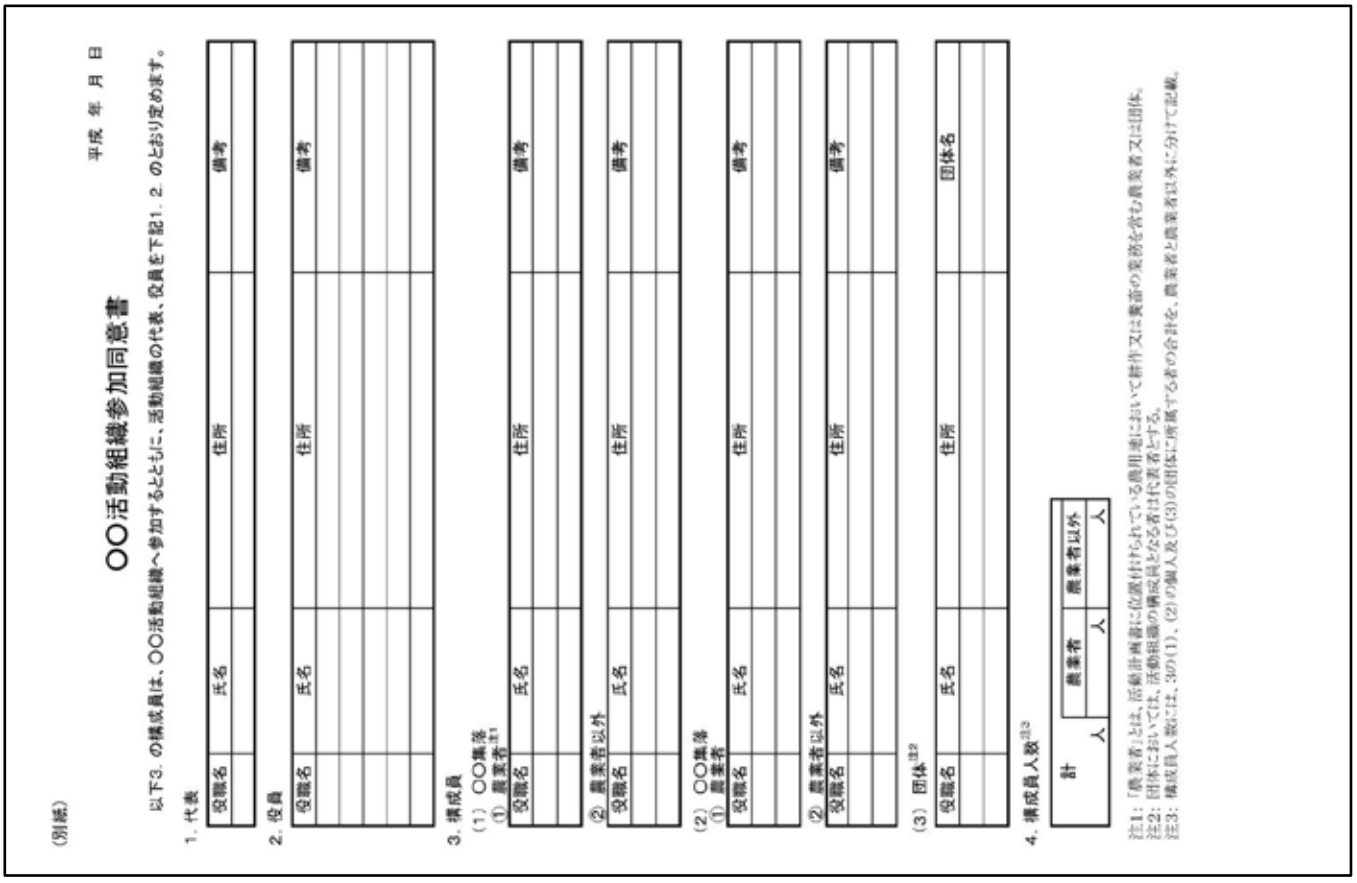
第6章　活動組織規約の変更

（規約の変更）
第 24 条　この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章　雑則

（細則）
第 25 条　多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附　則
1　この規約は、平成○○年○月○日から施行する。
2　活動組織の設立初年度の役員の選任については、第５条第２項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第６条第１項の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。
3　活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。



（別紙）

○○活動組織参加同意書

平成　年　月　日

以下3.の構成員は、○○活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1.2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考

3. 構成員

(1) ○○集落
① 農業者[注1]

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(2) ○○集落
① 農業者

役職名	氏名	住所	備考

② 農業者以外

役職名	氏名	住所	備考

(3) 団体[注2]

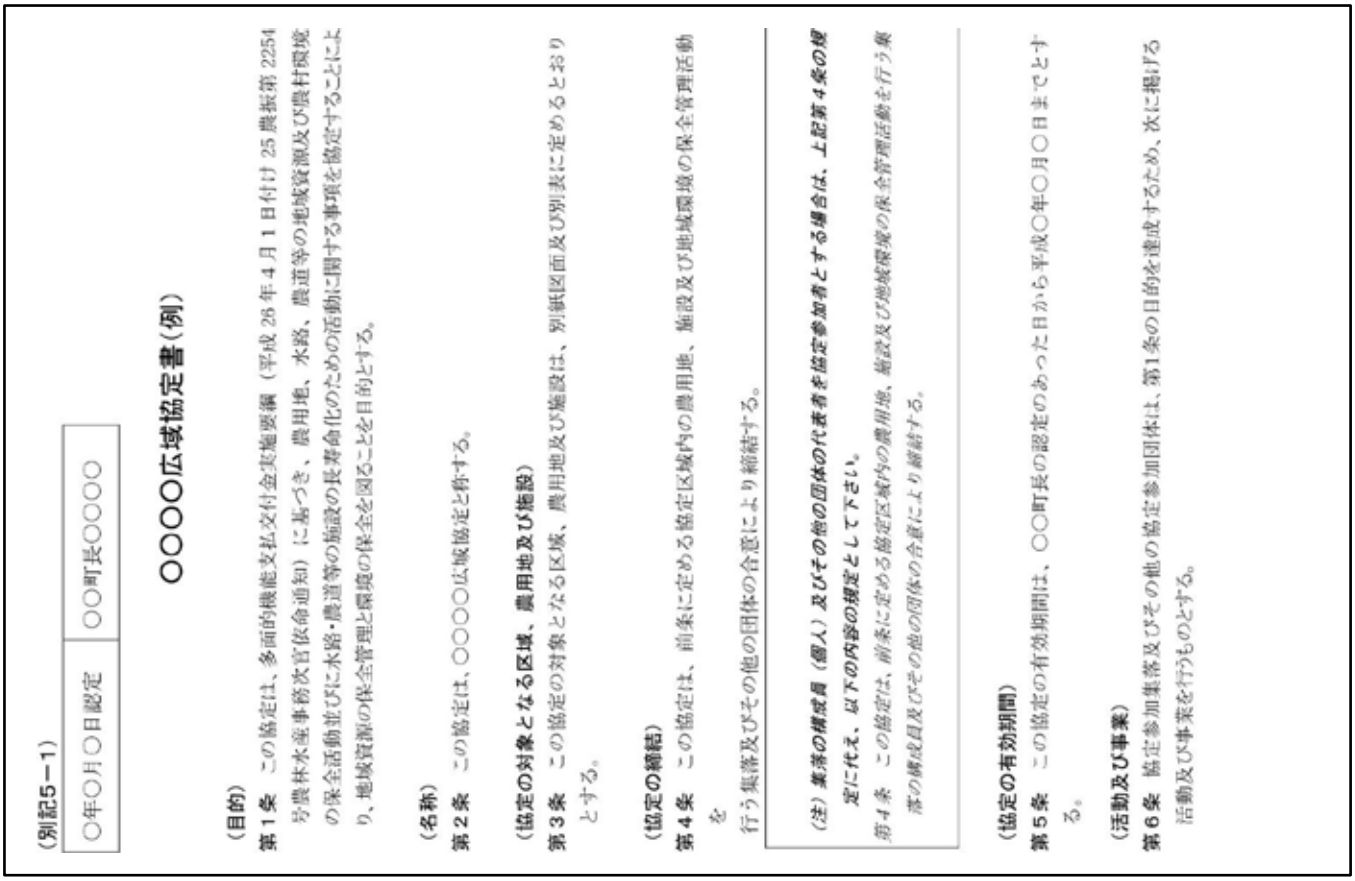
役職名	氏名	住所	団体名

4. 構成員人数[注3]

計	農業者	農業者以外
人	人	人

注1：「農業者」とは、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。
注2：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。
注3：構成員人数には、3の(1)、(2)の個人及び(3)の団体に所属する者の合計を、農業者と農業者以外に分けて記載。

6. 広域協定書、運営委員会規則【国別記5-1】【国別記5-2】



（別記5－1）

○年○月○日認定	○○町長○○○○

○○○○広域協定書（例）

（目的）

第１条　この協定は、多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　この協定は、○○○○広域協定と称する。

（協定の対象となる区域、農用地及び施設）

第３条　この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

（協定の締結）

第４条　この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第４条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第４条　この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

（協定の有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、○○町長の認定のあった日から平成○年○月○日までとする。

（活動及び事業）

第６条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。

（協定参加集落及び団体の役割）

第７条　協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役　割
○○集落	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。
○○集落	・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。
○○集落	・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
○○集落	・○○○○ （畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。）
○○土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 ・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 ・○○○○○○
○○○団体	・○○○○○○
○○○ （農業経営体）	・○○○○○○ （注）地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結して下さい。

2　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

（注）施設のリスク管理と機能保全のための全体構想（地域資源保全プラン）を策定する場合は、以下の規定を追加して下さい。

（施設のリスク管理と機能保全のための全体構想の策定）

第８条　協定参加集落及びその他協定参加団体は、○○年○月までに、本協定の対象とする施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定するものとする。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第６条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第６条　協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。

（１）　農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動（農地維持支払交付金に係る活動）

（２）　地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払交付金に係る活動）

（３）　施設の軽微な補修のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（４）　農村環境の保全のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（５）　多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（６）　水路・農道等の施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（７）　その他の事業

①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業

②○○○○を図る事業

2　前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

（注）広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2-3の1の（3）に定める広域活動組織（施設の長寿命化のための活動を実施する広域活動組織を含む）の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

（基礎的な保全活動の実施）

第７条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の１の２に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの１の①の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

（注）広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2-3の2の（4）に定める広域活動組織（地域資源の質的向上を図る共同活動を実施する活動組織を除く）の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

（基礎的な保全活動の実施）

第７条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の１の２に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの１の①の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書のⅢの２の（１）の①の機能診断を実施するものとする。

（協定参加集落及び団体間の協力）

第８条　協定参加集落及びその他協定参加団体は、第１条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

２　協定参加集落及びその他協定参加団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第９条に定める運営委員会に報告するものとする。

３　前項の場合、運営委員会は協定参加集落及びその他の協定参加団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。

４　活動の実施に伴い、協定参加集落及びその他の協定参加団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

（運営委員会）

第９条　この協定の運営に関する事項を処理するために、○○○○広域協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

３　委員会に次の役員を置く。

会長　　１名
副会長　１名
会計　　１名
監査役　１名

４　役員は、委員の互選により選出する。

５　会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

６　副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

７　会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

８　監査役は委員会の会計の監査を行う。

９　この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

（工事の施行に関する条件）

第１０条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　町が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。

３　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告するものとする。

（注）土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第２項、第３項の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

２　町又は土地改良区が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。

３　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

（協定内容の変更及び廃止）

第１１条　この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第11条　この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書２通を作成し、その１通を○○町長に提出し、他の１通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

附則　*上記協定の締結を証するため、本書２通を作成し、その１通を○○町長に提出し、他の１通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。*

（別記５－１　別紙）

○○○○広域協定参加同意書

平成　年　月　日

○○○○広域協定

運営委員会会長　氏　名　殿

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

当団体については、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

2. 団体の設立年月日

3. 協定における役割

（別記５－１　別紙）

○○○○広域協定参加同意書

平成　年　月　日

○○○○広域協定

運営委員会会長　氏　名　殿

参加集落（活動組織）＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

当集落（活動組織）については、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

	協定農用地				備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	a	a	a	a	

	対象農用地（農地維持支払交付金）				備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	a	a	a	a	

	対象農用地（資源向上支払交付金）								備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	a	a	a	a	a	a	a	a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

3. 協定参加集落（活動組織）の構成員

① 農業者

番号	氏名	住所	備考

② 農業者以外

番号	氏名	住所	備考

③ 集落内のその他の団体（婦人会、老人会他）

番号	団体名・代表者	住所	備考

注1：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。
注2：集落（活動組織）の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。
注3：農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

（別記5－1 別紙）

○○○○広域協定参加同意書

平成　年　月　日

○○○○広域協定
運営委員会会長　氏　名　殿

所　在　地
氏　名　㊞

私、○○○○は、○○○○広域協定に参加することを同意します。

記

1．協定の対象となる農用地

	協定農用地				備考
	田	畑	草地	計	
面積	a	a	a	a	

	対象農用地（農地維持支払交付金）				備考
	田	畑	草地	計	
面積	a	a	a	a	

	対象農用地（資源向上支払交付金）										備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動						
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計			
面積	a	a	a	a	a	a	a	a			

2．協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	km	km	箇所	

注1：農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

（別紙）
協定対象区域図面

組織名：

活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	農道
	ため池
	遊休農地
	農村環境保全活動を実施する範囲
	施設の長寿命化の対象施設
	透視度調査箇所
	揚水ポンプ場

別記5－2

○年○月○日認定	○○町長○○○○

○○○○広域協定運営委員会規則（例）

平成　年　月　日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、○○町○○地域において締結された「○○○○広域協定（以下「協定」という。）」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本委員会は、「○○○○広域協定運営委員会」（以下「委員会」という。）という。

（事務所）

第３条　本委員会は、主たる事務所を○○に置く。

（注）集落の構成員（個人）及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の会員と位置づけます。このため、以下の第４条の規定を追加して下さい。

（会員）

第４条　*本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。*

第２章　委員会の構成及び運営

（委員会の構成）

第４条　本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

（役員の定数及び選任）

第５条　本委員会に次の役員を置く。

一　会長　　1名
二　副会長　1名
三　会計　　1名
四　監査役　1名

2　役員は委員会において委員の互選により選出する。

3　会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

（別表）

協定対象農用地及び施設

1．協定の対象となる農用地

地目／集落	協定農用地			
	田	畑	草地	計
A	a	a	a	a
B	a	a	a	a
C	a	a	a	a
…．	a	a	a	a
合計	a	a	a	a

地目／集落	対象農用地（農地維持支払交付金）			
	田	畑	草地	計
A	a	a	a	a
B	a	a	a	a
C	a	a	a	a
…．	a	a	a	a
合計	a	a	a	a

地目／集落	対象農用地（資源向上支払交付金）							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
A	a	a	a	a	a	a	a	a
B	a	a	a	a	a	a	a	a
C	a	a	a	a	a	a	a	a
…．	a	a	a	a	a	a	a	a
合計	a	a	a	a	a	a	a	a

2．協定の対象となる施設

集落（活動組織）	水路	農道	ため池
A	km	km	箇所
B	km	km	箇所
C	km	km	箇所
…．	km	km	箇所
合計	km	km	箇所

4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

（役員の任期）
第６条 役員の任期は、○年とする。
2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（委員会の開催）
第７条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
三 その他会長が必要と認めたとき。
2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

（委員会の権能）
第８条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
六 規則の制定及び改廃に関すること。
七 その他協定の運営に関する重要な事項。

（注）その他の事業に取り組まない場合は、上記第８条第五号を削除して下さい。
（注）金銭出納簿を様式第１－７号（経理区分を１本化する場合）で作成する場合は、上記第８条第四号を削除するとともに、第三号を以下の内容の規定として下さい。
三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。

（委員会の議決方法等）
第９条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

（特別議決事項）
第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。
一 規則の変更
二 役員の解任
三 協定参加団体の除名
四 協定の変更又は廃止

（注）集落の構成員（個人）及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第３章の総会に関する規定を加えて下さい。

第３章 総会

（総会の開催等）
第11条 *総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。*
一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
三 その他会長が必要と認めたとき。
2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

（総会の権能）
第12条 *総会は次の各号に掲げる事項を議決する。*
一 委員の選任及び解任
二 各年度の決算報告
三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
五 その他重要な事項

（総会の議決方法等）
第13条 *総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。*
2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

（事業及び会計年度）
第 18 条　本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

（資金）
第 19 条　本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。
一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
二　資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
三　その他の収入

（注）金銭出納簿を様式第１－７号（経理区分を１本化する場合）で作成する場合は、以下の内容の規定として下さい。
一　農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金
二　その他の収入

（事務経費支弁の方法等）
第 20 条　本委員会の事務に要する経費は、第 19 条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）
第 21 条　活動計画は、会計区分ごとに作成し、委員会の議決を得てこれを定める。

（資金の支出）
第 22 条　本委員会の資金の支出者は、会長とする。

（資金の流用）
第 23 条　資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）
第 24 条　出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）
第 25 条　金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
2　金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

（領収証の徴収）
第 26 条　金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
2　金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

（財産の管理）
第 27 条　活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

第３章　協定参加団体における保全管理活動等の実施

（実施計画）
第 11 条　協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。
2　委員会は、各団体から提出された実施計画をとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

（保全管理活動等の実施）
第 12 条　協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

（活動の資金とその経理）
第 13 条　委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。
2　委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

（注）各団体への資金配分を行わない場合は、上記13条を削除して下さい。

（活動の報告）
第 14 条　協定参加団体は、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、毎年、委員会に報告を行うものとする。

（活動報告の確認）
第 15 条　協定参加団体における農地維持支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。
2　委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。
3　委員会は、協定参加団体における農地維持支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、○○町長に報告を行うものとする。

第４章　事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）
第 16 条　本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
一　○○○○広域協定
二　委員会規則
三　委員の氏名及び住所を記載した書面
四　収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
五　その他会長が必要と認めた書類

（書類の保存）
第 17 条　本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

（物品の管理）
第 28 条　本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。
（決算及び監査）
第 29 条　本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に委員会の承認を受けなければならない。

（注）集落の構成員（個人）及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第29条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
（決算及び監査）
第29条　本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して委員会に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第５章　雑則

（規則の変更）
第 30 条　この規則を変更した場合は、○○町長に報告をしなければならない。

（細則）
第 31 条　多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則
1 この規則は、平成○○年○月○日から施行する。
2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。
3 設立初年度の会計年度については、第 18 条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月 31 日までとする。

7. 工事に関する確認書【国様式 1-12】

（様式第１－12 号）

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年４月１日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙２の第５の４の（１）のエに基づき、○○活動組織（以下「活動組織」という。）と○○土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）
第１条　活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
２　活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）
第２条　活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
２　土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
３　活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（注）土地改良区との協議内容に応じて不要な記述を削除してください。

（その他）
第３条　この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書２通を作成し記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成○○年○○月○○日

○○活動組織
住　所　○○県○○町○○○○○○　○○－○
代　表　○○○○　　印

○○土地改良区
住　所　○○県○○町○○○○○○　○○－○
理事長　○○○○　　印

（様式第1－8号）

平成　　年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

報告年月日	平成　年　月　日
名　称	
代表者氏名	印

○○○○市町長　　様

平成　　年度の多面的機能支払交付金の実施状況について、報告します。

＜平成　　年度 収支実績　（平成　　年○月○日現在）＞

1．農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）［※1］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1．前年度からの積立額	円	
	2．交付金（国費＋地方費）	円	
	3．利子等	円	
	合　計	円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額	円	
	2．返還	円	
	3．積立額	円	
	合　計	円	

（注）支出の部「3．積立額」の備考欄には、積立額の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入する。

2．資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）［※1］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1．交付金（国費＋地方費）	円	
	2．利子等	円	
	合　計	円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額	円	
	2．返還	円	
	合　計	円	

3．多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金）［※2］

	項　目	金額	備　考
収入の部	1．前年度からの積立額	円	
	2．交付金（国費＋地方費）	円	
	3．利子等		
	合　計	円	

	項　目	金額	備　考
支出の部	1．支出総額	円	
	日当	円	
	購入・リース費	円	
	外注費	円	
	その他	円	
	2．返還	円	
	3．積立額	円	
	合　計	円	

（※1）会銭出納簿を資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の経理を区分して様式第1－7号で作成する場合は記入する。
（※2）会銭出納簿多様式第1－7号（経理区分を1本化する場合）で作成する場合は記入する。

1．多面的機能支払交付金に係る事業の成果

＜該当する活動にチェック＞

□ 農地維持支払

□ 資源向上支払　□地域資源の質的向上を図る共同活動　［　□多面的機能の増進を図る活動　］
□施設の長寿命化のための活動
□地域資源保全プランの策定　　□組織の広域化・体制強化

（1）農地維持支払交付金

活動項目				計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検	農用地				
		施設（水路・農道・ため池）				
	年度活動計画の策定					
	事務・組織運営の研修　※					
	実践活動	農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農用地解消面積　　a
			②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り			
			③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
		水路	①水路の草刈り			
			②水路の泥上げ			
			③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
		農道	①路肩、法面の草刈り			
			②側溝の泥上げ			
			③施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
		ため池	①ため池の草刈り			
			②ため池の泥上げ			
			③付帯施設の適正管理			
			④異常気象時の対応			
地域資源の適切な保全管理のための推進活動　※						

（注1）農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
（注2）「計画」欄：活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。
計画外の活動項目には「－」を記入する。
（注3）「実施」欄：地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。
要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。
研修及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行った場合、その日付を記入する。また、備考欄に具体的な実施内容を記載する。
対象外の活動項目には「－」を記入する。
（注4）「備考」欄：「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。
※印をした以外の活動は、実施した活動日を記入しなくてもよい。

③地域資源保全プランの作成

策定年月日	チェック	地域資源保全プランの提出
平成　年　月　日	□	認定・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）策定した地域資源保全プランを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

④組織の広域化・体制強化

ア．広域活動組織の設立

設立年月日	チェック	広域協定の認定書の写しの提出
平成　年　月　日	□	採択・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）広域協定の認定書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

イ．特定非営利活動法人化

法人登記年月日	チェック	特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しの提出
平成　年　月　日	□	採択・交付申請の際に提出済み
	□	今回提出

（注）登記事項証明書の写しを今回提出する場合は、本実施状況報告書に添付する。

（3）向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）　※ 平成25年度からの継続地区のみ対象

計画			実績	計画の進捗		備考
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]		累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)	

（注1）「計画」欄：活動計画書より転記する。活動区分は「田」、「畑」若しくは「草地」を記入する。
（注2）「累積完成数量」欄：活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでに完了した施工数量（当該年度分を含む）を記入する。
（注3）各「数量」欄：単位は「Km」又は「箇所」を記入する。

2. 農地中間管理機構の借り受け

いずれかをチェック

□有　□無　（注）認定農用地内において農地中間管理機構が借り受けている農用地の有無をチェックする。

3. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日　平成 ○○ 年　○ 月　○ 日

4. 消費税に係る課税事業者の該当の有無

□　課税事業者に該当　（注）前々年度の課税売上高が1，000万円を超えた場合、または、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択し、消費税に係る課税事業者となった場合にチェックを記入する。

（2）資源向上支払交付金

①地域資源の質的向上を図る共同活動

活動項目			計画	実施	備考
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	農用地			
		施設（水路・農道・ため池）			
	年度活動計画の策定				
	実践活動 農用地	①畦畔・農用地法面等の補修等			
		②施設の補修等			
	実践活動 水路	①水路の補修等			
		②付帯施設の補修等			
	実践活動 農道	①農道の補修等			
		②付帯施設の補修等			
	実践活動 ため池	①堤体の補修等			
		②付帯施設の補修等			
	機能診断・補修技術等の研修　※				
農村環境保全活動	計画策定	生態系保全			
		水質保全			
		景観形成・生活環境保全			
		水田貯留機能増進・地下水かん養			
		資源循環			
		公共用水域の水質保全活動			
		水田の貯留機能向上活動			
		生物多様性の回復			
	啓発・普及				
	実践活動	生態系保全			
		水質保全			
		景観形成・生活環境保全			
		水田貯留機能増進・地下水かん養			
		資源循環			
		公共用水域の水質保全活動			
		水田の貯留機能向上活動			
		生物多様性の回復			
多面的機能の増進を図る活動	広報活動				
	その他				

（注1）資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入する。
（注2）「計画」欄：活動計画書において実施することとした活動項目に「○」を記入する。
計画外の活動項目には「－」を記入する。
（注3）「実施」欄：地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活動項目に「○」を記入する。
要件未満の取組となった場合や実施しなかった場合は「●」を記入する。
対象外の活動項目には「－」を記入する。
（注4）「備考」欄：「実施」欄に「●」を記入した場合は、要件未満の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入する。
※をした以外の活動は、実施した活動目を記入しなくてもよい。

②施設の長寿命化のための活動

計画　※活動計画書より転記			実績		計画の進捗	
活動区分	活動内容	延べ数量 [A]	暫定数量	完成数量	累積完成数量 [B]	進捗率 [B]/[A](%)

（注1）「計画」欄：活動計画書より転記する。活動区分は「補修」若しくは「更新等」から選択する。
（注2）「暫定数量」欄：調査・設計や資材購入のみを実施した分の数量を記入する。
「完成数量」欄：施工が完了した分の数量を記入する。
（注3）「累積完成数量」欄：活動計画に位置付けた延べ数量のうち、これまでの完成数量（当該年度分を含む）を記入する。
（注4）各「数量」欄：単位は「Km」又は「箇所」を記入する。

いずれかをチェック

□有　□無　（注）施設の長寿命化のための活動における直営施工の有無をチェックする。

13. 活動記録【国様式 1-6】

（様式第1-6号）

平成○○年度　多面的機能支払交付金　活動記録

組織名：

活動実施日時			活動参加人数			活動内容										備考
実施月日	実施時間		総参加人数	農業者	農業者以外	活動区分								施設又はテーマ	具体的な活動内容<（ ）書きは長寿命化の場合>		
	時間帯	実施時間													活動項目（対象活動）	取組（取組内容）	
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						
	～	0時00分	0 人	人	人	□ 農地維持 □ 資源向上（共同） □ 資源向上（長寿命化） □ 広域化・体制強化 □ 資源保全プラン □ 特例措置を適用した活動				□ 調査・計画	□ 実施活動 □ 事務処理等 □ 啓発・普及 □ 研修・会議 □ 設置等 □ 発注事務						

14. 金銭出納簿【国様式 1-7】

（様式第１－７号）（経理区分を１本化しない場合）

平成　30　年度　多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名：

日付	分類	内　容	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）			2. 資源向上支払（施設の長寿命化）			領収書番号	活動実施日	備考
			収入（円）	支出（円）	残高（円）	収入（円）	支出（円）	残高（円）			
合　計					0	0	0	0			

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書は　1枚ずつ重ならないように貼付してください。）

返還額、積立額　（円）

項目	1. 農地維持支払及び資源向上支払（共同活動）	2. 資源向上支払（施設の長寿命化）
返還額	0	
積立額	0	0
合　計	0	0

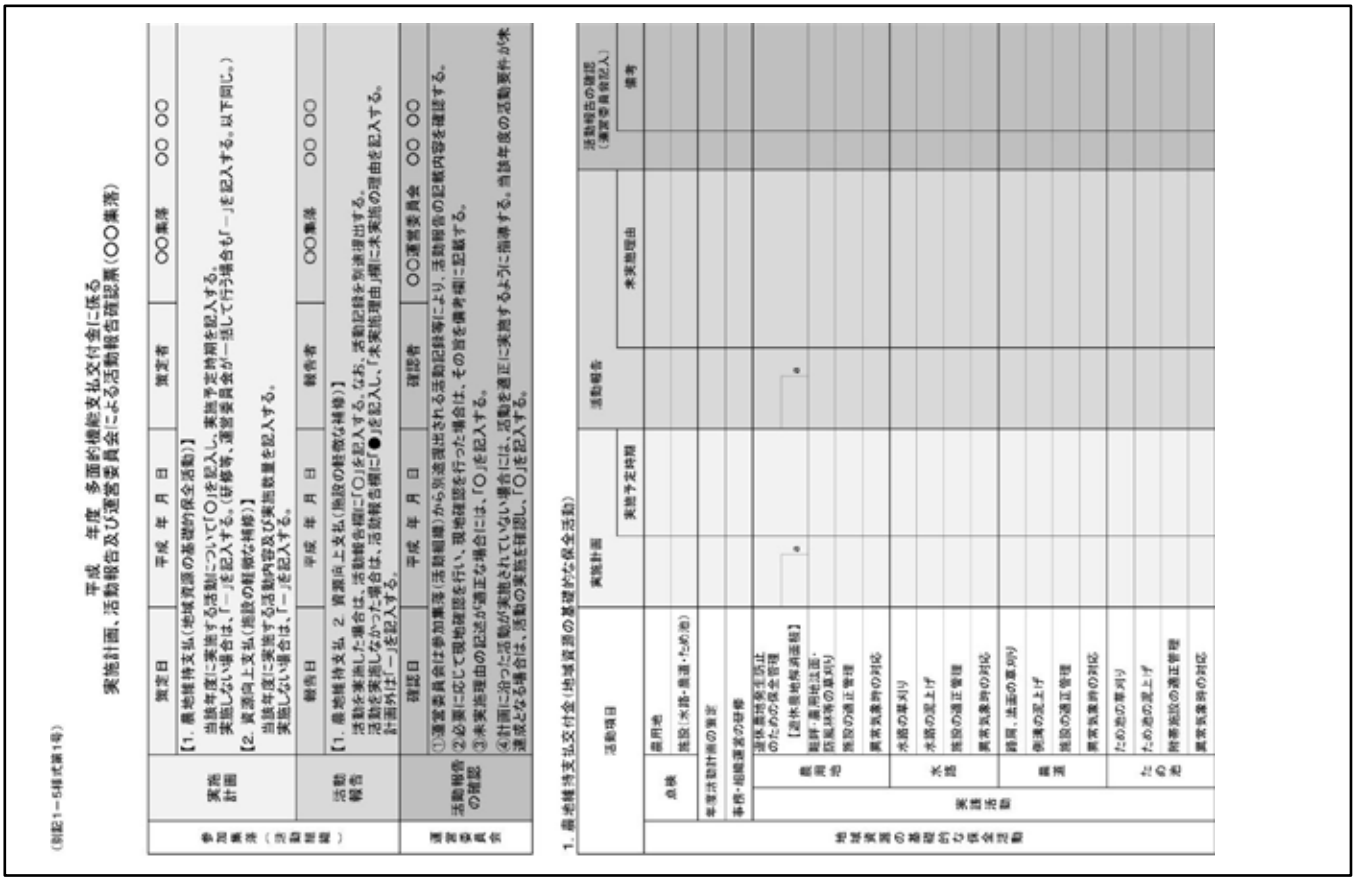
支出費目別金額　（円）

項目	金額
1 日当	
2 購入・リース等	
3 外注費	
4 その他	
合　計	0

※「分類」には、下表を参考に該当する支出費目の番号を記入します。

番号	支出費目	内　容
1	日当	活動参加者に対して支払った日当
2	購入・リース費	資材（砂石、苗木、モルタルなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
3	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
4	その他	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び足場費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、発掘補償、お茶代など

15. 実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票【国別記 1-5】



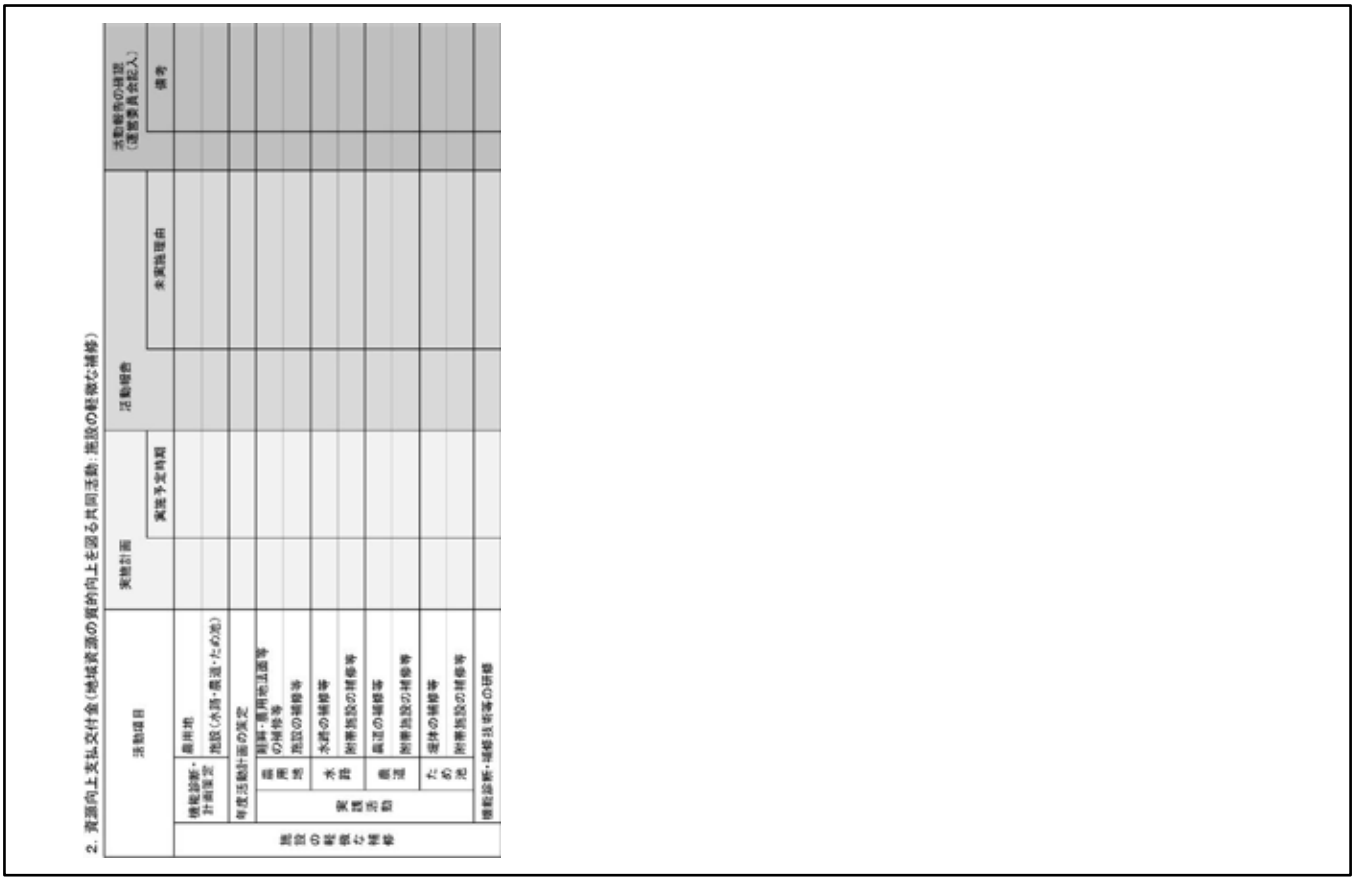
（別記1－5様式第1号）

平成　年度　多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票（○○集落）

参加農用地（含む開発農地）	実施計画	策定日　平成　年　月　日　策定者　○○集落　○○ ○○ 【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「－」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「－」を記入する。以下同じ。） 【2. 資源向上支払（施設の軽微な補修）】 当該年度に実施する活動内容及び実施数量を記入する。 実施しない場合は、「－」を記入する。
	活動報告	報告日　平成　年　月　日　報告者　○○集落　○○ ○○ 【1. 農地維持支払　2　資源向上支払（施設の軽微な補修）】 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「●」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外は「－」を記入する。
運営委員会	活動報告の確認	確認日　平成　年　月　日　確認者　○○運営委員会　○○ ○○ ①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②必要に応じて現地確認を行い、現地確認を行った場合は、その旨を備考欄に記載する。 ③未実施理由の記述が適正な場合には、「○」を記入する。 ④計画に沿った活動が実施されていない場合には、活動を適正に実施するよう指導する。当該年度の活動要件が未達成となる場合は、活動の実施を確認し、「○」を記入する。

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

活動項目			実施計画		活動報告			活動報告の確認（運営委員会記入）
			実施予定時期		実施時期	未実施理由		備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検	農用地						
		施設（水路・農道・ため池）						
	年度活動計画の策定							
	事務・組織運営の研修							
	実施活動	農用地	適切な維持管理のための保全管理【畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り】	*				
			施設の適正管理					
			異常気象時の対応					
		水路	水路の草刈り					
			水路の泥上げ					
		施設	施設の適正管理					
			異常気象時の対応					
		農道	路面・法面の草刈り					
			側溝の泥上げ					
			施設の適正管理					
			異常気象時の対応					
		ため池	ため池の草刈り					
			ため池の泥上げ					
	その他		附帯施設の適正管理					
			異常気象時の対応					



2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の軽微な補修）

活動項目			実施計画		活動報告			活動報告の確認（運営委員会記入）
			実施予定時期		実施時期	未実施理由		備考
施設の軽微な補修	情報診断・計画策定	農用地						
		施設（水路・農道・ため池）						
	年度活動計画の策定							
	実施活動	農用地	耕作・農用地法面の草刈り等					
			施設の補修等					
		水路	水路の補修等					
			附帯施設の補修等					
		農道	農道の補修等					
			附帯施設の補修等					
		その他	その他の補修等					
			附帯施設の補修等					
	情報診断・補修技術等の研修							

16. 用水路(開水路)の機能診断結果表【県参考様式2】

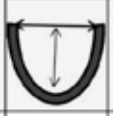
（参考様式2）

用水路(開水路)の機能診断結果表

記入年月日	
活動組織名	
記入代表者氏名	

ほ場整備工事完了年度 昭和・平成　　年度

UF　BF　現場打ち

番号	路線名（地元で水路名称があればその名称を記入。無ければ任意名を記入）	C判定区間名	UFかBFか現場打ちを○で囲む	断面サイズ（cm）：内寸法	C判定区分（C判定に該当するなら○）					これまで実施した「施設を長持ちさせる取組」を記入	
					水路の破損	水路の摩耗	沈下や傾斜	目地の漏水	C判定区間延長（m）	実施年度	実施内容
①			UF・BF・現場打ち								
②			UF・BF・現場打ち								
③			UF・BF・現場打ち								
④			UF・BF・現場打ち								
⑤			UF・BF・現場打ち								
⑥			UF・BF・現場打ち								
⑦			UF・BF・現場打ち								
⑧			UF・BF・現場打ち								
⑨			UF・BF・現場打ち								
⑩			UF・BF・現場打ち								
⑪			UF・BF・現場打ち								
⑫			UF・BF・現場打ち								

17. 透視度等調査結果表【県参考様式】

（参考様式7）

透視度等調査結果表

氏名：

平成30年度

1. 水管理点検状況（水稲作付面積）

ブロック名	確認面積 (ha)	状況確認 期別	状況確認 実施日	状況
		代かき期		
		田植え期		
		代かき期		
		田植え期		

2. 透視度等調査結果整理表

期別	場所・月日		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
代かき前期	月.日	A地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
代かき中期	月.日	A地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
代かき後期	月.日	A地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
田植え期	月.日	A地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
代かき前期	月.日	B地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
代かき中期	月.日	B地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
代かき後期	月.日	B地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
田植え期	月.日	B地点	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm

（表）　　（別紙（参考））

（例）

請　　書

1. 工事番号　　平成　　年度　　第　　号
2. 工事の名称　　工　　事
3. 工事場所　　地　　先
4. 工事期間　　平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで
5. 引渡時期　　検査に合格した旨の通知を受けた日(完了を確認した日)
6. 請負代金額　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

7. 契約保証金　　免　除

上記の工事について、裏面に記載するかし担保条項を承諾の上、工期内に完成することを請け負います。

平成　　年　　月　　日

（発注者）

（受注者）

㊞

（裏）

【かし担保】

（1）　工事目的物にかしがあるときは、発注者（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求し、または補修に代え、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

ただし、かしが重要ではなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。

（2）　前項の規定によるかしの補修または損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることのできる期間は10年とする。

（3）　甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、遅滞なく書面によりその旨を乙に通知しなければ、当該かしの補修または損害賠償の請求をすることはできない。

ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

（4）　工事目的物が第１項のかしにより滅失またはき損したときは、甲は、第２項に定める期間内で、かつ、その滅失またはき損の日から６ヶ月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

（5）　第１項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質または甲もしくは活動組織の役員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。

ただし、乙がその材料または指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

23. 日当整理帳(個人)【参考様式】

（参考様式）

様

1．日当整理帳（個人として参加された場合）

平成○○年○○月○○日　単価　　円／時間

氏　名	出役状況（作業時間）								作業時間計	日当	確認印
	月　日										
	作業内容										
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
計　人										0 円	

23. 日当整理帳(団体)【参考様式】

2．日当整理帳（団体で参加された場合）

様　　平成○○年○○月○○日

下表のとおり、日当として　　円、確かに受領しました。

団体名

会長名　　印

単価　　円／時間

氏　名	出役状況（作業時間）								作業時間計	日当	確認印
	月　日										
	作業内容										
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
									0	0 円	
計　人										0 円	

24. 立替払い返金領収書【参考様式】

立替払い返金領収書

平成　年　月　日

様

下記の商品を購入し、立て替えた代金の返金を受け取りました。

記

日付	商品名	単価(円)	数量	単位	金額（円）	備考

以上

目的

印

領収書添付欄

25. 財産管理台帳(長寿命化)【国様式 1-11】

（様式第1－11号）

財　産　管　理　台　帳

市町村名		対象組織名		活動期間	年度　～　年度								
事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
名称	工種構造・規格	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費(単位:円)	経費内訳(単位:円)			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							国費分	地方費分	その他					
計														

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、賠当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
　　また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注4：この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注6：「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

26. 財産管理台帳(物品)【参考様式】

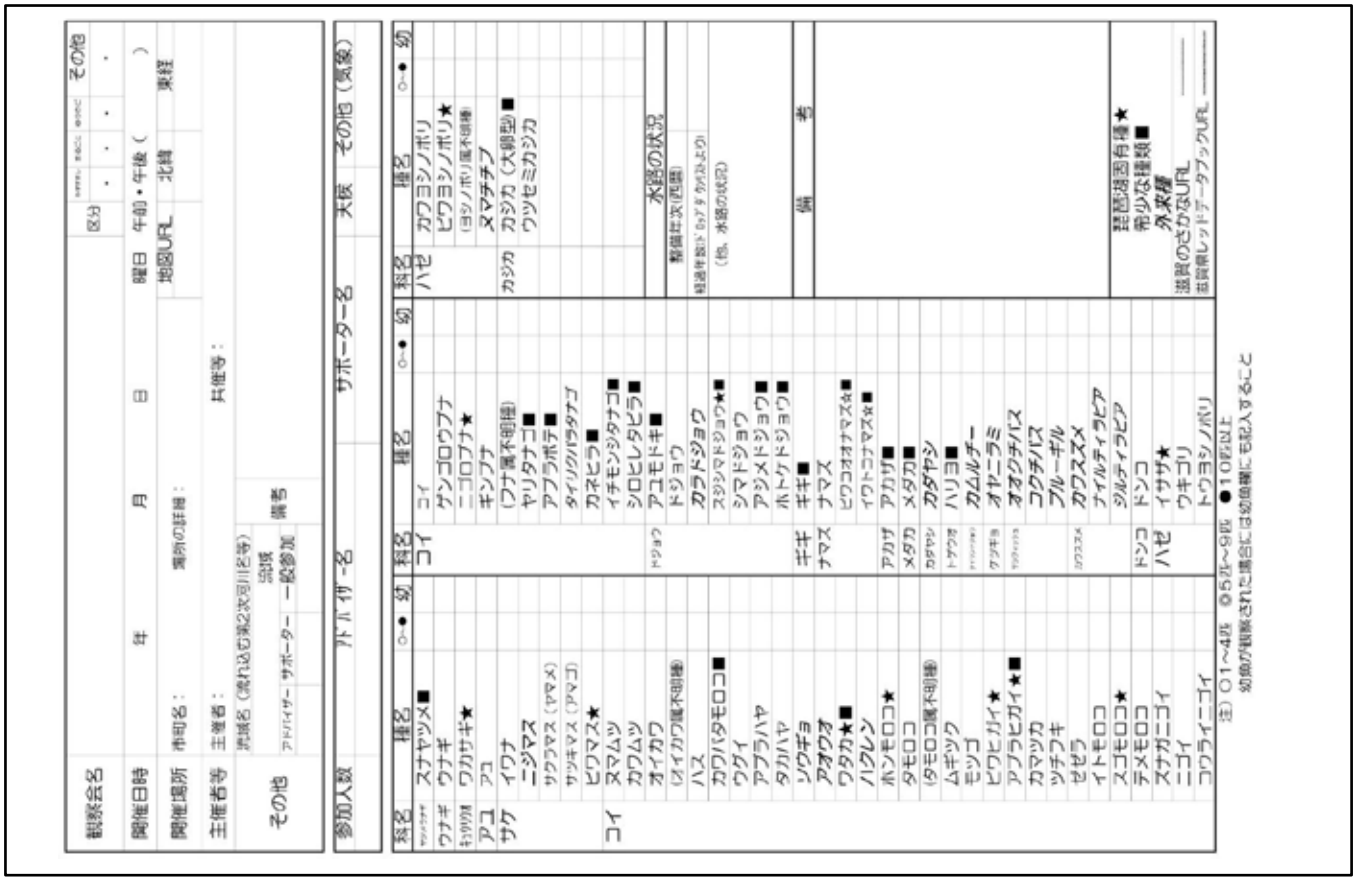
（参考様式）

財産管理台帳

活動組織名：

番号	名　　称	規格・機種	数量	単位	取得		処分			保管場所	備　　考
					価　格	年月日	耐用年数	処分制限年月日	処分年月日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											

28. 生物多様性水路モニタリング結果表【参考様式】



施設別点検 チェックリスト

活動組織名：

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検のポイント	確認日	確認結果		対応の必要がある具体的な場所
		有り	無し			ない	ある	
農用地	遊休農地の発生防止			耕作が放棄された農地はありませんか。				
農用地	※1鳥獣害防護柵			壊れた部分や下草で通電できない部分がありませんか。				
農用地	※2防風ネット			壊れた部分や下が草で覆われていませんか。				
開水路				水路に土砂が堆積し、通水に障害が生じていませんか。				
パイプライン ポンプ吸水槽				ポンプの吸水槽に泥が堆積し、吸水に障害が生じていませんか。				
パイプライン ポンプ吸水槽				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。				
農道	未舗装農道			未舗装道路の路面に凸凹がありませんか。				
農道	農道の側溝			側溝に泥が堆積していませんか。				
ため池				ため池に多くの土砂が堆積し、貯水量が少なくなるなど障害が生じていませんか。				
ため池				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。				

※1 鳥獣害防護柵 ： イノシシやシカなどの獣害を防止するために設置された柵（電気柵等）

※2 防風ネット ： 強風から農作物や施設を守るために設置されたネット

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（ 農用地編 ）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	遊休農地の発生防止			耕作が放棄された農地はありませんか。				
点検	※1鳥獣害防護柵			壊れた部分や下草で通電できない部分がありませんか。				
点検	※2防風ネット			壊れた部分や下が草で覆われていませんか。				
機能診断	畦畔			田んぼと田んぼを区分する畦が崩れていませんか。				
機能診断	法面			田んぼの法面が雨などで崩れていませんか。				

※1 鳥獣害防護柵 ： イノシシやシカなどの獣害を防止するために設置された柵（電気柵等）

※2 防風ネット ： 強風から農作物や施設を守るために設置されたネット

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（用水路　開水路編　）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	水路（用水路）			用水路に土砂が堆積し、通水に障害が生じていませんか。				
機能診断	水路（用水路）やコンクリート構造物			水路やコンクリート構造物の目地（継ぎ目）が開いていて、漏水していませんか。				
				水路やコンクリート構造物の表面がもろくなっていませんか。				
				水路やコンクリート構造物が沈下していませんか。				
	水路（用水路）や除塵機			スクリーンのゴミの未処理や水路内に藻や水草が付着していませんか。				
	※1遮光施設			遮光施設に破損した部分はありませんか。				
	法面			法面が雨などにより崩れていませんか。				
	ゲート類			サビなどの原因により開閉がしにくくありませんか				
				塗装がはがれていませんか				
	施設全体			用水路の施設に破損したものはありませんか。				

※1 遮光施設　：　水草やアオコなどの発生を防止するために光を遮断するための施設

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（排水路　開水路編　）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	水路（排水路）			排水路に土砂が堆積し、通水に障害が生じていませんか。				
機能診断	水路（排水路）			水路の壁に”はらみ（ふくらみ）”がありませんか。				
	水路（排水路）やコンクリート構造物			水路やコンクリート構造物の目地（継ぎ目）が開いていて、漏水していませんか。				
				水路やコンクリート構造物の表面がもろくなっていませんか。				
				水路やコンクリート構造物が沈下していませんか。				
				水路などの裏面の土が無くなり、空洞になっていませんか。				
	水路（排水路）や除塵機			除塵機の藻・ゴミの未処理や水路内に藻や水草が付着していませんか。				
	※1 遮光施設			遮光施設に破損した部分はありませんか。				
	法面			法面が雨などにより崩れていませんか。				
	施設全体			排水路の施設に破損したものはありませんか。				

※1 遮光施設　：　水草やアオコなどの発生を防止するために光を遮断するための施設

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（ パイプライン編 ）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	ポンプ吸水槽			ポンプの吸水槽に泥が堆積し、吸水に障害が生じていませんか。				
				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。				
機能診断	給水栓ボックス			給水栓ボックスの基礎部（底面）が洗われていませんか。				
	※1遮光施設			遮光施設に破損した部分はありませんか。				
	施設全体			パイプラインの施設に破損したものはありませんか。				

※1 遮光施設 ： 水草やアオコなどの発生を防止するために光を遮断するための施設

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（ 農道編 ）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	未舗装農道			未舗装道路の路面に凸凹がありませんか。				
機能診断	農道の側溝			側溝に泥が堆積していませんか。				
				側溝の目地（継ぎ目）が開いていて、漏水していませんか。				
				側溝の沈下し河床が波打っていませんか。				
				側溝の裏面の土が無くなり、空洞になっていませんか。				
	農道			路肩・法面が雨などにより崩れていませんか。				
				舗装路面の凸凹や農道施設に破損部分はありませんか。				

施設別点検・機能診断チェックリスト

活動組織名：

（ ため池編 ）

（確認担当者：　　）

区分		施設の有無		点検・機能診断のポイント	確認日	確認結果		対応（補修等）の必要がある場所
		有り	無し			ない	ある	
点検	ため池			ため池に多くの土砂が堆積し、貯水量が少なくなるなど障害が生じていませんか。				
				大規模な浚渫（土砂あげ）になりそうですか。				
機能診断	※1遮水シート			遮水シートに破れなどの破損箇所はありませんか。				
	コンクリート構造物			コンクリート製の桝や水路などの目地（継ぎ目）が開いていて、漏水していませんか。				
				コンクリート製の桝や水路などの表面がもろくなっていませんか。				
	堤体			堤体の表面が雨などで崩れていませんか。				
	※2遮光施設			遮光施設に破損した部分はありませんか。				
	施設全体			ため池の施設に破損したものはありませんか。				

※1 遮水シート ： 水漏れを防止するために設置されたシート

※2 遮光施設 ： 水草やアオコなどの発生を防止するために光を遮断するための施設

31. 水田貯留機能増進計画書【県参考様式】

（参考様式）

活動組織名：

水田貯留機能増進計画書

1．地区の概要

地区名：
実施区域：認定農用地（田）面積　　ha
　　うち計画対象農用地（田）面積①　　ha
　　うち取組農用地（田）　面積②　　ha
実施率（②／①×100）：　　%　＞　80%
実施期間：平成　　年　　月から　　年間
関係市町名：
関係集落名：

2．計画対象農用地（田）等の範囲

別紙のとおり
・浸水被害を軽減させる想定区域と計画対象農用地を示した排水系統図（位置図）
・面積を記載した各筆一覧表

3．取組の基本方針

4．活動内容

項　目	活動期間	内　　容	備考
計画策定			
啓発普及			
実践活動			

32. 生態系保全計画書【県参考様式】

（参考様式）

平成　年　月　日

生態系保全計画書

1．活動組織の概要

活動組織名：＿＿＿＿＿
実施区域：資源向上支払交付金交付対象農用地（田）面積　＿＿＿＿a

2．整備計画

1）保全対象種：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※保全種の選定方法：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

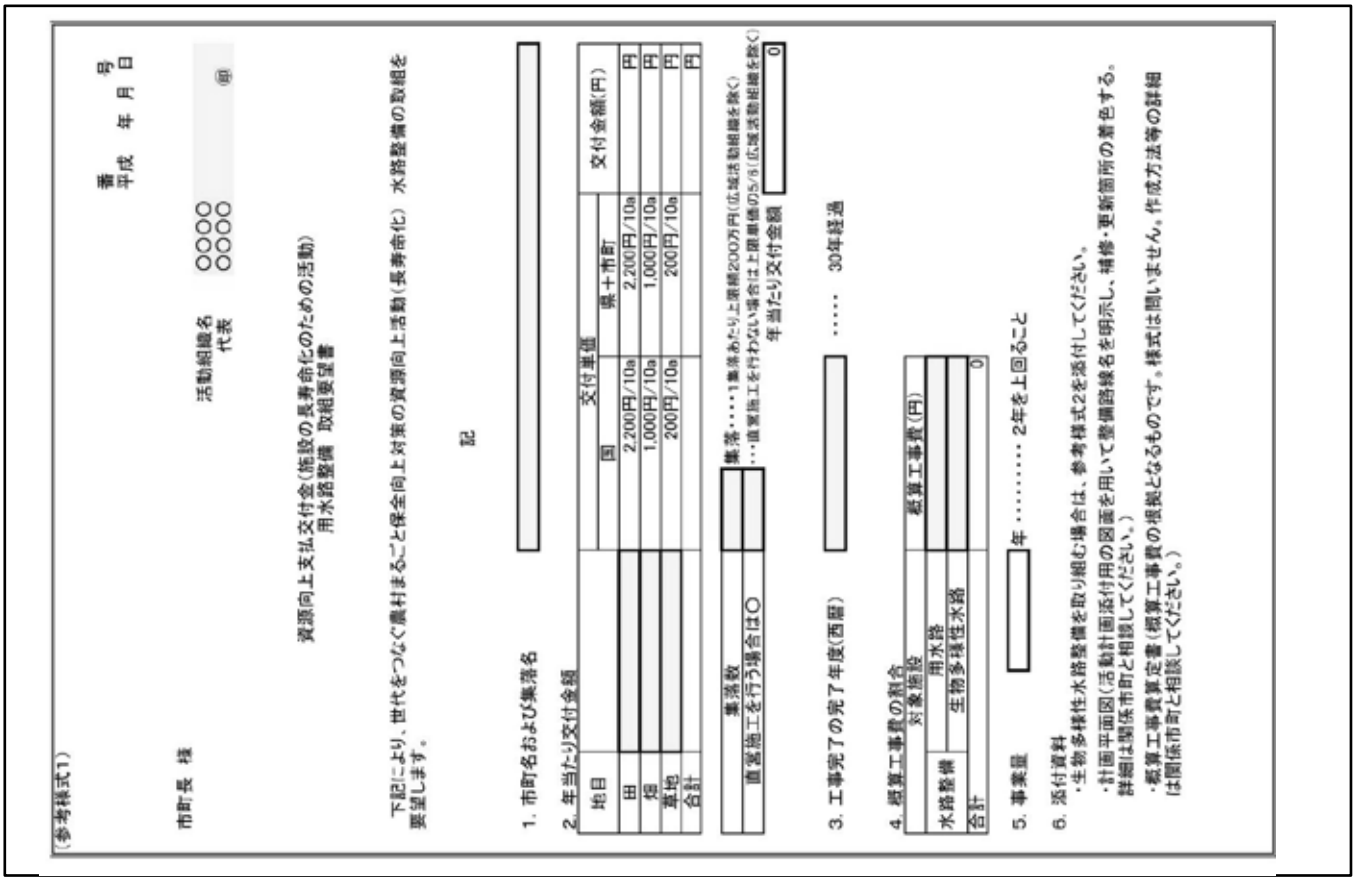
2）取組内容

設置施設	延べ数量	年度計画				

3．モニタリング計画

4．施設設置位置図

33. 用水路整備　取組要望書【県様式 1】



（参考様式1）

番　号
平成　年　月　日

市町長　様

活動組織名　○○○○
代表　○○○○　㊞

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
用水路整備　取組要望書

下記により、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の資源向上活動（長寿命化）水路整備の取組を要望します。

記

1. 市町名および集落名

2. 年当たり交付金額

地目	交付基礎		交付金額(円)
	国	県＋市町	
田	2,200円/10a	2,200円/10a	円
畑	1,000円/10a	1,000円/10a	円
草地	200円/10a	200円/10a	円
合計			円

集落数		集落・・・・1集落あたり上限額200万円（広域活動組織を除く）
直営施工を行う場合は○		・・・直営施工を行わない場合は上限単価の5/6（広域活動組織を除く）
		年当たり交付金額　0

3. 工事完了の年度（西暦）　　・・・・・・　30年経過

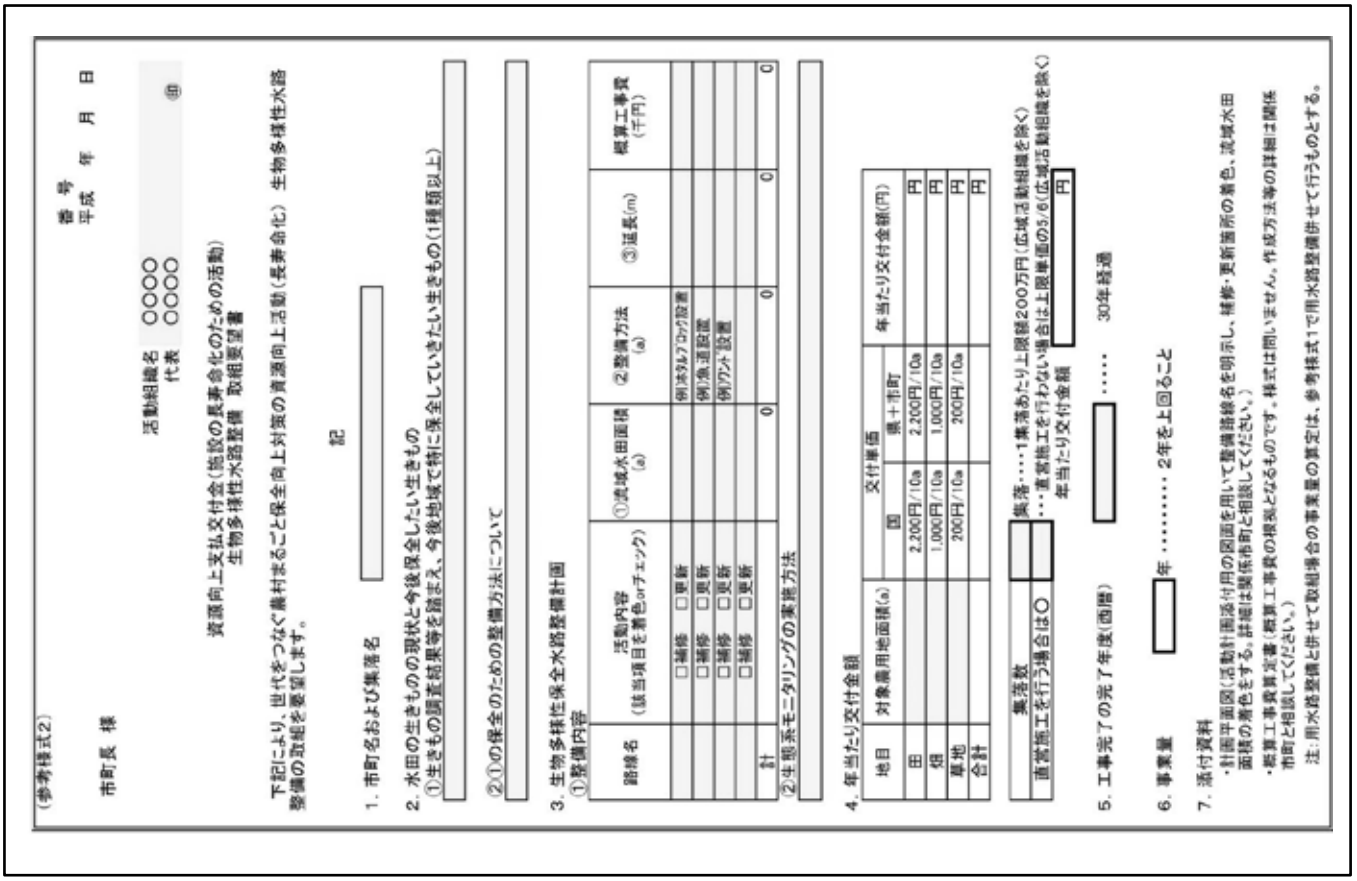
4. 超算工事費の割合

	対象施設	超算工事費(円)
水路整備	用水路	
	生物多様性水路	
合計		0

5. 事業量　　年 ・・・・・・・・・ 2年を上回ること

6. 添付資料
・生物多様性水路整備を取り組む場合は、参考様式2を添付してください。
・計画平面図（活動計画添付用の図面を用いて整備路線名を明示し、補修・更新箇所の着色する。詳細は関係市町と相談してください。）
・超算工事費算定書（超算工事費の根拠となるものです。様式は問いません。作成方法等の詳細は関係市町と相談してください。）

34. 生物多様性水路整備　取組要望書【県様式 2】



（参考様式2）

番　号
平成　年　月　日

市町長　様

活動組織名　○○○○
代表　○○○○　㊞

資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
生物多様性水路整備　取組要望書

下記により、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の資源向上活動（長寿命化）生物多様性水路整備の取組を要望します。

記

1. 市町名および集落名

2. 水田の生きものの現状と今後保全したい生きもの
①生きもの調査結果等を踏まえ、今後地域で特に保全していきたい生きもの（1種類以上）

②①の保全のための整備方法について

3. 生物多様性保全水路整備計画
①整備内容

路線名	活動内容（該当項目を着色orチェック）	①流域水田面積(a)	②整備方法(a)	③延長(m)	超算工事費（千円）
	□補修　□更新		例)ネタルブロック設置		
	□補修　□更新		例)魚道設置		
	□補修　□更新		例)ブロック設置		
	□補修　□更新				
計		0	0	0	0

②生態系モニタリングの実施方法

4. 年当たり交付金額

地目	対象農用地面積(a)	交付基礎		年当たり交付金額(円)
		国	県＋市町	
田		2,200円/10a	2,200円/10a	円
畑		1,000円/10a	1,000円/10a	円
草地		200円/10a	200円/10a	円
合計				円

集落数		集落・・・・1集落あたり上限額200万円（広域活動組織を除く）
直営施工を行う場合は○		・・・直営施工を行わない場合は上限単価の5/6（広域活動組織を除く）
		年当たり交付金額　円

5. 工事完了の年度（西暦）　　・・・・・・　30年経過

6. 事業量　　年 ・・・・・・・・・ 2年を上回ること

7. 添付資料
・計画平面図（活動計画添付用の図面を用いて整備路線名を明示し、補修・更新箇所の着色、流域水田面積の着色をする。詳細は関係市町と相談してください。）
・超算工事費算定書（超算工事費の根拠となるものです。様式は問いません。作成方法等の詳細は関係市町と相談してください。）
注：用水路整備と併せて取組場合の事業量の算定は、参考様式1で用水路整備併せて行うものとする。

35. 支払報告書(確定申告用)【参考様式】

平成　　年分　多面的機能支払交付金　支払報告書（申告用）

この支払報告書は申告に必要な資料です。申告相談の際に忘れずに持参してください。

活動組織名		代表者氏名	

1．受領者住所・氏名

住　所		氏　名	

2．支払額実績

項　目	内　訳	支払金額（円）	活動内容
農地維持支払交付金 資源向上支交付金 【共同活動】			
資源向上支払交付金 【長寿命化】			
申告収入額合計			※　受領者に農業収入のある場合は「農業所得の雑収入」、それ以外の場合は「雑所得」となります。

36. 積立資金計画申出書【参考様式】

（参考様式）

平成　　年度　●●市世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金
積立資金計画申出書

平成　　年　　月　　日

あて

●●市長

［対象組織］
住　　所
組 織 名
代表者名　　㊞

下記のとおり積み立てを行いたいので届け出ます。

記

1　積立資金計画書（別紙）

2　添付資料
・見積書の写し　等　（根拠資料）

（注意事項）
・積立の使途1件ごとに届け出てください。
・積立資金計画の根拠資料を添付してください。
根拠資料：見積書の写し、（購入の場合）パンフレット等の仕様の分かる書類、
（工事等の場合）施工場所の位置図　等
なお、見積書の写しは、1者以上添付してください。

参考様式4

平成　　年　　月　　日

○○市町長 ○○ 様

［住所］
［活動組織名］
［代表者氏名］　　様

農地転用等にかかる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策
○○活動支援交付金の返還について（協議）

このことについて、下記のとおり転用等により協定農用地が減少しますので、○○活動支援交付金の返還について協議します。

記

1. 転用等が発生した所在地

2. 転用等により減少した面積（アール）

水田　　a、畑　　a、草地　　a、　　計　　a

3. 転用等の理由

4. 転用が発生した年月日

5. 添付書類
・農用地区域の変更にかかる書類
・位置図（協定締結時の位置図に場所を明示してください。）
・その他資料

（別紙）

積立資金計画書

1　積立目的

1　使　　途	□　機械・器具の購入
	□　工事等（施設の維持管理、補修又は更新のための工事、修繕等の外注又は直営施工等）
2　詳　　細　※1	

※該当する項目（□）にチェックをしてください。

2　資金計画

1　積立年度	平成　　年度　～　平成　　年度（計　か年）　※2			
2　執行年度	平成　　年度　※2			
3　積立計画	年度	年度	年度	年度
※3	円	円	円	円
※4	積立総額　　円			
4　交付見込額	交付見込額（毎年度）　　円			

（注意事項）

※1　機械・器具の購入の場合は、購入の目的、品目、数量及び予定している規格・機種を、工事等の場合は、実施の目的、構造、延長、箇所数等を記入してください。

※2　資金計画は活動期間内の計画としてください。
執行年度：活動終了年度もしくはそれ以前の年度としてください。
積立年度：執行年度の前年度までとしてください。（最短：1年、最長：4年）

※3　積立額（毎年度）の上限はありませんが、活動計画書に記載した活動を必ず実施することを前提に、積立額を設定してください。

※4「見積額＝積立総額＋執行年度交付金の一部」となります。
見積額が10万円以上の場合は、執行年度にあらためて3者見積をお願いします。

面積減以外の協議（平成２７年度以降の交付金を現金で返還する場合）
（交付金との相殺交付を行う場合）

参考様式6

平成　年　月　日

〇〇市町長　〇〇　様

［住　所　］
［活動組織名］
［代表者氏名］

農地転用等にかかる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策
交付金の面積の減以外による返還について（協議）

このことについて、下記のとおり面積の減以外の事象により、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金の減少が生じますので、返還について協議します。

記

1. 事象が発生した所在地

2. 事象の発生理由

3. 返還額　　円

4. 添付書類
・事象の発生理由を説明できる資料

面積減以外の申告（平成26年度以前の交付金を現金で返還する場合）

県様式3

平　成　年　月　日

滋賀県世代をつなぐ
農村まるごと保全推進協議会
会長　高橋　滝治郎　様

［住　所　］
［活動組織名］
［代表者氏名］

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策支援交付金に係る返還申告書

多面的機能支払交付金（農地・水保全管理支払交付金）実施要綱別紙1第10および別紙2第10に基づき、　　年度の支援交付金を下記により返還することを申告します。

記

1. 返還額　　円

2. 返還理由　別紙一覧表参照

38. 地域資源保全管理構想【国別記 1−4】

（別記1－4様式）

番　　号
年　月　日

○○市町長　殿

対象組織代表
氏　名　　印

平成○○年度　多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産事務次官依命通知）第１の２の（２）に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

（別添）

○○地区地域資源保全管理構想
（○年○月作成）

1．地域で保全管理していく農用地及び施設
（1）農用地
（2）水路、農道、ため池
（3）その他施設等

2．地域の共同活動で行う保全管理活動
（1）農用地について行う活動
（2）水路、農道、ため池について行う活動
（3）その他施設について行う活動

3．地域の共同活動の実施体制
（1）組織の構成員、意思決定方法
（2）構成員の役割分担
① 農用地について行う活動
② 水路、農道、ため池について行う活動
③ その他施設について行う活動

4．地域農業の担い手の育成・確保
（1）担い手農家の育成・確保
（2）農地の利用集積

5．適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関するＱ＆Ａ

（Ｑ１） 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金を受けるためにはどのような手続きが必要ですか。

（Ａ）まず活動組織（又は広域活動組織）を設立してください。その上で、事業計画書、活動計画書等を作成し、市町村長に提出し、事業計画の認定を受けてください。

（Ｑ２）新たに活動組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

（Ａ）活動組織を年度途中に立ち上げた場合でも、交付年度の４月１日以降に実施した活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

（Ｑ３）活動期間（原則５年間）中に活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

（Ａ）活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則５年間）の認定年度に遡って返還していただくことになります。

なお、以下の場合においても、交付金の返還が生じます。

・交付金算定対象となる農用地が転用などにより減少した場合
・交付金算定対象となる農用地が適切に保全管理できなくなった場合
・本交付金が活動目的以外に使用されていると認められた場合
・交付対象農用地に含めた遊休農地が活動期間中に解消しなかった場合

（Ｑ４）世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策と中山間地域等直接支払交付金を同一地区で取り組むことはできますか。

（Ａ）取り組むことは可能ですが、次の点に注意してください。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下「本対策」という）の活動計画に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、まず本対策の交付金により行ってください。

中山間地域等直接支払交付金を共同活動に充てる場合には、本対策の交付金が不足した場合に残りの区間の活動に充当することや、本対策の交付金を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当するなど経理を区分していただく必要があります。

（Ｑ５）地域資源の適切な保全管理のための推進活動として、「有識者等による研修会、有識者を交えた検討会」を選択していますが、相応しい人物を紹介してもらうことはできますか。

（Ａ）集落における地域農業や農村の発展・活性化に向けた話し合いや実践活動を支援するため、滋賀県農業・農村活性化サポートセンターにより「アドバイザーの派遣」事業をされています。県の窓口はお近くの県農業農村振興事務所農産普及課となりますが、まずは市町へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局

◇滋賀県農政水産部農村振興課地域資源活用推進室

520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3963 FAX 077-528-4888

◇滋賀県土地改良事業団体連合会(水土里ネット滋賀)

521-1224 東近江市林町601番地 電話 0748-42-4806 FAX 0748-42-5574

◇お近くの滋賀県の地方機関

大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課

525-8525 草津市草津三丁目14-75 電話 077-567-5415 FAX 077-564-2510

甲賀農業農村振興事務所 田園振興課

528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6121 FAX 0748-63-6139

東近江農業農村振興事務所 田園振興課

527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912

湖東農業農村振興事務所 田園振興課

522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229

湖北農業農村振興事務所 田園振興課

526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6622 FAX 0749-64-1597

高島農業農村振興事務所 田園振興課

520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6034 FAX 0740-22-4393

○お問い合わせ時には「まるごと保全担当者」とお声かけください。

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、推進協議会のホームページにて入手できます。

http://shiga-nouson-marugoto.com/form/

平成30年5月